

14. 21-898
1200501163927

142



始



1124 3

895

産業部資料(40の1)

滿洲に於ける小作關係

— 康徳元・二・三年度農村實態調査報告書 —

國務院産業部大臣官房資料科



滿洲國
於ける小作關係

— 康德元・二・三年度農村實態調查報告書 —



發行所寄贈本



種蒔き……清明節が来た。人手も揃った。小作地の濡りも温みも恰度程
よくなつた。賣らずに濟んだ自分の馬を祭して今日は種蒔きだ。……

—(農村風景の二)—

例 言

一、本報告書は曩に實業部臨時産業調査局より公刊された産調資料(45ノ1)より(16)に至る十六篇の報告書に引續いて農村實態調査の各種資料を整理集成したものである。
即ち産調資料(45)に於いては、原稿執筆上の都合から最初の豫定は若干變更されて、次の如き各篇が既に公刊されたのである。

- 産調資料(45)の(1) 農家概況篇
" (2) 小作關係並に慣行篇
" (3) 農業經營篇
" (4) 販賣並に購入事情篇
" (5) 雇傭關係並に慣行篇
" (6) 農家の負債並に貸借關係篇
" (7) 農業經營續篇
" (8) 土地關係並に慣行篇
" (9) 農村社會生活篇
" (10) 農産物販賣事情篇(南滿)

- 〃 (11) 農家經濟收支
- 〃 (12) 主要農産物生産費
- 〃 (13) 土地關係並に慣行篇補遺
- 〃 (14) 租税公課篇(北滿及び南滿)
- 〃 (15) 農家の負債並に貸借關係(南滿)
- 〃 (16) 耕種概要篇(北滿農具の部)

右十六篇の報告書のうち(10)(12)(14)(15)の四篇を除く外の各篇は、主として康德元年度の北滿二省十六縣十七部落を対象とした農村實態調査の材料を基礎としたものであつたが、其後引續いて臨時産業調査局及び縣技士見習生の手によつて實施された農村實態調査資料のうち、南滿三省十縣十部落及び中滿二省十縣十部落に就いても北滿と同様の方法に従つて再集計取纏めの努力が續行されて來たのであつて、其結果を今茲に一連の報告書として公刊する次第である。

二、農村實態調査取纏めの希望から言へば、最初産調資料(45)の例言に約束された如き各篇の夫々に就いて、南滿中滿の報告書が完成することが望ましいのであつたが、諸般の都合から今差當つて豫定されて居るのは次の如き諸篇である。

- (執筆順)
- 滿洲に於ける小作關係(北・中・南滿)
- 南滿及び中滿に於ける土地關係並に慣行

- 〃 農家概況
- 〃 農業經營
- 滿洲に於ける農民の生活程度(北・中・南滿)
- 中滿に於ける農家の負債並に貸借關係
- 南滿及び北滿に於ける耕種概要

(但し篇によつて若干の變更があるかも知れない)

右各篇の報告書に於いては、北滿の場合と同様、滿洲農村の實態を忠實に分析描寫する立場が守られて居ることに變りはないが、北滿の報告書取纏めに際しては個人の私見に亙る様なものは一切差控へた爲に、一つの判断を下すといふことは極く遠慮勝にしかなされなかつたのに反し、今度は多少個人の私見に亙る様になつても一つの判断に到達するといふ努力は之を重要視した。蓋し南滿から中滿へと取纏めが進行し、南北中滿に於ける各種の型の農村を比較對照する便宜が些しでも與へられた今に於いて尙、私見を慎む事の爲に、判断を下す事迄も差控へるといふことは到底許されない事情にあると考へられる。だけれども、此處に謂ふところの判断又は意見といふものは報告書の取纏め執筆の責任からなされるものであるから、此の間の責任を明らかにする爲に各篇毎に原稿執筆者の氏名を記して置いた。

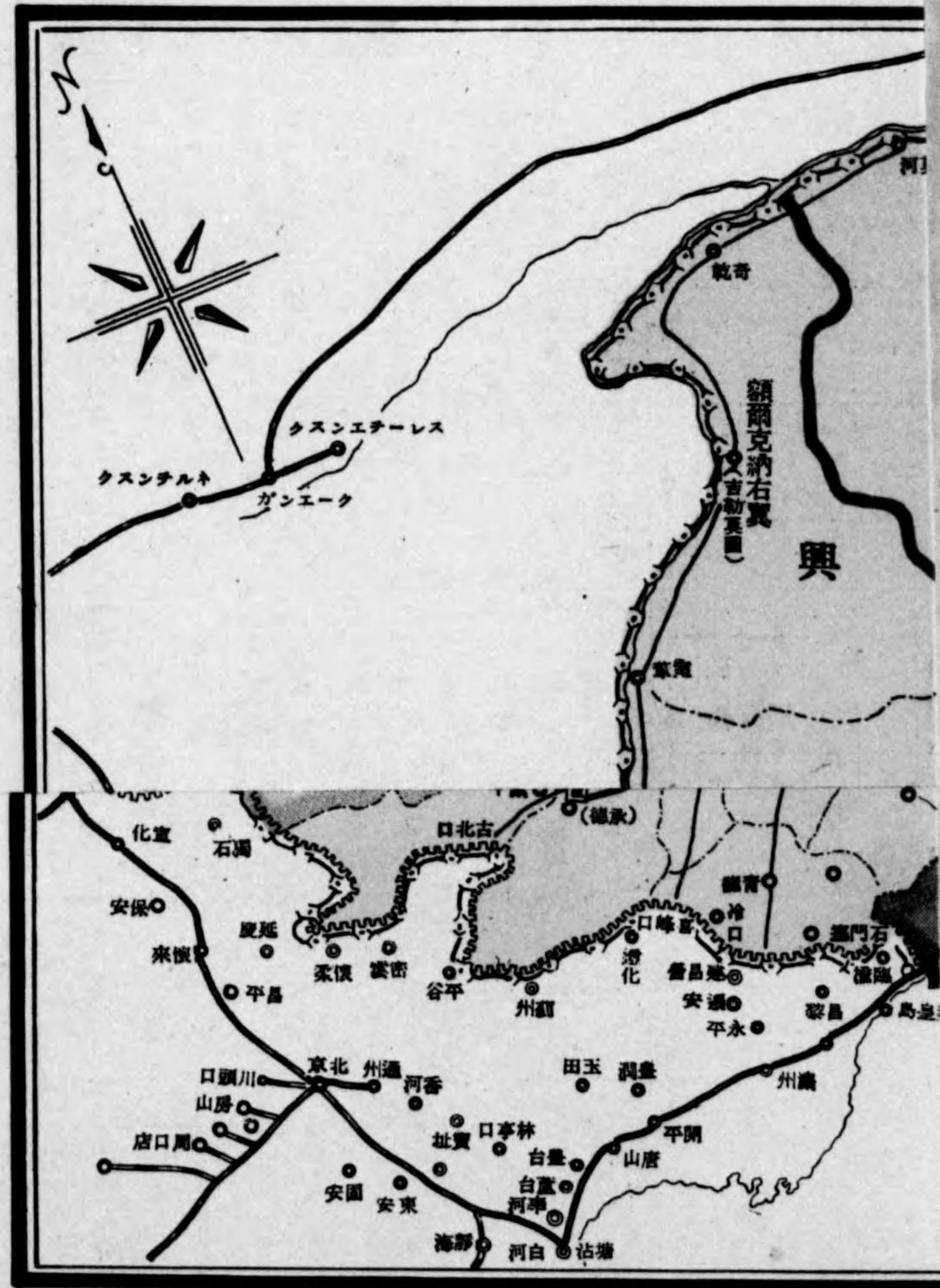
三、報告書取纏めの対象となつた調査部落は左の如くである。

北 滿

縣名	實態調査部落	同上戸數	縣城よりの距離	調査の對象となつた年度	調査機關
海倫	五四甲五井後三馬架屯	五二戸	東北方一八滿里	康徳元年	産調
望奎	惠字四井後四井屯	三八	東北方二五滿里	"	"
綏化	第三區蔡家窩堡	四五	西北方一八滿里	"	"
慶城	第四區張家燒鍋	六七	西南方一五滿里	"	"
呼蘭	第四區孟家屯	五一	北方約一八滿里	"	"
巴彥	第二保龍泉鎮西太平莊	四二	北西方一五滿里	"	"
青岡	第四區董家園子	三〇	北方二四滿里	"	"
安達	第五區石家園子	四二	北東方二八滿里	"	"
肇慶	第三區正四家子屯	二四	北東方二五滿里	"	"
富錦	安字第十九井張家大園子	六二	西方約一八滿里	"	"
訥河	第三區七家戸屯	一九	西南方四〇滿里	"	"
拜泉	第四區李地房子	一三	西北方二〇滿里	"	"
明水	第一區孫家井	三四	西北方一八滿里	"	"
	利字四甲五井王殿元屯	三三	東北方約三二滿里	"	"
	七甲五井郭殿仁屯	四三	南方二〇滿里	"	"

中 滿

縣名	實態調査部落	同上戸數	縣城よりの距離	調査の對象となつた年度	調査機關
龍山	第一區政字第七十二號井 烏魚鎮段農字頭井幫辦屯	五二 三四	西北約三五滿里 東北方約二〇滿里	"	"
計	十六縣中の十七部落	六八二戸			
榆樹	第七區于家燒鍋	三四戸	南方四五滿里	康徳二年	産調
德惠	第四區関家屯甲東關家屯	三三	北方約四二滿里	"	縣技士見習生
九臺	第二區東基家店	三二	西方約三〇滿里	康徳三年	"
敦化	第四區三台山集團部落	五〇	西方四二滿里	康徳二年	産調
磐石	第一區草鳴山甲冉家村	四〇	東北方一二滿里	"	"
伊通	第五區大孤山甲營城子	二四	西方二二滿里	"	縣技士見習生
懷德	第六區劉房子村前灣溝	六三	劉房子驛より 西方約六滿里	康徳三年	"
梨樹	第一區勤耕村斐家油房	四〇	西北方一六滿里	康徳二年	産調
西豐	第三區白石村德恩屯	三九	東南方二五滿里	"	"
海龍	第二區太平村孫家街	四六	南方約三〇滿里	"	"
計	十縣の十箇部落	四〇二戸			



康德五年十二月

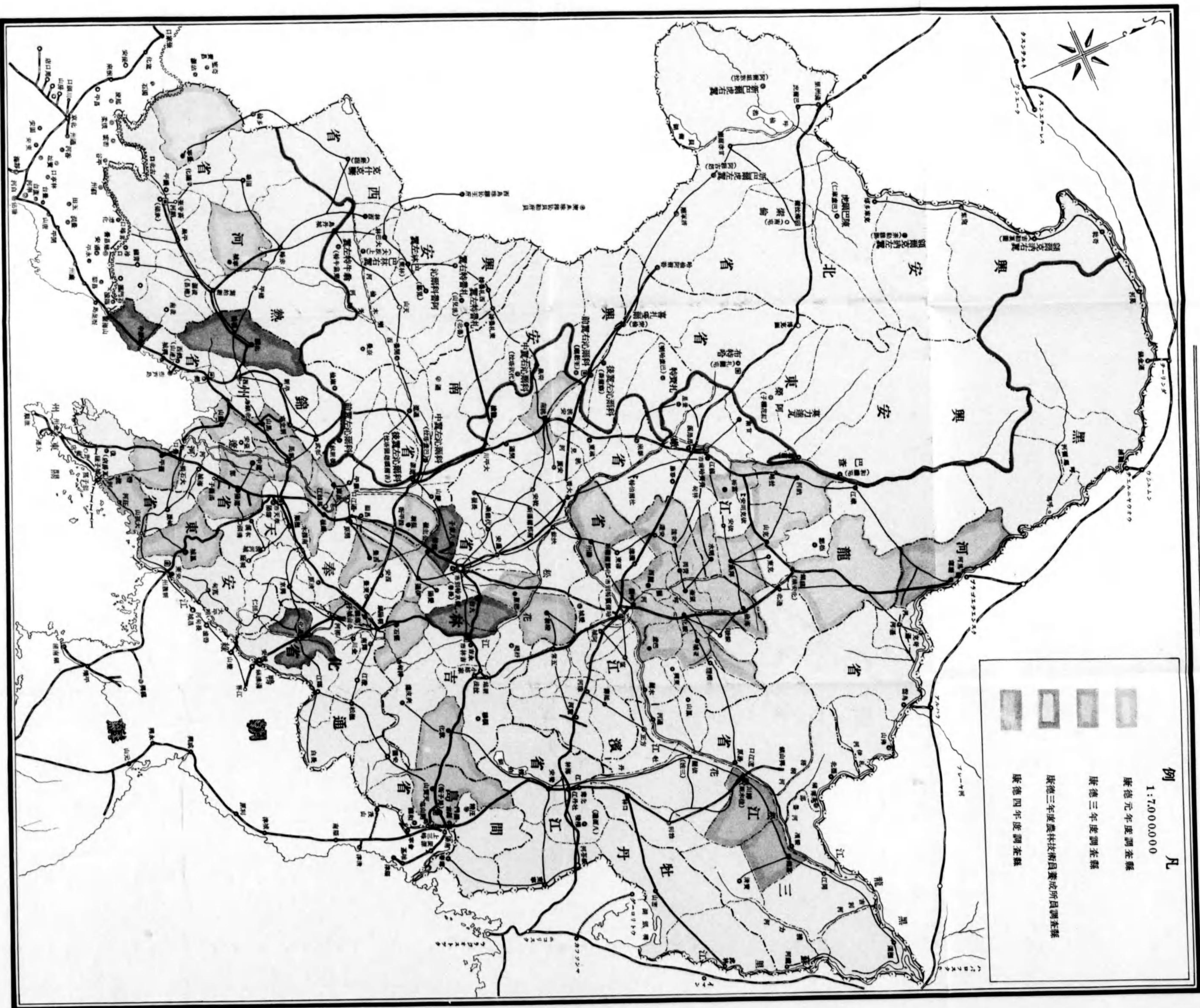
産業部大臣官房資料科

縣名	實態調査部落	同上戸數	縣城よりの距離	調査の對象となつた年度	調査機關
鐵嶺	第七區夏家樓村畢家窩棚	四一戸	西方四五滿里	康德二年	縣技士見習生
法庫	第二區五臺子村團山子	三七戸	西南方約一九・五滿里	"	"
遼陽	第六區櫻桃園村前三塊石屯	七七	南方一八滿里	"	産調
平城	第三區陳家屯	五七	熊岳城より東南方二〇滿里	"	"
鳳城	第一區赫家溝村西門家堡子	四七	東方四滿里	"	"
莊河	第七區莊東村金廠屯	三八	東方約二〇滿里	"	"
遼中	第八區腰屯村黃家窩棚	五九	北方一五滿里	"	"
新民	第一區腰高臺子村二道河子	九一	北方一二滿里	"	"
山山	第四區孫家窩棚村前孫家窩棚	六五	東北方三三滿里	"	"
盤石	第五區寬字段村孟家舖	五七	北方二五滿里	"	"
計	十縣の十箇部落	五六九戸			

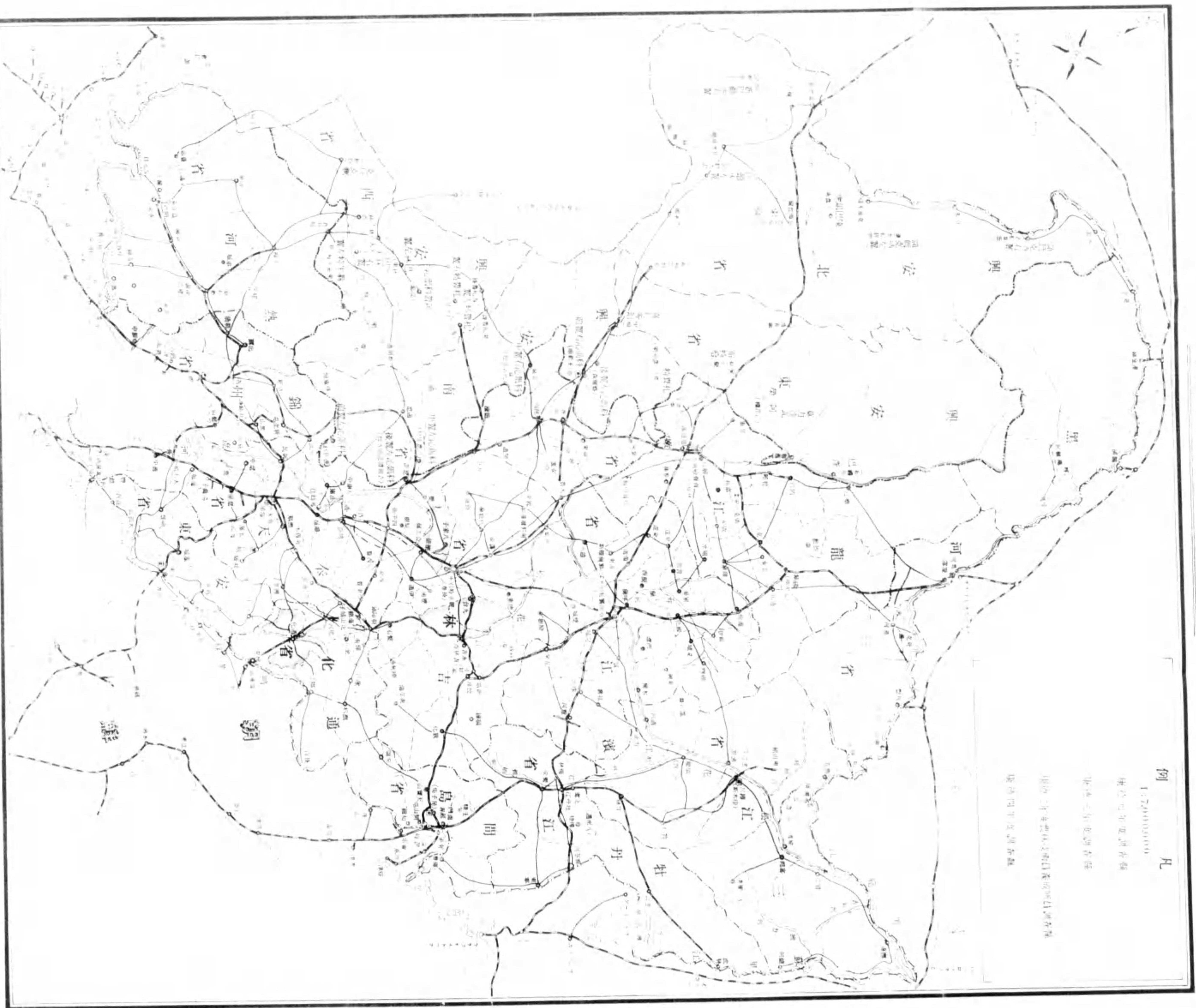
南滿

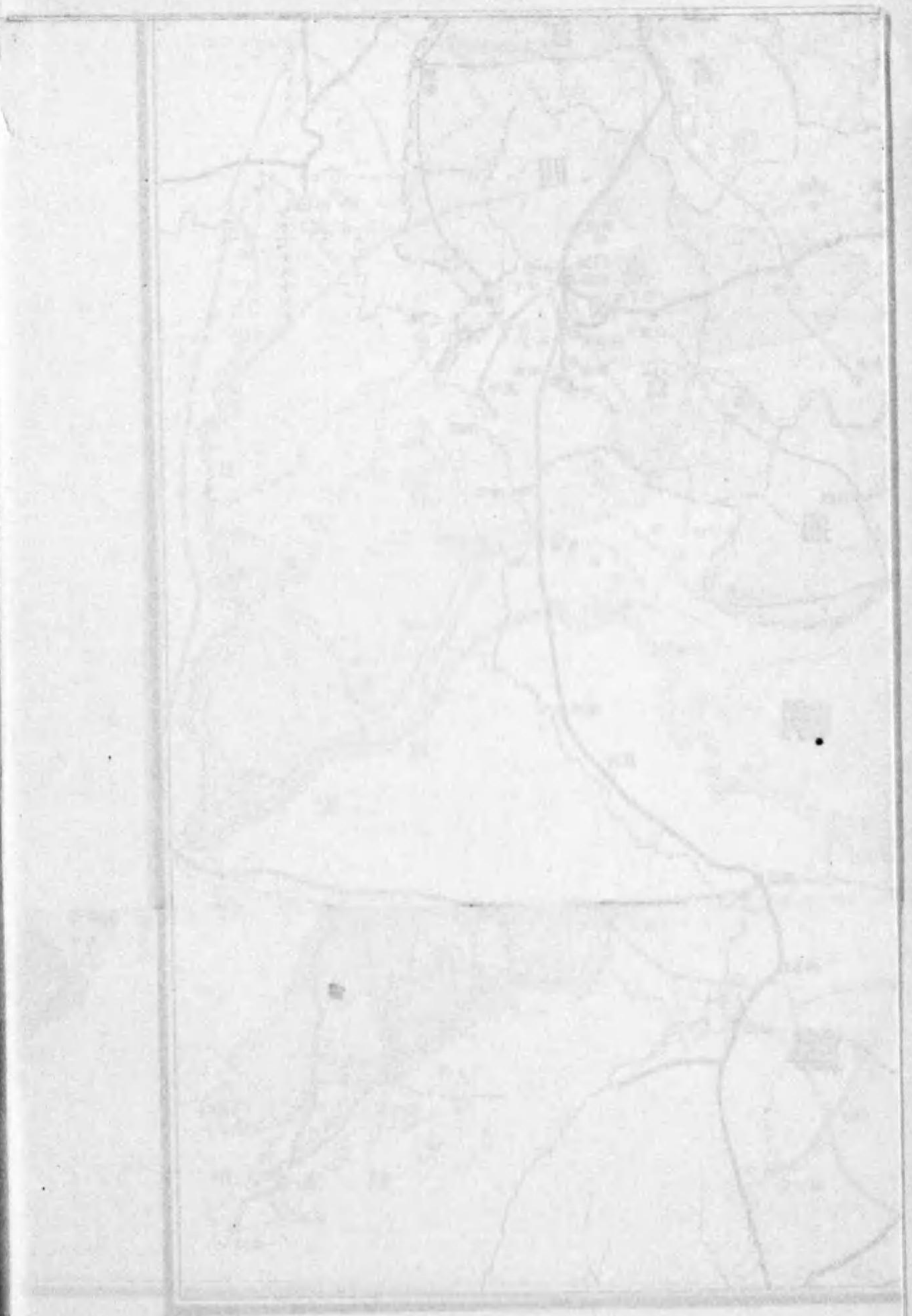
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

調查地域全圖



調査地域全圖





滿洲に於ける小作關係 目次

第一章 概 説	一
第一節 農村構成より見たる地主と小作人の地位	三
一、農村居住戸數より見たる地位	三
二、熟地所有面積より見たる地位	五
三、耕地面積より見たる地位	六
四、兼出稼兼雜業との關係	八
五、不在地主との關係	一〇
第二節 土地關係より見たる小作地	三
一、實質的熟地所有面積に於ける貸付地	三
二、耕作面積に於ける小作地	三
三、貸付地と小作地の配分	五
第三節 小作條件	八
一、小作料	八

二、附加物及び小作人の義務……………三
 三、租税公課の分劈……………三
 四、小作契約の時期期限繼續年數……………三

第二章 地主と小作人……………二元

第一節 地主……………三

一、地主の經營様式別及びその分布……………三
 二、純地主の群別及び各群別の小作に關與する力……………三
 三、地主兼自作の農家群別及び各群別の小作に關與する力……………四
 四、地主兼他業の群別及び各群別の小作に關與する力……………四
 五、不在地主……………四

第二節 小作人……………五

一、小作人の經營様式別及びその分布……………五
 二、自作兼小作の農家群別及び各群別の受くる小作關係の重さ……………六
 三、純小作の農家群別及び各群別の受くる小作關係の重さ……………六
 四、小作兼他業の群別及び各群別の受くる小作關係の重さ……………七
 五、小作人の在住狀況……………七

(附表) 第一の(A)地主の種類……………七
 " " (B) " "……………七
 " " (C) " "……………八
 " 第二の(A)地主の業態……………八
 " " (B) " "……………八
 " 第三の(A)地主の在住狀況……………九
 " " (B) " "……………九
 " 第四の(A)小作人の種類……………九
 " " (B) " "……………九
 " " (C) " "……………九
 " 第五の(A)小作人の業態……………九
 " " (B) " "……………九
 " " (C) " "……………九
 " 第六の(A)小作人の在住狀況……………九
 " " (B) " "……………九
 " " (南滿)……………九

第三章 小作地の貸借關係……………七

第一節 地主の土地貸付狀況……………七

- 一、地主の土地貸付面積高別戸数と面積の配分状況..... 九
- 二、貸付面積高別貸付地の内譯とその性質..... 一〇
- 三、土地所有と貸付との關係..... 一〇
- 第二節 小作人の土地借入状況..... 一四
- 一、小作人の土地借入面積高別戸数と面積の配分..... 一四
- 二、借入面積高別借入地の内譯とその性質..... 一八
- 三、耕作と借入の關係..... 二七
- 第三節 小作契約件数別に見たる小作地の貸借状況..... 三三
- 一、小作契約の件数と面積との關係..... 三三
- 二、小作地の等級別..... 三五
- 三、小作地の所在..... 三六
- (附表)第七の(A)(その一)地主の土地貸付状況(北滿)..... 三九
- " " " (A)(その二) " " " (北滿)..... 四〇
- " " " (B)(その一) " " " (中滿)..... 四一
- " " " (B)(その二) " " " (中滿)..... 四二
- " " " (C)(その一) " " " (南滿)..... 四三
- " " " (C)(その二) " " " (南滿)..... 四四
- " " " (A)小作契約一件當り面積高別状況(中滿)..... 四五
- " " " (B) " " " (南滿)..... 四六
- " " " (A)小作地等級別及び一件當り面積(中滿)..... 四七
- " " " (B) " " " (南滿)..... 四八
- " " " (A)小作地の所在(中滿)..... 四九
- " " " (B) " " " (南滿)..... 五〇

- (附表)第八の(A)(その一)小作人の土地借入状況(北滿)..... 一〇
- " " " (A)(その二) " " " (北滿)..... 一一
- " " " (B)(その一) " " " (中滿)..... 一二
- " " " (B)(その二) " " " (中滿)..... 一三
- " " " (C)(その一) " " " (南滿)..... 一四
- " " " (C)(その二) " " " (南滿)..... 一五
- " " " (A)小作契約一件當り面積高別状況(中滿)..... 一六
- " " " (B) " " " (南滿)..... 一七
- " " " (A)小作地等級別及び一件當り面積(中滿)..... 一八
- " " " (B) " " " (南滿)..... 一九
- " " " (A)小作地の所在(中滿)..... 二〇
- " " " (B) " " " (南滿)..... 二一

第四章 小作料の諸形態に就いて..... 二五

- 第一節 現行小作料形態の種々相..... 二五
- 一、現行小作料の形態別区分..... 二六
- 二、小作料の形態別区分の意義..... 二七

第二節 各形態別小作料の分布及び分布の諸條件……………一七

一、銀納小作料と代銀納小作料の分布及び分布の諸條件……………一七

二、物納定額小作料の分布及び分布の諸條件……………一八

三、物納分益小作料の分布及び分布の諸條件……………一八

四、撈青小作料の分布並びに分布の諸條件……………一九

五、白租の分布並びに分布の諸條件……………一九

六、所謂「換地の使用料」に就いて……………一九

第三節 小作料形態の歴史的變遷……………二〇

一、各調査部落に於ける小作料形態變遷の概要……………二〇

二、滿洲に於ける農業體制の變遷の概要……………二〇

三、農業體制の變遷と小作料形態の變遷……………二〇

四、現行小作料の歴史的性質……………二〇

(附表)第十二の(A)屯別形態別小作關係(北滿)……………二一

" " (B) " " (中滿)……………二二

" " (C) " " (南滿)……………二三

第五章 所謂小作料率に就いて……………二四

第一節 現行小作料額及び小作料額決定の諸條件……………二四

一、現行契約小作料額の概要……………二四

二、小作料額に關する一般調査資料……………二四

三、現行實納小作料額の概要……………二五

四、小作料額決定の諸條件……………二六

第二節 小作料と收穫量及び地價との割合……………二七

一、小作料と收穫量との割合……………二七

二、小作料と地價との割合……………二八

三、小作料率に關する一般調査資料……………二九

第三節 小作料率の歴史的變遷……………三〇

(附表)第十三の(A)屯別契約小作料(北滿)……………三一

" " (B) " " (中滿)……………三二

" " (C) " " (南滿)……………三三

" "第十四の(A)屯別實納小作料(中滿)……………三三

" " (B) " " (南滿)……………三三

" "第十五の(A)小作料の相當收量及び地價との割合(北滿)……………三三

" " (B) " " (中滿)……………三三

(附表) 第十五の(C)

(南滿)

第六章 農家經濟收支に現はれたる小作の諸問題

第一節 地主の經濟收支に現はれたる小作問題

- 一、地主が小作料に依存する強さ……………三七
- 二、地主經濟に於ける小作料の行方……………三三
- 三、地主の高利貸的現狀……………三三

第二節 小作人の經濟收支に現はれたる小作問題

- 一、小作人の經濟收入の貧弱さ……………三七
- 二、小作人の經濟支出と小作料……………三四
- 三、小作人の債務奴隸的現狀……………三九

(附表) 第十六 地主の經濟收支一戸當比率(總評價)

- 第十七 地主の經濟收支一戸當金額(總評價)……………三七
- 第十八 地主に於ける小作料の經濟收支に對する一戸當比重(總評價)……………三七
- 第十九 小作人の經濟收支一戸當比率(總評價)……………三八
- 第二十 小作人の經濟收支一戸當金額(總評價)……………三八
- 第二十一 小作人に於ける小作料の經濟收支に對する一戸當比重(總評價)……………三九
- 第二十二の(イ) 小作地附加物狀況(中滿)……………三九
- 第二十二の(ロ) 小作地附加物狀況(中滿)……………三九
- 第二十三の(イ) 小作料附加物及小作人の義務(中滿)……………三九
- 第二十三の(ロ) 小作料附加物及小作人の義務(中滿)……………三九
- 第二十四の(イ) 租稅公課の分擔狀況(中滿)……………三九
- 第二十四の(ロ) 租稅公課の分擔狀況(中滿)……………三九
- 第二十五の(イ) 小作契約時期別件數(中滿)……………三九
- 第二十五の(ロ) 小作契約時期別件數(中滿)……………三九
- 第二十六の(イ) 小作契約期限別件數(中滿)……………三九
- 第二十六の(ロ) 小作契約期限別件數(中滿)……………三九
- 第二十七の(イ) 小作契約續繼年數別件數(中滿)……………三九

(附表) 第二十七の(ロ) " (南滿)..... 三九七

" 第二十八の(イ) 小作契約期限別繼續年數 (中滿)..... 三九八

" " (ロ) " (南滿)..... 三九九

後 記..... 四〇一

康徳元・二・三年度農村實態調査報告書

滿洲に於ける小作關係 (北滿・中滿・南滿)

第一章 概 説

滿洲に於ける各種の農村對策のうち、小作關係の調整といふ問題が極めて重大なる基本的問題であり、而も此の問題の解決は農村に於ける民心の把握統一の爲にも、地力の維持、生産の増大の爲にも、焦眉の急に逼られたところの重要問題であるといふことは、次の諸點に就いて明瞭に首肯されるであらう。



- 一、農村構成の不健全。
 - 二、土地所有と耕作の乖離と偏倚。
 - 三、小作條件の不均衡。
 - 四、小作關係の封建性。
 - 五、小作關係に基く農家經濟の偏つた貧窮化。
- 即ち、農村の構成そのものが、地主と小作人といふ利害相反する小作關係當事者が介在する爲に、甚だしく上下の均衡を失し、不健全なるものとなつて居る事は瞭かな事實である。

國土といふものに着目すれば、土地の所有と耕作とが著しく乖離し偏倚して居り、其重要なる原因は主として小作關係の不整備に見出される。

斯る小作關係に就き特に顯著なのは、小作條件が地主にとって餘りに有利に、小作人にとって餘りに不利に、些かも均衡を得て居ないといふことである。

而して此の事は、小作關係の凡ゆる線に沿うて絡まれた封建的傳統の御蔭で、益々地主の優位を確保し小作人の地位を隷屬的なものたらしむるに役立つて居る。

従つて地主の經濟内容は小作關係の故に非常に有利となり、反對に小作人の經濟内容は益々貧困の度を加へるといふ状態を露呈しつつあるのである。

第一章 農村の地位

第一節 農村構成より見たる地主と小作人の地位

一、農村居住戸數より見たる地位

苟くも農村に居住して部落といふ自然社會を構成して居る者のうち、地主若くは小作人といふ資格に於いて小作に關與して居る戸數は、假令其關與の仕方及び程度の差こそあれ、之を一括して見れば實に全居住戸數の約半は近くに達して居るのである。

第一表 調査部落に於ける小作關係戸數

地方別	全部落合計	地主側戸數	小作人側戸數	地主小作人計
北滿(實)	六二戸	100%	三三戸	三三戸
中滿(實)	四二戸	七戸	一六戸	二四戸
南滿(實)	五九戸	六戸	一七戸	二三戸
比率	100%	11.8%	28.5%	40.3%

(附表第一及び第四参照)

茲に地主又は小作といふのは、純地主・兼地主・純小作・兼小作等の全部を含めて居るのであつて、實際には地主兼小作又は地主兼自作兼小作といふ様な農家も尠くはないのである。然し乍ら、斯る農家は貸付面積と小作面積とを相殺し、其資格の強さを重視して、地主か小作か又は地主兼自作か自作兼小作かの何れか一方に整理して取扱ひ、斯くすることによつて其農家の生活の基礎を明らかにし、農村に於ける地位を判断しやうとしたのである。

又右の表で中滿に於ける小作關係戸數の比率が跳び抜けて大きく表はれたのは、調査部落として比較的自作農家の多い部落（例へば集團部落等の如きを含む）が選ばれた傾きがあり、斯る地方では治安の肅正と共に、一時自作地を棄て、安全な部落で小作をして居た者が漸次自作農として復歸しつゝあるから、中滿地方の平常の農村に於いては自作農が多少も多くなるであらうし、従つて小作關係戸數の比率は相對的にも少し小さくなるであらう。

斯る事情を參酌して考へても尙、農村に住んで居て小作に關係する戸數は、全戸數の尠くとも四割から五割近く迄を占めて居るものと判断して差支へはなからう。

而して、北滿から中滿へ、中滿から南滿へと南へ下る程農村の沿革も古くなり、農家の經營面積の大きさが漸次小さくなり、經營様式に於いても零細なる自作農が多くなるからして、農村居住戸數に就いては小作に關する戸數の比率が段々小さくなつて來て居る事は表によつて察するに難くない。

仍で問題は、斯くの如き多數の關係農家のうち、極少數の者丈が地主側に位し、大部分の者は小作人側に立たなければならぬといふ事である。即ち、地主側の戸數は全戸數の一・八%乃至一四・七%しか占めないのに反し、小作人側のそれは二九・五%乃至三三・〇%を占め、南滿北滿を通じて小作人側の戸數は地主側の倍よりも常に遙かに多い。殊に之を純地主と純小作とのみに就いて對比すれば、兩者の開きはもつと甚だしくなり、純小作農家の戸數は

純地主の戸數の三倍以上となる。（附表第一及び第四參照）。

而して彼等は農村の上下に亘る凡ゆる構成層、即ち大小の地主、富農、中農、貧農、極貧農、其他の凡ゆる層に互つて分布して居るのであるが、地主側に於いては上層に幅廣く、小作人側に於いては全く其正反對である。就中小作人側に於ける此の傾向、即ち上層に狭くて下層に廣いといふ傾向は、地主側に於ける傾向とは比較にならぬ程極端であつて、殊に純小作人と來ては、中農の仲間に顔を出せる様な者は極稀であり、殆ど大部分の者は貧農極貧農の仲間入りしか出來ないのである。斯くて、地主は上に小作人は下に、全く正反對の利害を感じ乍ら積み重なつて居る状態は、農村構成の甚だ不健全なる一様相であると言はねばならない。

二、熟地所有面積より見たる地位

斯くの如き、地主と小作人の農村に於ける地位は、村の實質的熟地所有面積の配分状況を總括して見れば、更に明瞭となる。

言ふ迄もなく土地は農村に於ける最上の資産である。實に土地を所有して居るか居ないかは農村に於ける地位を全く決定して下つと言つても宜しい。

即ち、村の實質的熟地所有面積の五七・一%乃至八五・五といふ大部分が小作に關係ある農家の占むる所となつて居り、就中、地主側の所有面積は三九・七%乃至六八・五%の高率を占むるに反し、小作人側に於いては僅かに一七・〇%乃至二五・七%の低率を占むるに過ぎない。之を純地主と純小作に就いて言へば完全に所有者と無所有者の區別を劃する事は勿論であるが、地主側に於いては純地主も兼地主も所有者として兩々相譲らぬ割合を占むるに反し、

小作人側に於ける兼小作の所有面積は、斯ばかりの微少なる割合をししか占むる事が出来ない。

第二表 小作関係戸数の實質的熟地所有面積

地方別	全部落合計		地主側所有面積	小作人側所有面積	地主小作人計
	比率	實數			
北滿	100%	八七九・六响	五〇七・七响	一三三・一响	六九八・八响
中滿	100%	一七三・三响	六八・五%	一七〇%	八五・五%
南滿	100%	一七九・四〇畝	五〇・二%	四九・〇响	一三三・九四响
			五七・七%	二五・七%	七九・九%
			五七・七%	一九九・三畝	一四九・六八二畝
			五七・七%	一七・四%	七五・一%

(附表第一及び第四参照)

此の事は土地所有者としての地主側の地位と無所有者としての小作人側の地位とを全く決定的なものたらしめて居るのであつて、戸数の割合では前項に述べた如き少数の地主の地位が斯くの如き強大なるものであり、彼れ程大多數の小作人側の地位が斯くの如き微弱なものでしかないといふに外ならない。

三、耕作面積より見たる地位

更に耕作面積の配分状況に眼を轉すれば、模様は全く一變する。小作関係農家の耕作地を合すれば、全耕作地の五六・四%乃至八五・六%の大部分を占めて了ふ事は所有面積の配分状況と同様であり、又北滿より南に行くに従つて自作農家の割合が漸増するからして小作関係農家のそれが反對の傾向を示すことも同様であるけれども、地主側と小作人側との間の耕作面積の配分状態は、所有面積の場合とは全く對蹠的な傾向を示して居る事は次表の如くである。

第三表 小作関係戸数の耕作面積

地方別	全部落合計		地主側耕作面積	小作人側耕作面積	地主小作人計
	比率	實數			
北滿	100%	八〇九・三响	一八二・三响	五七七・七响	六八八・九响
中滿	100%	三七五・一响	三・四%	六八・八%	八五・三%
南滿	100%	一〇〇九・三畝	二八〇・五畝	一七五・八响	三〇五・五响
			二八・三%	七三・六%	一〇二・九%
			二八・三%	八三九・六五畝	一一〇九・九畝
			二八・三%	四二・一%	七〇・四%

(附表第一及び第四参照)

即ち、地主側のうち純地主が全く耕作からは離れて了つた謂はゞ寄生的存在なのであるから、僅かの菜園の自家耕作面積の如きは問題とするに足らぬ割合しか占めないのは當然の事であるが、地主兼自作等の如き個々の農家として

は村に於ける最大面積の土地所有者でもあり耕作者でもあるといふ様な豪農が尠くないにも拘らず、斯る農家をも含めた地主側を、農村全體の耕作者として見れば、唯僅かに全耕地の二二・四%以下精々一二・〇%位迄の割合しか占めて居ない。

而して、小作人側のうち自作兼小作農家の面積が占むる割合は南滿に行けば行く程大きくなり、純小作農家の耕作面積は其反對であるが、斯る自作兼小作及び純小作等の全部を含めた小作人側の耕作面積は實に全耕作地の四一・一%以上七三・六%迄の大きな割合を占めて居るのである。

換言すれば、地主側の耕作者としての地位は、假令地主兼自作等の巨大なる耕作者を含めても尙農村全體として見れば全く申譯にしかならず、農村に於ける耕作地の大部分は小作人の献身に俟たねばならないのであつて、耕作者としての地位は全く小作人側に譲らねばならないといふ事が明らかになつて居るのである。

四、兼出稼兼雑業との關係

農家が農業のみに依存せず、官公吏、店員、労働者等の出稼収入、又は豆腐屋、小間物屋、行商等の雑業収入を重大なる支柱として頼まねばならなくなり、農村の生活が他の産業の御零れを仰がねばならなくなるといふ事態は、農村崩壊の一斷面として各地に認められるのであるが、此の傾向は殊に南滿農村に於ては顯著なる現象である。これを小作に關係する戸數に就いて一括すれば次の如くである。

第四表 小作關係農家の兼他業戸數 (南滿)

地主小作人別	兼出稼戸數		兼雑業戸數		兼他業戸數計		調査部落全戸數
	實數	比率	實數	比率	實數	比率	
地主側	八戸	一・五%	七戸	一・三%	一五戸	二・八%	五六九戸
小作人側	一四戸	二・五%	一二戸	二・二%	二六戸	四・七%	一〇〇%

(附表第一のc第四のc参照)

此の表は數字としては少數ではあるが、遼陽・蓋平・新民・黑山・鳳城等の如く、歴史が古くて各種の産業が發達し、農村に於ける社會的文化の相當に突き進んだ地域に於いては、兼他業の關係は農村構成上見通してはならない重要な役割を果たして居るのである。

斯る兼出稼兼雑業戸數は、地主側に於いても、小作人側に於いても兼自作に尠くて純地主、純小作に多い事は當然であり、而も上層農家に尠くて下層農家に多いといふ状態が一般であるが、地主側と小作側とを一括對比すれば、斷然小作人側が壓倒的に多い。のみならず、此處で問題なのは、他業を兼ねる立場の相違に就いてである。同じ様に店員や徒弟として都會に出稼ぎして居ても、そこばくの土地を所有して居る地主側に在つては、商店經營の要領や手工業の技術を修得した曉には、我家の土地を資本にして事業の經營者として局面を轉換し、運命の向上を圖るといふ余地が残されて居るのに反し、土地無き小作人側に在つては、一生の出稼人になり了ふせなければならぬといふ運命のみがある。茲に地主側の立場の強味があり、小作人側の立場の不安さがある。而して斯くの如き立場の相違は、出稼

先の仕事の相違や、雑業の種類に就いて多少なりとも立入つて検討すれば如實に明瞭となるのであつて、官公吏や店員見習等になつて居るのは地主出身の者が多數を占め、工場や鑛山労働者の殆ど大多數は小作人出身なのである。

五、不在地主との關係

以上は専ら農村に居住する戸數のみに就いてあつたが、小作に關係する當事者として注意せねばならないのは、所謂不在地主に關してである。彼等の數と大いさと其實力とを數的に正確に掴むことは一寸難しいことではあるが、鐵道沿線や官公署の所在地の如き、治安が安全で蓄積の確保されて居る中心城市に居住する覆面の巨大なる手が農村の土地を握つて居る。斯る傾向は、北滿よりは南滿へ、僻陬の農村よりは中心城市へ、新開地よりは沿革の古い地方へ行くに従つて甚だしくたり、地主と小作人とが共同の農業開發者であるといふ装ひは、斯る不在地主と小作人との關係に於いては全く失はれて了つて居る。

彼等は最早農村に居住して賦役や保衛等の農村共同生活の負擔をする事なくして小作關係に參與し、遠くから管理人等を派遣して多くの小作人を監督支配し、専ら小作料の收納を確保して居れば宜しい。彼等のうちの或者は純地主であり、又或者は商工業者や官吏等であるが、農村に居住する地主が構成層の下層に迄分布して居るのに反して、彼等不在地主の多くは洩れなく巨大地主である。

蓋し此の事は、農業が生んだ富が農村に還元蓄積されずして、都會の浪費や他業の資本として吸収されて了ひつゝあるといふ事實を物語つて居るのであつて、而も此の富を生んだのは地主側の耕作に由つてではなくて、専ら小作人側の耕作に由るものである事を思ひ併すれば、さらでだに貧困なる小作人側をして其窮乏に益々拍車を加へる事とな

り、農村構成の不健全さをして益々甚しからしむる要因となつて居るのである。

【要約】

以上五項に分つて概説した意味を更に要約すれば次の如くである。

- 1 農村を構成して居る戸數の大半は地主か又は小作人として小作に關與する者であり、而も彼等の内の少數が地主であり、大多數が小作人である。
- 2 實質的熟地所有面積の殆ど大部分は小作に關係する農家の占むる所であるが、其うちの殆ど大部分は少數の地主側の所有する所であり、大多數の小作人側は無所有層として截然と區別づけられて居る。
- 3 耕作面積の殆ど大部分は小作に關係する農家の耕作に係るものであるが、就中、土地所有層としての地主側に於いては開墾型の地主兼自作の豪農の如きを含めても尙、農村全體としては耕作者のほんの一部分でしかなく、耕作者の大部分は土地無所有層としての小作人側である。
- 4 農村崩壊過程の様相として、兼出稼・兼雜業の關係が農村構成層の下層部分に、殊に南滿農村に於いて顯著に看取されるのであるが、地主側の割合は小作人側に比して低率であり、而も之等の他業を兼ねる立場に於いて根本的な相違があり、地主側に於いては尙若干の希望が残されるに反し、小作人側に於いては絶望的である。
- 5 小作關係の當事者としては、右の如き農村居住者に加へて、不在地主の存在が看過すべからざる重大なる一要素であり、不在地主は南滿に行く程多くなつて居る如くに看取されるが、斯る不在地主の存在は農村に於ける地主と小作人との地位の懸隔を益々甚だしからしむる要因となつて居る。

要するに、斯くの如き諸モメントを綜合判斷するに、現在の農村構成は甚だしく不健全なるものであり、小作關係の存在こそ斯る傾向をして益々激化せしむる作用を及ぼす重大なる要因として認められざるを得ないのであらう。

第二節 土地關係より見たる小作地

一、實質的熟地所有面積に於ける貸付地

國土の培養といふ見地から、農村に於ける土地が如何なる所有關係と利用關係とによつて生産力を發揮し、其間に於ける小作關係が如何なる役割を働きつゝあるかを考へる爲に、先づ調査部落の實質的熟地所有面積に就いて、貸付地が占める大きさを概括して見ると次表の如くである。

第五表 實質的熟地所有面積に於ける貸付地の割合

地方別	土地所有者全部に就き			小作に關係ある土地所有者のみに就き		
	所有面積	自作面積	貸付面積	所有面積	自作面積	貸付面積
北滿	八七六六响	四三〇七响	四四五八响	五〇七七响	一七三二响	三三三二响
實比	100%	五〇.四%	五〇.六%	100%	三〇.〇%	六〇.〇%
中滿	一七三三三响	九七〇二响	八一九八响	九三四四响	二〇九七响	七三四六响
實比	100%	五五.一%	四九.〇%	100%	二二.七%	七二.五%
南滿	一七九六四〇畝	一四三三二二畝	二九一七三三畝	五三七〇九畝	二七八三三畝	二七三七八畝
實比	100%	八〇.三%	一六.八%	100%	四九.八%	五〇.二%

(附表第一に據る)

即ち、土地所有者全部に就いて見れば、北滿及び中滿に於いては所有面積の四九・六%から四六・九%迄を貸付けて耕作せしめて居る。南滿に就いて示された數字は一六・八%といふ低率で、一見所有地の大部分は所有者によつて耕作されて居るかの様に思はれ易いが、先にも述べた様に、殊に南滿に於いては不在地主といふ農村を離れた土地所有者を考慮に入れば、所有地に對する貸付地の割合はもつと高くなるのである。

斯る割合は更に小作に關係ある土地所有者のみに就いて見る時は更に高率となることは前表の通りであり、南滿の比率が不在地主を考慮に入れば表の數字よりは遙かに高いであらう事は前と同様である。而して不在地主は屯に居住する各様式の地主と違ひ、一〇〇%迄の土地貸付を行ふ土地所有者であるといふ事を考へねばならぬ。何れにしても所有地の中で占める貸付地の割合が、斯程迄高率を占めて居るといふ事が注意されねばならぬ。

二、耕作面積に於ける小作地

次に耕作者の立場から、耕作地の中に於ける小作地の割合を検討して見ると第六表の如くである。即ち耕作者全部に就いて見ても全耕地面積の凡そ半分は小作地であるといふ大見當が附くのであつて、換言すれば農村に於ける全耕作地の半分は或種の小作關係を経由する事なしには耕作されて居ないのである。此の事は、調査部落と調査年度の偏倚といふ條件を參酌して見ても尙大體に於いて狂ひはないのであつて、北滿に於ける小作地の割合は自作地よりは若干狭いが大凡そ半々の見當(縣技士の概況調査に據れば自作地五四・五%小作地四五・五%となる―産調資料(45)ノ13)「土地關係並に慣行補遺」二二頁二三頁參照)、中滿に於いては小作地は自作地より尠し廣くて自作地四割小作地六割の見當、南滿に於いては自作地六割小作地四割といふのが普通の状態ではないかと判斷される。

第六表 耕作面積に於ける小作地の割合

地方別	耕作者全部に就き		小作に關係ある耕作者のみに就き	
	耕作面積	自作面積	耕作面積	自作面積
北滿	實數	4,207.7 响	3,919.6 响	2,965.5 响
	比率	100%	93.2%	70.5%
中滿	實數	2,751.1 响	2,020.0 响	3,913.5 响
	比率	100%	73.3%	142.3%
南滿	實數	2,004.3 畝	1,435.1 畝	2,699.3 畝
	比率	100%	71.6%	134.7%

(附表第四に據る)

更に耕作地の中に占むる小作地の斯くの如き割合を、小作に關係する耕作者のみに限つて見ればもつと高率となる事は前表に示された通りである。

而して土地所有面積の場合には不在地主を考慮に加へたけれども、耕作面積の場合は耕作者の全部は農村居住者であり、都市等に居住して企業的に自作又は小作經營する様な事例は皆無と言つて宜しいから、今言つた如き小作地の割合は其儘承認さるべく、要するに農村に於ける耕作地の大半は小作地であるといふ事實が固く銘記されねばならぬ。

三、貸付地と小作地の配分

前節の二、及び三、に於いては調査部落の實質的熟地所有面積と耕作面積との全面積に就いて小作關係者への配分状態を考察し(第二第三表参照)、以つて地主と小作人の地位を判断する材料としたのであるが、全所有面積と全耕作面積とのうち専ら小作に關係ある土地のみに就いて其の配分状態を検討すれば次の如くである。

第七表、貸付地の配分

地方別	全部落合計		純地主	兼地主	地主側計
	實數	比率			
北滿	實數	8,038.8 响	12,912.2 响	2,322.8 响	3,675.3 响
	比率	100%			
中滿	實數	8,198.8 响	7,569.9 响	2,635.5 响	7,344.6 响
	比率	100%			
南滿	實數	2,217.3 畝	1,014.0 畝	1,757.1 畝	2,772.7 畝
	比率	100%			

(附表第一参照)

第八表、小作地の配分

地方別	全部落合計		純小作	兼小作	小作人側計
	北滿	中滿			
	比	實	比	實	比
	率	數	率	數	率
南滿	100%	五三三・二三畝	三〇・一%	三〇・一%	三〇・一%
中滿	100%	一四六・五八畝	五〇・四%	三九・九%	九〇・三%
北滿	100%	五九九・六畝	二六・七%	二九・九%	一三〇・六畝
全部					
純小作		二六四・七九畝	三〇・一%	三九・九%	一三〇・六畝
兼小作		六・三%	五八・三畝	三九・九%	九〇・三%
小作人側計		一・九七畝	三〇・一%	三九・九%	一三〇・六畝

(附表第四参照)

即ち所有面積の大部分は地主側に屬し、耕作面積の大部分は小作人側に配せられて居り、前者に於ける土地所有層と無所有層、後者に於ける無耕作寄生層と土地耕作層とが區別される分岐點は、此處に貸付地と小作地との配分を檢討する事によつて確定されるのである。換言すれば、貸付地は地主に小作地は小作人に完全に配屬せられ、地主は所有者として専ら貸付に、小作人は耕作者として専ら借入地の耕作に従ふのみであつて、茲に小作關係の線に沿つて所有と耕作との完全なる乖離を確認せざるを得ないのである。

【要約】

以上三つの項に述べた事を要するに斯うである。

- 1 實質的熟地所有面積の大半は貸付地である。土地を所有するといふ事が、現實に自ら之を耕作し、國土を利用開發して厚生に資するといふ爲に役立たずに、之を他に貸付けて小作料を收得するといふ目的に役立つて居る。些くとも農村に於ける現在の所有地の大半に就いては此の事は確認されざるを得ない。
 - 2 翻つて之を現實に耕作されつゝある面積に就いて檢討するならば、耕作地の大半は小作地であつて、耕作者の所有地ではない。國土の大半は、現實に耕作せられて其生産力を發揮し國富を生み出す過程に於いては、必ず何等かの小作關係を経由せねばならない。
 - 3 如上の關係を小作に參與する所有者と耕作者のみに就いて言ふならば、地主側の土地所有は其大部分が貸付の爲に實現せられ、小作人側の耕作は其大部分が地主からの借入地に就いて實現せられる。
 - 4 従つて之を小作に關係ある土地のみに就いて検討すれば、貸付地と小作地の配分は、土地所有と耕作との乖離を決定するに足らぬ、茲に土地所有の無耕作者と、土地無所有の耕作者との區分が、小作關係の線に沿つて截然と劃定せられ、所有地は地主に、耕作地は小作人に偏倚して居る狀況が確認されざるを得ない。
- 國土の利用は、農村に於いて實に、斯くの如き土地所有と耕作との關係の下で行はれつゝあるのである。

第三節 小作條件

一、小作料

小作料の收取關係に於いて、北滿・中滿・南滿を通じて看取せられるのは、假令地主は其本質に於いては全く寄生的な而も封建的支配を逞しうして居るとは言へ、一應の装ほひとしては、地主も小作人も共に「大地」に生きる農民として、共同の立場で自然の試練と恩恵とに參與するといふ色彩が多分に殘されて居るといふことである。

第九表、小作料の形態別割合（單位%）

地方別	銀納		代銀納		物納		撈青租	白租	其他	計
	定租	分租	定租	分租	定租	分租				
北滿	二・三	〇・八	一・九	〇・三	二九・三	四三・七	八・八	二・〇		100
中滿	〇・三	〇・三	二・三	〇・〇	三七・七	五〇・四	八・〇	一・三		100
南滿	一・三	一・三			六六・六	一一・三				100
北滿	〇・七	二・〇			四八・七	二二・四				100
中滿	〇・七	二・〇			四九・九	一五・五				100
南滿	二・六	二・六			三九・二	三三・〇			一・三	100

（附表第十二のA・B・C参照）

斯る様々の形態の小作料取引が行はれて居るのであつて、其の地方の傳統に應じ個々の契約の具體的な事情に應じて怎れかの形態が採用せられるのであるが、地方別に大體の特長を強調するならば

北滿に於いては、物納分租が最も多く、物納定租が之に次いで行はれ、撈青租も相當に行はれて居り
 中滿に於いては物納定租が全く支配して居て物納分租もすつと尠くなり
 南滿に於いては同じく物納定租が最も多いとは言へ、其比率は中滿よりは遙かに低く、其代りに北滿中滿に於いては極めて稀にしか見られない銀納定租が隨所で行はれて居るといふ状態である。

而して斯る形態の地域的變化は大雜把に歴史の投影圖として考へる事が出来るのであつて、撈青租から分租へ、分租から定租へ、物納から代銀納へ、代銀納から銀納への方向に於いて、地主と小作人との農民的繋がりが薄らいで来た過程が窺はれるのであり、斯る諸形態のうちで封建的な性質を最も濃厚に殘して居るのは撈青租である。
 茲ではつきり斷つて置き度いのは銀納租に就いてである。單に形の上だけから言へば銀納は如上の諸形態のうちで最も進んだ形であるし、社會的條件の如何によつては他の諸形態の小作料も亦早晚此の形に向つて轉換されるであらうが、今茲で注意せねばならぬ事は、單に物納が銀納に變つたといふ形の上のみの變化に促はれてはならないといふ事である。といふのは、現行の銀納租は北滿中滿の例外的な場合はさて置き、最も一般的な南滿の場合に就いて検討しても、斯る銀納租の分布は經濟地域の相違と必ずしも平行して居ない。換言すれば、經濟地域的には全く同一條件の下に在つても、或る所では銀納が行はれ、或所では物納が一般である。更に此等の銀納小作料の内容に一步立入つて見

れば、所謂「資本制生産方法に基礎を置くところの……地代」としては、なく、「物納地代の單なる形態轉化から生ずる……地代」として理解されるべきことが明瞭となるであらう。

斯くの如き種々の形態の現行小作料の高さを大まかに概括すれば次の如くである。

物納分租ならば地主四・小作人六の割合で收穫物を分配

北 滿……物納定租ならば响當り二―六石（新制）

銀納ならば响當り十圓以上十五圓未滿

中 滿……物納分租ならば地主小作人折半

物納定租ならば响當り六石以上七石未滿（新制）

銀納ならば响當り二十圓以上四十圓未滿

南 滿……物納分租ならば折半

物納定租ならば响當り五斗以上一石未滿（新制）

銀納ならば响當り三圓以上

（附表第十三のA・B・C参照）

斯る小作料が小作地の收量に對し、又收穫量や地價に對して如何なる割合となるかは後述第五章に詳細に論ずる通りである。而して斯くの如き小作料率が果して高率であるか低率であるかといふ事は、單に利廻りの良否といふ様な事業家的觀點のみから論ずべきではなく、此等の小作料が農民の經濟生活を向上せしむるに役立つて居るか、又は農民の生活を蝕む役割を果しつゝあるかといふ觀點に重きを置き、農家經濟全體の關係に於て、農民の生活力の強さに關連せ

しめた相對的比重として考へねばならぬ。而して此の事は國家的立場に立てば、農業再生産力の維持増進の可能なる程度の重さであるか、又は再生産力を犠牲にせねばならぬ程度の重さであるかといふ事と相表裏するのである。

斯る觀點からして滿洲の現行小作料は甚だしく高率であると言はねばならないのであつて、要するに現行小作料率は地主の生活を維持する爲に小作人の生活を犠牲にし萎縮せしめ、農地の生産力を低下せしめる方向に作用しつゝあるといふことは後に第六章に詳細に論證せられて居る通りである。

以上は單に現銀又は穀物で取引される主要小作料のみに就いてであつたが、此の外に以下の諸條件を見通してはならない。

二、附加物及び小作人の義務

地主が小作地に附帯して、住居と菜園及び碾子だとか磨だとか家の設備に屬する様な大農具を無料で貸與する事は滿洲農村を通じての習慣である。北滿では大抵の小作契約に於いて此等が附加するのみならず、撈青小作の場合には役畜や小農具迄無料で貸して居るのである。然し乍ら、中滿に到れば次第に斯うした附加物の貸與は些くなり、住居の附帯するものは附帯せざるものゝ半數、菜園の附加するものは附加せざるもの約1/7、其他の附加物の有るものは無きものゝ約1/4といふ状態となる。更に南下して南滿となれば附加物の有るものは殊に稀となり、住居のあるものは無きもの1/15、菜園のあるものは無きもの1/22、其他の附加物の有るものは無きもの1/17、といふ有様となつて居る。（附表第二十二のイ・ロ参照）

又、一方に於いて小作人が小作料に附帯して地主に納入する物は主として莖幹であつて、家畜、小家畜の如きが納

入される事例は殆ど見られない。葦幹は、北滿に於いては分租の場合に於いても大抵は一定量を附加するのが一般であり、就中撈青小作の場合は葦幹も全部折半する。然し乍ら中滿、南滿の調査部落に於いては極めて稀であり、小作料附加物の有るものは無きもの、 $\frac{1}{100}$ (中滿)乃至は $\frac{1}{10}$ (南滿)といふ状態である。(附表第二十三のイ・ロ参照)。

次に小作人の義務としては地主の菜園を無償で耕してやるとか、地主の家屋を修繕するとか、小作地の面積に比例して一定日数を地主へ労働奉仕するとかいふのであつて、此の習慣は各地に残されて居るのである。殊に北滿に於いては、これは全く一般的な習慣であり、就中、分租や撈青の場合に於いて甚だしい。中滿南滿に於いても、調査部落に於いてこそ事例は些いが随所随時に散見せられるのである。調査部落に於いては、義務有るものは無きもの、約 $\frac{1}{10}$ (中滿)乃至 $\frac{1}{20}$ (南滿)といふ状態である。(附表第二十三のイ・ロ参照)。

斯くの如き附加物や義務に就いては、地主は主人として住居と食事を先づ保證し、小作人は従屬者として主家の土地の耕作に従ふといふ封建的農民の遺風を多分に墨守して居る證左であつて、斯る遺風を墨守する事によつて高率小作料の維持と小作人の支配とが強化されて居るのである。

三、租税公課の分劈

租税公課を地主と小作人とが分擔するといふ習慣は、全滿を通じて一般に行はれて居るのであり、其分劈の方法は所によつて大同小異であるが、國税は地主が負擔し、地方税や公課は小作人と地主と分擔するといふのが普通であつて、地主が全額を負擔し小作人は一切分擔の要はないといふ場合は極めて稀である。(附表第二十四のイ・ロ参照)

此の習慣は地主にとつては非常な負擔の軽減となり、小作人にとつては過重なる小作料の増額となつて居るのである。事實に於いて分擔割合は其他の小作条件と相表裏する密接な關係をもつて居るのであつて、小作料の廉い場合は此分擔の割合が高くなつたり、極端に白租(無小作料)の如き場合一見小作人に無条件に有利な様で實際は租税の負擔が一方に重く轉嫁される實情である。此の習慣は單に小作關係の問題としてのみならず、租税制度の合理化の問題としても極めて重大であつて、唯農民から苛税を誅求して居た時代に於いては却つて重寶でもあつたのであるが、今こそ斯る舊慣は本質的に再批判されねばならぬ。

四、小作契約の時期期限繼續年數

小作契約が締結される時期は普通七八月頃の收穫季前からぼつ／＼あつて、收穫後年關を中心として最も多く、年關後から播種前迄の間にも決して尠くはない。然し乍ら、本來ならば秋耕をやるとか、土糞の準備をするとか、排水溝を浚へるとか、何や彼やと次年度の耕作の爲の準備もあるのであるから、さういふ事を考慮に入れば、收穫直前から遅くとも地下凍結前に次年度の小作契約は確りと話を定めて置かねばならないのである。

然し乍ら第十表に明瞭な通り、實際は然うでないのであつて、地下凍結前は愚か、年が明けて播種の間際になつてもなかなか話の纏らないのが多く、殊に之が貧農極貧農の小作人になれば話の纏りが遅れるのである。其理由は申す迄もなく資金の缺乏であり、來年度果して小作が繼續出来るか否かさへも見込の立たない者、又些かたりとも有利な小作条件を探し廻つた飽句、結局時期を失して了つて仕方なく不利な条件に甘んぜねばならなくなつて居るのである。

第十表 小作契約時期別件数

地方別	時期別	北 滿		中 滿		南 滿	
		實數(件)	比率(%)	實數(件)	比率(%)	實數(件)	比率(%)
	1月	104	26.3	77	19.4	279	70.9
	2月	82	20.9	104	26.8	244	62.4
	3月	77	19.4	100	25.6	286	73.0
	4月	11	2.8	6	1.5	188	47.7
	5月	1	0.3	2	0.5	5	1.3
	6月	1	0.3	1	0.3	5	1.3
	7月	6	1.6	1	0.3	3	0.8
	8月	33	8.4	6	1.5	1	0.3
	9月	3	0.8	1	0.3	5	1.3
	10月	24	6.1	3	0.8	2	0.5
	11月	27	6.9	9	2.3	2	0.5
	12月	50	12.7	16	4.1	2	0.5
	春	3	0.8	1	0.3	102	26.1
	秋	1	0.3	1	0.3	6	1.5
	不明	9	2.3	3	0.8	2	0.5
	其他	1	0.3	1	0.3	1	0.3
	合 計	369(件)	100(%)	357(件)	100(%)	376(件)	100(%)

(北滿は産調資料(45)ノ(2)九二・九三頁、中滿・南滿は附表第二十五のイ・ロ参照)

小作契約の期限は、全滿を通じて短期一年が大部分である事は第十一表に示す通りである。即ち北滿に於いては小作契約件数全部の八九・一%、中滿に於いては六五・八%、南滿に於いては七七・六%迄が短期の一年契約で、三年以上五年以上といふ如きは全く九牛の一毛にも足らず、十年以上といふ期限は皆無である。期限不定とか無期限といふのも其内容に立入つて見れば「小作料を納入する限り」といふ條件附であつて、實質的には何等一年契約と大差はないのである。然しほんとに落付いて耕作する爲には些くとも一輪作期間は最短期限として必要な事は言ふ迄もない事であつて、斯くの如き短期の不安定期限が一般である事は國家的見地よりしても山々しき問題である。

第十一表 小作契約期限別件数

地方別	期限別	北 滿		中 滿		南 滿	
		實數(件)	比率(%)	實數(件)	比率(%)	實數(件)	比率(%)
	一年未滿	6	1.6	1	0.3	1	0.3
	一年	336	89.1	244	62.4	279	70.9
	二年	4	1.0	3	0.8	1	0.3
	三年以上	5	1.3	7	1.8	8	2.1
	五年以上	11	3.0	10	2.6	1	0.3
	十年以上	1	0.3	1	0.3	1	0.3
	不定期	2	0.5	3	0.8	7	1.9
	無期限	1	0.3	1	0.3	1	0.3
	不明	1	0.3	3	0.8	1	0.3
	合 計	369(件)	100%	357(件)	100%	376(件)	100%

(北滿は産調資料(45)ノ(2)一〇一頁、中滿・南滿は附表第二十六のイ・ロ参照)

然らば實際の繼續状態は怎うか。その爲に第十二表に注目して見やう。

全滿を通じて短期一年契約が一般に行はれる理由として、小作人の移動が激しいといふ現象が其儘呑みにされ易い。換言すれば期限が短くて一年限りといふのは何も小作人の弱さを示すものではなくて、小作人が勝手に移動して廻るから地主は單に夫に順應する丈であり、却つて移動の自由を束縛して居ない點に寧ろ小作契約の融通性を認めねばならない。然し乍ら之は全く皮相の見解であつて、小作人の移動の理由を解せざるものであると言はねばならない。何となれば、移動をして餘儀なくせしむるものは高率小作料や封建的小作關係に基く小作人の生活の極度の窮乏

であつて、唯極微の條件の差違でも追求して焦き立てられて居る切つ端詰つた盲目的足掻きを自由なる移動と同一視する事は出来ない。願はくば定著して小作を繼續し、尠し宛でも基礎を固め度い。其證據には第十二表に示す如く、期限の場合とは違つて、三年以上繼續、五年以上繼續といふ事例も相當の數に上つて居り、二十年三年以上繼續して來て居る事例も珍しくはないのである。北滿になるに従ひ稍々植民地氣風が濃い事も一概に否定も出来ないが、二年ですぐ小作地を變へて了ふといふ者の大多數は今言つた様な盲目的足掻きとしての餘儀なき移動を續けて居るものなのである。

第十二表 小作契約繼續年數別件數

地方別	繼續年數別									
	一年	二年	三年以上	五年以上	十年以上	以十五年以上	以二十年以上	以三十年以上	不明	合計
北滿	實數(件) 二〇〇	充	六	三	二	三	六	—	—	三九件
北滿	比率(%) 一八・九	一八・八	一〇・三	八・七	二・九	〇・八	一・六	—	—	一〇〇%
中滿	實數(件) 二四	四	八	三	六	三	一	—	—	三五件
中滿	比率(%) 四四・五	一三・五	二五・五	一〇・一	一・八	〇・九	一・八	〇・三	—	一〇〇%
南滿	實數(件) 一四九	六	六	三	二	五	九	四	三	三三件
南滿	比率(%) 四〇・〇	一七・四	一三・二	一六・六	二・九	一・四	二・五	一・〇	〇・八	一〇〇%

(北滿は產調資料(45)の(2)一〇二頁、中滿・南滿は附表第二十七のイ・ロ参照)

前表の、二十年三十年と長期に亘つて小作を繼續して來たものであつても、實際は一年契約が毎年更新されて來た

ものに過ぎず、小作契約そのものゝ安定、耕作者の地位の確立といふ事とは全く別問題として考へられねばならない。斯くて、大多數の小作契約は一年の期限で、實際に於いても一二年しか繼續して居らぬ有様であつて、斯る有様では、小作農家が定著し、生活を確立する暇はないのであつて、土地の掠奪も停止しやう筈がないのである。(產調資料(45)の(2)九一—一〇三頁及び本篇附表第二十八のイ・ロ参照)。

【要約】

以上四項に分つて述べた意味を要約すれば次の如くである。

- 1 現行小作料の諸形態は、物納銀納定租分租青租等様々であつて多分に封建的性質を残して居り、而も小作料率は農民の生活を犠牲にし農地の生産力を剝奪するに役立つ程度の高率である。
- 2 附加物及び義務労働は小作人を土地に緊縛し地主への隸屬を強化するに役立つて居るものである。
- 3 租税公課の分勞は地主負擔の轉嫁であり、小作人にとりては變形された小作料の加重である。
- 4 小作契約の時期・期限・繼續に關する現行の諸慣行は小作契約の不安定、耕作者としての小作人の地位の薄弱さを明示して居る。

要するに現行小作慣行の矛盾が、如上の諸條件に於いて特に露骨に墨守されて居るのであつて、小作關係當時者間の不均衡は否む事の出来ない事實である。

以上、此の第一章に於いては現行小作關係並に慣行に就いて、極めて大掴みにはあるが、大體その問題の所在を指示し、先づ以つて政策の對象と目標とを定め様としたのである。以下各章に於いて順を遡うて、更に立入つた検討を加へる事によつて、茲に一先づ指示された對象と目標とがより

鮮明となるであらう。と同時に亦問題解決の方法の發見にも幾分其端緒が得られ、小作關係調整の爲の具體的政策の樹立實行に役立ち得る資材も何等かのものが拾ひ集められ得るであらう、



家屋の修理……小作人の住居は小作地に附帯して無料で貸與せられる場合が多い。然し乍ら其修理は材料丈は地主から提供して貰つて小作人達自身がやるのが普通である。

第二章 地主と小作人

一口に地主と言ひ小作人と言つても、彼等が小作關係に參與する立場や仕方及び其深さは必ずしも一樣ではない。故に、政策の對象として彼等を取上げる場合に、彼等の怎の部分に重點を置き、彼等の怎の部分から先づ相手にせねばならぬかを判断する事は絶対に必要なことである。

其の爲に先づ考へられる事は、地主側及び小作人側の經營様式別區分である。所有地の全部を小作させる地主と一部自作して一部小作させる地主、耕作地の全部を小作地に仰がねばならぬ小作人と一部は自作地に求めて一部を小作地に仰ぐ小作人、兎に角生活の基礎を全部農業に依存して居る者と一部は農業以外の産業に依存して居る者によつて、夫々政策の手加減が異らねばなるまい。

然し乍ら又、次に重要なことは經營規模を標準にして、其家の農村に於ける實力の差違、社會的地位の相違に着目して區分した所謂農家群別區分である。假令同じ經營様式の地主であつても、大地主と小地主、富農に屬する地主と貧農に屬する地主、又は中農に屬する小作人と極貧農に屬する小作人といふが如く、其地主又は小作人の實力の相違に應じて、小作關係に參與する深さも影響力も違ふのである。だから實際問題としては必ずしも地主又は小作人の全部を千遍一律に問題とするには及ばないのであつて、小作關係全體を動かす實力を見究めて、其實態に即して適當に

手加減を加へればよい譯である。

斯る手加減の住所、重點の加へ所を判断する爲に、地主と小作人の雙方に就いて若干の分析を加へて見やう。

第二章 地主と小作人

第一節 地主

一、地主の經營様式別及び其分布

地主が小作に關係する仕方の差違に應じて、純地主、地主兼自作、地主兼小作、地主兼自作兼小作、地主兼雇農、地主兼出稼、地主兼雜業等、其他様々の經營様式が生れるのであるが、兼小作の場合には貸付面積と小作面積とを相殺し、兼雇農の場合に就いては土地所有に着目することによつて、要するにその家の經濟生活の基礎といふものに重點を置いて、關係地主全部を整理して見ると、大體、純地主、地主兼自作、地主兼他業の三大様式に區分することが出来るであらう。

1、農村居住戸數より見たる經營様式別地主の分布

右の三大様式の地主のうち、如何なる經營様式の地主が最も一般であり、此等の種々の様式の地主は、北滿、中滿、南滿の農村に於いて如何なる状態で分布して居るかといふ點に注目して、先づ調査部落に於ける居住戸數に就いて概観して見れば次の如くである。

第十三表 地主の經營様式別戸數

地方別	様式別		地 主 兼 業						地主計
	純地主	地主兼自作	兼地出稼主	兼地雑業主	兼地主兼自作出稼	兼地主兼自作雑業	小地主兼他業計		
北滿	比 率 四六・〇%	實 數 四六戸						一〇〇%	
中滿	比 率 四六・五%	實 數 四三戸						一〇〇%	
南滿	比 率 三三・二%	實 數 二六戸	九・〇%	九・〇%	三・〇%	一・五%	三・五%	一〇〇%	

註 附 表 第一のA・B・C参照
北滿・中滿に於ては兼他業を區別せず

即ち、北滿に於いては純地主の割合は地主兼自作よりは約一割方低く、中滿に於いては反對に純地主の方が地主兼自作よりは一割三分も高くなり、更に南滿に來れば形勢は再び逆轉して純地主の割合は地主兼自作よりも三割近くも低くなつて了つて居る。中滿に於ける地主の割合が高い事は、さういふ調査部落が多く選ばれた、といふ理由も考慮に入れねばならぬが、其でも尙北滿中滿南滿別の趨勢に於いては大して狂ひはないであらう。

斯る割合の變化を歴史的に考察すれば、地主といふものが「耕作する農民」から次第に「耕作せざる單なる小作料取り」に轉化して來た發展の方向を證據立て、居るものと思はねばならない。もつと詳しく言へば、北滿の農村は未

だ歴史が淺く、土地所有の刻みも大まかであり、農家戸數の密度も疏であるから、土地所有者も全部を小作に出して了ふよりは先づ自ら雇農でも入れて耕作經營するといふ者の方が多く、所謂「開墾型地主」といふ様な者が多分に農村を支配して居る。純地主となつても自分の村に居住して村の世話も焼き威勢を張りもする。中滿の農村になればその時代も一時代變つて了ひ、土地所有者も強ちに耕作に拘泥する必要もなく、小作させ様と思へば小作人はいくらでも居る。といふ譯で、所有地は全部小作に出して了つた者が北滿よりは多くなつた。所で南滿の農村になれば歴史は更に三轉して了つた。土地所有は一方に於ては極端に大地主に集中されたのに反し、一方に於いては極端に細かに分割せられて了つた。大土地所有者は完全なる「小作料取り」となり了つて農村に居住する事すら回避して都會に移つて了ひ、中流以下の零細土地所有者のみが農村に取り残されて了つた。従つて南滿農村に残つた純地主といふ者は土地所有者全體として見れば比較的小さい者であり、地主兼自作の農村に於ける上層農家であつても同様であり、零細自作農を中心とする南滿農村の特色がよく窺はれるのである。一方に於いては又零細地主は到底小作料丈では食へないから、商人や官公吏等の農業以外の方面に活路を求めるといふ事が純地主の割合をして益々低率ならしめる。従つて南滿に於ける純地主の低率は、巨大地主が農村から離れ極零細地主が農業から離れて了つた結果に外ならない。

要するに、北滿、中滿、南滿の農村に於ける純地主、地主兼自作、地主兼他業の割合の變化は、地主が農民的色彩を消失して了つた過程、地主と小作人との農民的繋がりが薄められて來た過程を物語るものである。

2、小作契約件數より見たる地主の業態別分布

前の第十三表は調査部落に居住する戸數のみに就いての結果であり、又北滿中滿では「兼他業」の關係では比較的其戸數も尠かつたので、特に經營様式の區別をしなかつたから、之を補足する意味で、不充分なものではあるけれど

も次表を掲げて見やう。

第十四表 小作契約別に見たる地主の業態別件数

業態別	北滿		中滿		南滿	
	實數	比率	實數	比率	實數	比率
純地主	二六件	三・六%	九件	一・七%	二七件	三・四%
地主兼自作	三二件	六・二%	四件	〇・八%	一五件	二・〇%
地主兼雇農	—	—	一六件	三・三%	九件	一二・四%
地主兼他業	九件	二・五%	—	—	七件	九・〇%
不明	—	—	一件	〇・二%	二件	二・七%
其他	二件	五・七%	六件	一二・五%	—	—
計	三七件	一〇〇%	三〇件	一〇〇%	三三件	一〇〇%

註 北滿は産調資料(45)ノ(2)二四・二五頁より、中滿南滿は附表第二のA・B参照
其他の中には入典地の貸付借入地の又貸し等を含む

此の表は關係小作件数全部に就いての結果であつて、調査部落に居住する小作人が關係して居る部落外居住地主をも含めて居るのであるが、斯る地主に就いては一方的な聴取りでしかないから、調査部落に居住する地主の様は明瞭な經營様式を區分する事が無理であるから、唯聞いた儘の業態別に區分して見たのである。而して件数に就いて見る場合、大地主になればなる程一人で多くの件数の小作に關與する者が多くなるから、戸數に就いて見た場合は若干の歪みが生ずる事は言ふ迄もない。然し乍ら之でも尙大體の傾向は察せられるのであり、北滿中滿に於ける兼他業の地主の割合も見當がつくのである。

此の表に據れば、兼他業の地主も唯に南滿農村に限らず、中滿や北滿の農村に於いても決して珍らしくはない。あつて、農村に於ける社會文化の進行に従ひ、小作料のみを的とする事が出来なくなつて了つた所の、謂はゞ農業と農業外の仕事とを兩股にかけた地主の様式が生れる事は、蓋し避け難き必然の勢ひなのである。而して此の様式の占める割合は南滿に於いて最も高率で、中滿から北滿に行く程急に低率になつて居る事は表の示す通りである。

3、小作地の貸付面積より見たる地主の經營様式別分布

第十五表 地主の經營様式別貸付面積

地方別	北滿		中滿		南滿	
	實數	比率	實數	比率	實數	比率
純地主	一四〇・四响	三・五%	—	—	—	—
地主兼自作	三三三・八响	六・一%	二八六・三三响	七・〇%	一三三・三〇响	四・七%
地主兼他業	—	—	—	—	—	—
地主兼雇農	—	—	—	—	—	—
地主兼其他	—	—	—	—	—	—
計	三七三・三响	一〇〇%	二八六・三三响	一〇〇%	一三三・三〇响	一〇〇%

(附表第一のA・B・C参照)

單に戸數の多少からだけでなく、又、小作契約件数が頻繁であるか稀であるかといふだけではなく、小作に關係する土地の大きさから、地主側から言へば土地貸付面積の大きさから見て、各經營様式別地主が占める割合は斯うなるので

ある。即ち前に戸数並びに件数に就いて見た北滿中滿南滿の經營様式別割合の變化は、貸付面積に就いて見れば尙一層截然たる差異を發揮して居るのである。

之を要するに、其地方に於ける農村の歴史的發展段階に應じて、純地主、地主兼自作、地主兼他業といふ夫々の様式の地主が、怎れも相劣らぬ強さで小作關係を支配して居る譯である。

二、純地主の群別及び各群別の小作に關與する力

假令經營様式別に見て純地主は兼自作の地主に比べて戸數に於いても件數に於いても亦貸付面積の上から言つても比較的尠い割合を占めるとは言へ、彼等は全く耕作から遊離して了つた謂はば寄生蟲的存在になつて居るのであるから、其意味から純地主の小作關係は全面的に重要視すべき充分の理由があるのである。

1、純地主の群別基準

然し乍ら、一樣に純地主と言つても其實質は大地主、中地主、小地主、極小地主といふ様に、彼等が農村に於ける實際の力の關係は異なる部分から成り立つて居るのであり、彼等が小作關係に參與する立場も夫々違つて居るのである。此處に大中小極小と謂ふのは主として熟地貸付面積の大小を目安にしたものではあるが、單なる面積の數の大小のみに従つたのではなくて、其外に勞力の雇傭關係、役畜大農具の所有關係等其他種々の要素を加へて、其地方の農村に於ける社會的地位の相違を掴める様に區分したものである。従つて同じ様に大中小極小地主と言つても北滿中滿南滿によつて刻みが異つて居り、又南滿に於いては經濟地域別に又若干の差違を認めての上の區別なのである。其基準面積は次の如くである。

南 滿			中 滿			北 滿				
小	中	大	極小	小	中	大	極小	小	中	大
地	地	地	地	地	地	地	地	地	地	地
主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主
遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河	遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河	遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河	遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河	遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河	遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河	遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河	遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河	遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河	遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河	遼新、鐵嶺、鳳城、蓋平、莊河
貸付面積	貸付面積	貸付面積	貸付面積	貸付面積	貸付面積	貸付面積	貸付面積	貸付面積	貸付面積	貸付面積
一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上
一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上
二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上
三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上
五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上
九〇畝以上	九〇畝以上	九〇畝以上	九〇畝以上	九〇畝以上	九〇畝以上	九〇畝以上	九〇畝以上	九〇畝以上	九〇畝以上	九〇畝以上
四〇响以上	四〇响以上	四〇响以上	四〇响以上	四〇响以上	四〇响以上	四〇响以上	四〇响以上	四〇响以上	四〇响以上	四〇响以上
一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上
一〇响未滿	一〇响未滿	一〇响未滿	一〇响未滿	一〇响未滿	一〇响未滿	一〇响未滿	一〇响未滿	一〇响未滿	一〇响未滿	一〇响未滿
五〇响以上	五〇响以上	五〇响以上	五〇响以上	五〇响以上	五〇响以上	五〇响以上	五〇响以上	五〇响以上	五〇响以上	五〇响以上
(但し該當するものなし)	(但し該當するものなし)	(但し該當するものなし)	(但し該當するものなし)	(但し該當するものなし)	(但し該當するものなし)	(但し該當するものなし)	(但し該當するものなし)	(但し該當するものなし)	(但し該當するものなし)	(但し該當するものなし)
一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上	一〇响以上
三响以上	三响以上	三响以上	三响以上	三响以上	三响以上	三响以上	三响以上	三响以上	三响以上	三响以上
三响未滿	三响未滿	三响未滿	三响未滿	三响未滿	三响未滿	三响未滿	三响未滿	三响未滿	三响未滿	三响未滿
七〇畝以上	七〇畝以上	七〇畝以上	七〇畝以上	七〇畝以上	七〇畝以上	七〇畝以上	七〇畝以上	七〇畝以上	七〇畝以上	七〇畝以上
一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上
三〇〇畝以上	三〇〇畝以上	三〇〇畝以上	三〇〇畝以上	三〇〇畝以上	三〇〇畝以上	三〇〇畝以上	三〇〇畝以上	三〇〇畝以上	三〇〇畝以上	三〇〇畝以上
四〇〇畝以上	四〇〇畝以上	四〇〇畝以上	四〇〇畝以上	四〇〇畝以上	四〇〇畝以上	四〇〇畝以上	四〇〇畝以上	四〇〇畝以上	四〇〇畝以上	四〇〇畝以上
五〇〇畝以上	五〇〇畝以上	五〇〇畝以上	五〇〇畝以上	五〇〇畝以上	五〇〇畝以上	五〇〇畝以上	五〇〇畝以上	五〇〇畝以上	五〇〇畝以上	五〇〇畝以上
二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上
三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上
五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上
一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上
一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上	一五畝以上
二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上
三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上
五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上

遼陽、蓋平
鳳城
極小地主 鐵嶺、法庫、盤山
新民、黑山、莊河
遼中

貸付面積
一〇畝未滿
一五畝未滿
二〇畝未滿
三〇畝未滿
五〇畝未滿

註（農家群別の基準及び群別農家の概況に就いては「農家概況」篇参照）

2 純地主の群別戸数の分布

従つて、假令面積の大小はあつても當該群の社會的性質はほぼ相同じきものを集めて夫々大中小極小地主としたのであつて、斯る規準に遵つて北滿中滿南滿の純地主の群別戸数を大觀すれば次の如くである。

第十六表 純地主の群別戸数

地方別群別	大地主		中地主		小地主		極小地主		全地主計
	比率	實數	比率	實數	比率	實數	比率	實數	
南滿	三・〇%	二戸	一〇・七%	七戸	一〇・六%	七戸	一〇・六%	六戸	100%
中滿			三三・一%	二二戸	二〇・三%	一四戸	一〇・〇%	七戸	100%
北滿	五・〇%	五戸	八・〇%	八戸	一九・〇%	一四戸	一五・〇%	一〇戸	100%

（附表第一のA・B・C参照）

即ち戸数の上から言へば純粹の大地主といふのは農村では極く僅少であつて、もと／＼純地主といふものゝ歴史的性質に鑑みても、敢へて農村に居残つて頑張らねばならぬ理由はないのである。前にも言つた如く、殊に中滿南滿に到るに應じて大地主の離村の傾向が濃くなるのであるが、南滿邊りの農村に残つて居る純地主を見ると何だか取り残された地主といふ様な感じを強く懐かせられるのである。斯る取残された地主が取りも直さず小地主極小地主であつて地主的傳統も誇りも段々失ひつゝあり、一寸、餘程奮發しなければ向上の希望も薄いといふ態のものである。農村に居住する純地主の大多數は斯る家の様である。而して恰度其等の中間にある者が中地主であつて、其戸数の分布も大地主と小地主極小地主の中間位を占めて居る。彼等は地主として向上の見込みがないではないけれども油斷すれば落伍する見込も多分にある。唯、事小作に關する場合、彼等は眞つ先に大地主に追隨するであらう。

3、純地主の各群別支配力及び其の根據

單に小作關係に就いての發言のみならず、一度び大地主が提唱すれば眞つ先に中地主が追隨し、中地主が追隨すれば小地主極小地主は譯もなく引ずられて地主側の足場を固めさせるといふ事になるのであるが、斯くの如き少數の大地主の發言を斯くの如く強力ならしむるものは取りも直さず土地面積の大きさであり、小作人に對しては貸付面積の大きさが物を言ふのである。假令戸数は多くても小地主や極小地主が騒いだ所で何の應へがあらう筈もなく、群小地主は黙つて大地主の後蔭に隠れて居ればよい譯である。斯る發言力の根據を貸付面積に窺へば次表の如くである。

第十七表 純地主の群別貸付面積

地方別	北滿		中滿		南滿	
	實率	實數	實率	實數	實率	實數
大地主	27.1%	2,710 响	16.2%	1,620 响	15.9%	1,590 响
中地主	40.6%	4,060 响	10.3%	1,030 响	17.3%	1,730 响
小地主	50.8%	5,080 响	10.1%	1,010 响	1.6%	160 响
極小地主	7.8%	780 响	1.9%	190 响	3.4%	340 响
全地主計	87.3%	8,730 响	100%	10,000 响	100%	10,000 响

註：(附表第一のA・B・C参照)

三、地主兼自作の農家群別及び各群別の小作に關與する力

此の様式の農家群の中に、小作關係に於いては勿論の事、雇傭關係に於いても貸借關係に於いても、其他凡ゆる社會關係の線に沿うて動く所の、滿洲農村の封建的な主動勢力を確認せざるを得ない。土地所有層として此の一群のみで北滿に於いては農村全體の四九・七%、中滿に於いては五四・二%南滿に於いては三〇%を領有し、(附表第一のA・B・C参照)農村の熟地所有面積の大半は此の地主兼自作農家群の占むる所である。而も彼等は一面地主、一面耕作者として、地主としては小作關係の線に沿ふ所の封建的高率小作料の收得者として、耕作者としては雇傭關係の線に沿ふ所の封建的低賃銀勞働の強化者として農村居住者中最強の蓄積者であり、斯る蓄積は又貸借關係の線に沿う所の封建的高率金利の收納を可能ならしめる。而も彼等は耕作する農民といふ形に装はれて農民といふ名に於いて可能

なる凡ゆる恩恵を滿喫する事が出来る。農村に於ける主動的支配力の源泉は實に此の一群であると言つても過言ではない。

斯る主動的支配力の最も強く集中されて居るのは謂ふ迄もなく富農群であるが、中農群に在りても純地主の中の中地主などと比ぶれば遙かに生活程度も充實して居り又地主としての支配力も強い。然し乍ら貧農極貧農(北滿では半雇農)等の下層農家になれば、地主兼自作といふ經營様式の恩恵を受くる事最も薄く、寧ろ農村の下積の層として支配力の強壓を感じねばならない立場にある。

1、地主兼自作の農家群別基準

此處に富農中農貧農半雇農又は極貧農といふのは、曩に地主の大小別區分に就いて言つた様な諸條件を考慮に入れて、主として實質的熟地所有面積の大きさを基準として區分したものであつて、其の面積は次の通りである。

北滿	中滿
富農に屬する地主兼自作…… 實質的熟地所有面積 二〇〇响以上	富農に屬する地主兼自作…… 實質的熟地所有面積 二〇〇响以上
中農 一〇〇响以上	中農 一〇〇响以上
貧農 一〇〇响未滿	貧農 一〇〇响未滿
半雇農 五〇响以上	半雇農 五〇响以上
富農に屬する地主兼自作…… 實質的熟地所有面積 一〇〇响以上	富農に屬する地主兼自作…… 實質的熟地所有面積 一〇〇响以上
中農 一〇〇响以上	中農 一〇〇响以上
貧農 三响以上	貧農 三响以上
極貧農 三响未滿	極貧農 三响未滿

南	滿	富農に屬する地主兼自作……實質的熟地所有面積	大地主の區分面積に同じ
		中農	中地主の
		貧農	小地主の
		極貧農	極小地主の

註：農家群別の基準及び群別農家の概況に就いては「農家概況」篇参照。

2、地主兼自作の農家群別戸数の分布

右の如き基準に従つて北滿中滿南滿の地主兼自作農家の戸数を區分して見ると、第十八表の如くである。

即ち地主兼自作といふ經營様式に於いては富農群の戸数も大地主程に僅少ではなく、一方に於いては半雇農又は極貧農の戸数が案外に僅少である事が注目される。

第十八表 地主兼自作の農家群別戸数

地方別	富農		中農		貧農		半雇農(北)又は極貧農(中南)	全地主計
	比	實數	比	實數	比	實數		
北滿	三・〇%	三戸	九・〇%	九戸	二四・〇%	二四戸	九戸	100%
中滿	一・三%	一戸	二・二%	二戸	二四・〇%	二四戸	一戸	九戸
南滿	一・三%	一戸	二・六%	二戸	二四・〇%	二四戸	一戸	九戸

(附表第一のA・B・C参照)

3、地主兼自作の各群別農家の小作に關與する立場

彼等は富農中農貧農極貧農の各群に於いて何れも所有面積の半分以上七、八割迄を小作人に貸付けて居るのであるが、(附表第一の一戸當平均面積参照)而も彼等が斯うして小作關係に參與する立場は各群別によつて夫々違ふのである。即ち

(イ) 富農に屬する兼地主の立場

富農群に屬する兼自作の地主は、充分の役畜を有し、充分の自家勞力も有し、而も充分の資本もあるから雇傭勞力も充分に豊富にして勞力の大部分は自家勞力よりも寧ろ斯る豊富なる雇傭勞力に依存して充分の自作經營をしても尙有り餘る大土地所有の故に、最大の耕作者たり得ると同時に又村に於ける最大の地主ともなつて居るのである。之が又企業的精神の旺盛なる豪農になれば、一面地主一面自作といふ經營様式は、自己の隸下に在る多數の小作人に對しても雇農に對しても、地主としての立場にも雇ひ主としての立場にも極めて彈力ある方法であり、小作人と雇農の双方を相牽制せしめつゝ其年の實情に應じて貸付面積と自作面積とを融通し得るといふ確固不拔の強味を與へるものである。

(ロ) 中農に屬する兼地主の立場

中農群に屬する兼自作の地主は、役畜も勞力も相當に有り、雇傭勞力も可成り使へるのであつて、資本さへもつと豊富であれば所有地の全部を自作經營しても差支へないのであるが、資本が不充分の爲に雇傭勞力に重點を置く事を

差控へて、先づ自家勞力を中心にして經營出来る程度で自作して、其後を小作に出すのが一般である。だから此の農家群は自家勞力の勤勉に負ふ所最も深く、全家族協力一致して勉勵すれば大地主富農ともなり、家族の足並みが揃はねば貧農極貧農に迄顛落せねばならないといふ岐路に立つ者である。然し乍らまだ多分に残された貸付面積の故に生活力は相當に強靱なのであつて、其故にこそ地主たるの立場に於いては全く大地主富農の立場に無條件で賛成し追隨する者である。

(ハ) 貧農に屬する兼地主の立場

貧農群に屬する兼自作の地主は、肝盡な自家勞力も資本も貧弱な爲に役畜も到底一耕作單位を形成する事は出来ず、本来ならば所有地の全部を自作しても大した大さではないのに所有地の一部を小作に出さねばならない者である。

(ニ) 半雇農又は極貧農に屬する兼地主の立場

半雇農又は極貧農に屬する兼自作の地主は、資本の貧弱な事更に極端であつて、零細な所有地は自作しても小作に出しても大した頼りにもならず、自家勞力の一部は常に被傭労働者として生活を支へねばならないといふ態の者である。

従つて貧農半雇農に屬する兼自作の地主に於いては、地主たるの立場に於いても全然積極性はなく、又積極的に出た處で餘り相手にもされはしないのである。

4、地主兼自作の各群別農家の小作に関する支配力の根據

第十九表 地主兼自作の農家群別貸付面積

地方別	富		中		貧		半雇農(北滿)又は極貧農(中南滿)	全地主計
	比	實	比	實	比	實		
北滿	100.1%	100.1	33.5%	33.5	33.5%	33.5	33.5	33.5
中滿	43.9%	11.0	8.3%	101.8	8.2%	0.4	100	100
南滿	1.4%	78.8	28.0%	49.9	7.2%	0.1	100	100
	35.9%	78.8	16.3%	49.9	5.3%	0.1	100	100

(附表第一のA・B・C参照)

斯くて此の表に見るが如く、單に貸付面積のみに就いての比重に於いても富農の夫は、純地主、兼地主の一切の關係地主の中に於いて最高絶對なのであるが、富農の發言をして農村に於いて絶對的ならしめ、中農の支持をして有力ならしむる所のは自作面積を併せた實質的所有面積の大きさである。即ち地主全部の實質的所有面積に就いて富農の占むる比重を見るに北滿に於いては實に五四・七%、南滿に於いても四九・七%といふ絶對的高率を占め、中農の比重を見るに北滿に於いては八・二%、中滿に於いては三六・八%、南滿に於いても一八・四%を占め、所有面積の比重では大地主に次ぎ時としては相匹敵して居る(附表第一参照)。以つて小作關係に對する支配力の強さを知るべしである。

四、地主兼他業の群別及び各群別の小作に關與する力

茲に地主兼他業といふのは、純地主と地主兼自作との間に於ける如き農業の領域内に於ける經營様式の區別ではな

くて、農業と農業外諸産業との間に於ける兼業關係に着目した經營様式の區別なのである。元來農業といふものが商業其他諸産業の發達と無關係に動いて來たものではなくて、封建時代には封建時代の様に、資本主義時代には資本主義時代の様に、各々の時代の經濟機構社會機構國家機構全體の歴史的發達の波に應じて、全體の中の一分野として發展しつゝ現代に到つたものである。而して資本主義の發達に應じ各種産業の相互的聯關性は益々緊密複雑となり、獨り農業のみ封建制度の象牙の塔を固守する事は、到底望んで得られない空想に過ぎないのである。従つて其處に現實の農村構成に於いて、其他産業との兼業關係を織込んだ一經營様式が生れざるを得ないのである。

1、地主兼他業の群別基準

(イ) 地主兼他業に於いては先づ純地主の場合と同一基準に従つて大中小極小地主兼他業とし、地主兼自作兼他業に於いては先づ地主兼自作の場合と同一基準に従つて富農中農貧農極貧農兼他業とした。

(ロ) 而して兼他業の關係に於いては、其家の生活の基礎が主として農業に依存して居るか、又は他業に依存して居るかに着目し、その家の經濟收入に於ける農業的なるものと農業以外のものとの比重を標準とし、些くともその家の經濟收入の半ば以上の比重が農業以外のものに依存する戸數のみを兼他業とした。

(ハ) 更に又他業の中に於いては、出稼労働者の如く、全く無資本で他人に雇はれて給料稼ぎするが如き種類のもと、商業經營の如く資本を投じて利潤を收得する如き種類のもとを區別して兼出稼ぎ及び兼雜業とした。

従つて農村居住者全部を總括して一つの農村社會の構成を見るときは勿論、純出稼ぎ、純雜業の社會群が居るのであつて、純出稼ぎや純雜業者が居る限り、凡ゆる經營様式の農業者兼雜業者が多かれ些かれ居るのである。然し乍ら實態調査に於いては、斯る出稼ぎや雜業の多い南滿農村のみに就いて區別し、北滿中滿に就いては兼他業關係は一應

問題の外に置く事にした。

而して此處で扱ふ兼他業の關係は勿論、苟くも地主に關する限りに於いての事である。

2、地主兼他業の群別戸數の分布

第二十表 地主兼他業の群別戸數(南滿)

他業様式別	農業者				地主兼自作兼他業				全地主計
	大地主	中地主	小地主	極小地主	富農	中農	貧農	極貧農	
地主兼出稼	二戸	一戸	一戸	三戸	一戸	一戸	一戸	一戸	六戸
地主兼雜業	一戸	二戸	二戸	三戸	二戸	一戸	一戸	一戸	
地主兼他業計	三戸	三戸	三戸	六戸	三戸	二戸	二戸	二戸	100戸
比率	四・五%	四・五%	四・五%	九・〇%	三・〇%	二・〇%	二・〇%	二・〇%	

(附表第一のC参照)

地主兼自作兼他業の戸數と地主兼他業の戸數とを比較すれば、前者に於いては假令幾分なりとも自作を營んで居れば其爲に家族の手を奪はれるから、後者が他業を兼ねる様な工合には行かず、従つて其戸數の割合が尠くなるのは當然の事である。

然し乍ら此處で問題なのは大地主、富農等の上層農家に於いて兼他業の戸數が全然見られない點である。苟くも土地所有者として、土地の借付人として農業收益の蓄積に參與出来る地主側に於いては、資本主義の發達に伴ふ各種産業の進展に應じ、地主側群別の凡ゆる層に於いて殊に上層地主に於いて他業への投資者が出て居るべき筈であ

る。然るに兼他業地主は全地主の最下層部分を占める丈である。而も斯る下層地主の兼出稼の尠くない事は勿論、兼雑業とても人でも雇つて利潤を擧げやうといふ様な風の雑業ではなくて、豆腐造りだとか小間物行商であるとかいふ様な、どちらかと言へば腕一本を資本にしてやるに近い様な雑業丈であると言つて宜しい。然らば地主側に蓄積された農業利潤は他業に大規模に投資されないのかといふにさうではないのである。唯さうした投資の出来る様な上層地主は、最早農村を離れて了つて、唯小作關係の絆によつてのみ農村との關係を保ちつゝ、自身は全く都市居住者として、商人や工場主になり變つて了ひ、他業への投資に成功した者は再び農村に歸つて來ず、唯失敗した者丈が賣り残した土地を思ひ出して歸村するのである。前に本來の地主の面目躍如たる者は南滿に行くに従つて所謂不在地主として離村し、農村に居住する地主は何だか取残された地主といふ感じがすると言つたが、斯る感じを最も強要してやまないのは兼他業の地主なのである。

3、地主兼他業の各群別の小作に關與する力

右の如き取り残された者でしかない下層地主が小作に關與する力は取るに足らぬものであり、地主としての立場に於いても最も消極的であらう事は勿論である。

第二十一表 地主兼他業の群別貸付面積（南滿）

地主兼出稼	農業様式別					地主兼自作兼他業			全地主計
	大地主	中地主	小地主	極小地主	富農	中農	貧農	極貧農	
九五八畝	一〇〇畝	一五〇畝	二四〇畝	一五〇畝	二四〇畝	一五〇畝	一五〇畝	五〇畝	

地主兼他業計	地主兼雑業			地主兼自作兼他業			全地主計
	實數	比率	實數	比率	實數	比率	
二〇一・二畝	七・三%	三〇・〇畝	一・八%	二四〇畝	一・一%	三七三・七畝	一〇〇%

(附表第一のC参照)

五、不在地主

1、不在地主の歴史的特質

曩に地主といふものが、地主兼自作といふ様な「耕作する農民」といふ装ひを漸次かなくなり棄て、次第に「耕作せざる單なる小作料取り」に轉化しつゝある發展の方向に就いて觸れたのであるが(本節の「参照」)、斯る質的轉化を遂げた地主に於いては、最早農村に於ける居住といふことは大して意味を有たなくなる。彼等は唯専ら小作料を確保して居さへすれば宜しいのだから、其爲には農村に住もうが都會に住もうが隨意である。否、高率小作料の收益を確保し強化する目的の爲には小作農達と一緒に同じ村に住んで居る事は障碍とさへなる。假令完全な小作料取りとなり了せて自分は手の皮を柔かくし胡蘆の小玉を弄び乍ら、耕作しないですむ心安さを滿喫する事が出来ても、農村に住んで居れば小作人達に食料の前貸しをしてやつたり年柄が悪ければ小作料を負けてやつたりせねばならぬ。自衛團にも人を出さねばならず賦役にも出なければならぬ。結局大地主になれば農村に居る事は利廻りの低下となり、負擔の加重となり生活の煩はしさを齎す事となる。況んや匪賊や天災の經驗を知つて居る者は、物持ち人に怯える道理で、農村で塀を高くするよりは思ひ切つて、然ういふ不時の出來事に最も安全確實な、官廳所在地の如き都會に居を移し

て了ふのである。

而して企業心旺盛な地主は、豊富なる資本の蓄積を擁して、更に又土地の兼併に投ずるとか、或は商工業などに投資して利益の擴張に邁進し、一面地主一面資本家としての資格を完成して了ふ。斯る経路は又逆の方向も辿られるのであつて、蓄積された商工業資本や官吏資本が農村に於ける社會分化の進行に乗じて農地に投ぜられ、今迄寛大であつた農村生え抜きのもの地主が没落した後に、大變動定高い地主が新たに取つて代る。然し乍ら此の場合には其地主自身村にやつて来る事は減少になく、来るのは唯小作人監督の代理人のみである。斯くの如く、此處に我々が意味する不在地主とは、單に此の村に住まずに隣の村に住んで居るといふ様な意味の「不在」ではなくて、實に斯くの如き歴史の意味に於いて、質的轉化を遂げた所の不在地主を指して居るのである。例へば、一貧農から勤勉と好運に恵まれて一代にして巨大地主となり、而も尙土地への愛着を斷ち切れぬ「大地」の父王龍を意味せずして、寧ろ、町の豪莊な邸宅に文化生活を營み乍ら、飢饉に際しても小作料の減免に良い顔をしない「息子達」を意味して居るのである。

2、不在地主の分布

今迄屢々述べた様に地主離村の傾向は、純地主の上層になればなる程甚しいのであつて、彼等が此處に所謂不在地主の一群を形成して居るのであるが、彼等の實際の大きさ又は其力といふものは、農村に於いても都會に於いてもよく見通され易い様になつて居るので、なか／＼具體的に正確には掴み難いのである。唯其の大體の傾向を察知するよすがとして次表を掲げて見る。

第二十二表 地主の居住地別件數

地方別	居住地別		内 屯	外 屯	外 縣	城 縣	外 其	他 合	計
	北 滿	中 滿							
	比 率	實 數	比 率	實 數	比 率	實 數	比 率	實 數	比 率
	三・三%	三三件	五・八%	九三件	三・〇%	三〇件	三・七%	三三件	三六件
	三・三%	八五件	三・七%	三三件	三・〇%	三〇件	〇・三%	一件	二五件
	三・〇%	三〇件	三・九%	三九件	三・七%	三三件	〇・九%	九件	一〇〇%
	二・〇%	二〇件	二・七%	二七件	二・九%	二九件	〇・七%	七件	二四件
	二・七%	二七件	二・一%	二一件	二・七%	二七件	〇・九%	九件	二五件
	〇・九%	九件	〇・九%	九件	〇・九%	九件	〇・九%	九件	二五件
	一〇〇%	一〇〇件	一〇〇%	一〇〇件	一〇〇%	一〇〇件	一〇〇%	一〇〇件	一〇〇%

(北滿は産調資料(45)の(2)二四頁より、中滿・南滿は附表第三のA・Bより)

此の表は調査部落に居住する當事者が關係する全小作契約の件數に就いての數字であるから、前に第十四表に就いて言つたと同様の注意をして讀まねばならぬのであるが、それでも大體の傾向は察知されるのである。

即ち先づ第一に確認されねばならないのは、北滿では屯内居住者の割合が五九・八%の高率を占めるが、中滿南滿では急に低くなつて三八・七%から三三・三%迄となる。地主が小作人と同じ村に居住するといふ傾向は中滿南滿に於いて頗る薄くなつて居る事を察するに充分である。

反對に屯外居住地主の割合は南滿に於いて殊に高率となり、就中縣城及び縣外居住地主が多くなつて居る事が判る。此の表に於ける縣城及び縣外居住の地主こそ、茲に所謂歴史的特質を完成した不在地主其者に外ならぬと考へて宜し

いであらう。然し乍ら強ちに縣城に限らずとも、奥地農村に於いては縣城に劣らぬ主要な鎮であるとか街村にも同様な性質の不在地主も尠くないのであるから、其實際の比率は此表の數字より高くなる事はあつても決して低くなる事はないであらう。北滿に於いても縣城や縣外居住地主の割合は一般に想像される以上に高いのであつて、綏化縣に於いては八三戸の調査部落外居住地主のうち六六戸迄が縣城、五戸が縣外居住者で、縣内居住者は僅か一二戸である事が報ぜられて居る。(綏化縣農村協同組合方針大綱二九—三〇頁參照)。

右の如き不在地主の割合は農村側から一方的に聽取られた結果に基いてあるが、之を縣城其他の都會側から一步突込んで調査するならば、都市居住者の中、案外多數の者が斯る農村へ依存する地主である事を知らねばならない。都市に居を構へ乍ら、商店や工場を經營するでもなし役所に勤めるでもなし、而も極めて裕福な生活を遂つて居るといふのは紛れもなく純粹の不在地主であり、況んや商工業者や官吏であつて一面田舎には廣大な小作地を擁して居る如きを加ふれば、所謂不在地主の數も力も思ひ半ばに過ぐるものがあらう。一例を擧ぐれば、南滿の遼陽縣城に居住する戸數の七割迄が大土地所有者であり、之等土地所有者の大部分は農村から這入る小作料のみに依存する者であると言はれる。

3、不在地主の事例

以下極めて断片的にはあるが、不在地主の一二の事例を拾ひ集めて見やう。不在地主と言つても大小とりどりにびんからきり迄ある事は勿論であるが、其歴史的特質を明瞭にする爲に、最も代表的なものを擧げて見る。

(イ) 肇州縣の事例

肇州の四大家と一般に呼ばれて居る有名な豪家がある。光緒末年の北滿の土地開拓時代に豊富な資本を擁して中滿から移住して今

日の基礎を築いたものである。其中の(D)家は殊に北滿一帶に克山地方に迄鳴らしたもので、開放時代には大擲頭として活躍し、縣下の某鎮に大燒鍋を經營し、一方に於いては、時の督軍吳俊陞と親密で、地方一帶に勢力を張つた者であつて、此家は今は大部衰へて居るけれども、他の(A)家(B)家(C)家皆何れも四大家の名に相應しい夫々の特長を發揮して居る。

四大家の(A)家……雙城縣の出身で、現在尙雙城縣にも七〇响を残し、縣内には、縣城附近に二五〇响、第三區に五〇〇响、第四區に四五〇响第二區に二五〇响、肇源(前肇州)に一六〇响合計一千六百八十响といふ大土地を各地に領有し、小作人丈でも毎年三十戸内外を常に擁して居る。當主(A)氏は清朝の進士の試験に合格したといふ人物で、舊政權時代は省議員縣議員等に常に推薦せられて來たが、現在は縣城外の某部落に悠々自適して居る。(A)家では決して農業以外に手を出さぬ事を家訓として居る。長男は調査當時東京の文理科大學に留學中、二男は國軍の連長であつた。(A)氏談)

四大家の(B)家……扶餘縣の出身で、縣内四箇所に二千响の土地と三ヶ所の燒鍋を經營し、當主(B)氏は、縣城で燒鍋を經營し、(B)家では政治に手を出さぬ事を家訓として居り、長男は、白耳義に留學中、二男は哈爾濱工業大學に遊學中、三男は鐵道總局に勤務中。(B)氏談)分家前の一族の所有地、二縣下に亘り、數千响に昇ると言はれる。

四大家の(C)家……德惠縣張家灣の出身で現在縣下H鎮に居住。分家はしたけれども張家灣に残つた(C)家も尙二千七百响の土地と大きな燒鍋とがある。本縣に移つた(C)家はH鎮を中心として三千响を所有したが、一部賣却して夫でも尙二千二百响を残し、H鎮とT鎮とに二大燒鍋を經營して居る。H鎮といふ鎮が、大體、此の(C)家と(D)家の兩大家が、縣城誘致の目的で街基の全部を二大家で解放し、舊縣城肇源に劣らぬ都市計畫迄自費で實施したといふ鎮なのである。當主(C)氏は縣の道徳會長、(C)氏の令弟は吳俊陞に見込まれて某縣の縣長を勤めさせられたが今はT鎮に隱居して居るといふ。當家經營のH鎮の燒鍋は大きなもので奉直戰當時は、一聯隊位の軍隊は平氣で宿泊出來たといふ。(C)氏談)H鎮商會の如きも(C)家の一事務所たるの觀がある。

四大家の(D)家……本縣來住前から、扶餘縣と雙城縣の二ヶ所に大燒鍋を經營して居たのであるが、前にも言つた通り光緒末年の土地開放時代に大擲頭として活躍し、一萬餘响の大土地を得るに到り、先代には此等の大土地の外に、扶餘雙城肇州の三縣下六ヶ所の大燒鍋と二ヶ所の火磨とを經營し、H鎮の銀行も一家で支配し、全く飛ぶ鳥も落す勢であつたが、當代が痴呆症の爲に、する事爲す事失敗して大部土地も手放し、燒鍋も休業して了つたが、夫でも尙H鎮一帶に三千响の土地を支配して居るといふ。(C)氏談)

(ロ) 伊通縣の事例

伊通縣第五區前羊草溝の耕作地二・八・九响は全部小作地で、自作地は一响もない。これは、治安が悪く大地主が屯に住む事を肯んじないからであつて、地主は懷德縣の公主嶺に住み、本屯の所有地を入れて全部で五〇〇响の大土地を所有する不在地主である。(産調資料(39)の三五二―三五四頁参照)

(ハ) 鐵嶺縣の事例

S家の事例……先代の幼年時代迄は縣下の養竹溝といふ部落で四十土地位の小作をして居たのであるが、漸次貯蓄して其金を資本に山頭堡といふ街道筋の小さな町に大車店を開き、漸次土地を買つて居た所、西豐縣の土地拂下に際し、一八〇〇畝を領荒する事が出来、之が開運の切つかけとなつて、民國初年には開原縣にも七五畝を買ひ、當代になつてからも家運益々固く、當代は頻りに鐵道沿線の荒地に目を着け、現在では縣下の七ヶ部落に二二〇〇畝を所有し、遠く北滿の德都縣に迄二二〇〇畝の荒地を領有し、合計七二七五畝の大地主となるに到つた。縣城に移つたのは光緒末年で治安が悪かつたからである。小作料は其所の習慣に従ひ、德都は物納分租、開原西豐は物納定租、鐵嶺縣内は物納定租と若干の銀納等あり、小作料収入丈でも年七五〇〇圓は下らない。年俸三百圓の管事的(執事)が居て、各所の小作地を巡廻し監督管理して居る。(S氏談)

(ニ) 遼陽縣の事例

(A)家の事例……此家は縣下の第九區を中心約六二〇〇土地を所有する大地主である。曾祖父の代に縣城の南街に燒鍋を經營して土地を買ひ込み、祖父の代には陝西省の縣長に拔擢されたり、奉天將軍府の承審を勤めたりした。日露戰役の際には日本軍に獻金して感状を授けられた事がある。

現在六二〇〇土地のうち七〇〇土地を自作し、三五〇土地を銀納定租で小作させ、二〇〇〇土地を分種で小作させて居るが、此家では決して全部を小作させる事はなく、毎年必ず六―七〇〇土地乃至百三―四〇〇土地の自作はするのである。

自作の理由は専ら全小作地の小作料率維持の爲であつて、其他に自家食料を得る事地力を維持する事は、むしろ附け足りの理由である。

水書の翌年は小作人が些いから小作人のない畠は全部自作し。

豊作の翌年は小作人が多いから自作面積を成るべく些くするが決して全面積を小作させる様な事はしない。毎年收穫後に其年の作柄と穀價とを參酌し、自家の小作人の模様を見て、來年度に小作人が殖えさうな見込が立てば自作面積を減らし、どうも小作人が離れさうな見込であれば自作面積をうんと殖やして小作料の下落を防ぐのである。

當家では一〇〇响自作の純益と、一〇〇响小作させた純益と相當するから自作は實際は煩雜なのであるが、自作の煩雜を敢てしても小作料は最低限此の程度に喰ひ止める様努力して居るといふ。

當家では小作料収入丈で一四〇〇〇圓は下らないのである。(A氏談)

(ホ) 莊河縣金廠屯

本屯に小作人を持つ不在地主は、近隣屯の者を除き殆んど縣城及大孤山等の鎮に居住し、雜貨商を営み傍ら農業を兼ねて居る。物納定租件數中の八九割までは之等數人の不在地主に對する契約で占められてゐる。小作條件は後述する如き小作條件と大差はないが、小作料の納入方法は相當の遠隔の地に在つても種々の手段を取つて現物を納入せしめ代銀納を許さない。

又出典小作の地主の多くは縣城在住の商人である事も既述の通りである。(同縣一般調査報告書)

第二節 小 作 人

一、小作人の經營様式別及び其の分布

小作人側の經營様式としては純小作・自作兼小作・地主兼小作・小作兼他業等様々の様式が實際にはあるのであるが、地主の場合と同様に之を整理すると、自作兼小作・純小作・小作兼他業の三大様式に區分する事が出来る。

1、農村居住戸數より見たる小作人の經營様式別分布

第二十三表 小作人の經營様式別戸數

地方別	自作兼小作		純小作		小作兼他業		全小作人計	
	比率	實數	比率	實數	比率	實數	比率	實數
北 滿	三七・二%	五五戸	三二・一%	二六四戸	—	—	三三・三%	三一九戸
中 滿	三三・六%	八八戸	六・四%	二五戸	—	—	一〇〇%	一一三戸
南 滿	五二・六%	—	三・八%	—	四三・三%	—	一〇〇%	—
					三・七%	—		
					四三・三%	—		
					三・六%	—		
					一五・六%	—		

註：附表第四の(A)(B)(C)参照、北滿中滿は兼他業を區別せず

即ち、北滿に於いては自作兼小作戸數は純小作戸數の三分の一に足らず、中滿に於いては同じく二分の一に足らぬが、南滿に到ると反對に自作兼小作戸數は純小作戸數の一・六倍となつて居る。換言すれば土地所有の小作人の割合が土地無所有の小作人の割合よりも南滿に行くに従つて高くなつて居る。然し乍ら之は小作人側の生活が向上して來て無所有の小作農から土地所有の小作農に變つて來た爲に自作兼小作の割合が高くなつて居るのではなくて事實は全然反對である。

換言すれば、北滿より南滿に到るに従つて、土地所有が極端に零細化されて來て居り、土地所有の零細化に比例して、耕作規模も亦極度に零細となつて來る。南滿に到るに従つて耕作者は零細自作農が多くなつて來る。従つて耕作規模が零細化されて來ると其處に純小作農經營の成り立つ餘地が全く狭小になつて來て居るのである。北滿では土地無所有者であつても尙純小作農として生活出來る餘地が残されて居たものが、南に行くに従つて狭くなつて居る。といふ事を示すに外ならない。南滿で小作人として生活を樹てるには多少なりと自作地が残つて居るか、さもなくば他業でも兼ねなければ難しくなつてゐるのである。

第二十四表は唯第二十三表を補ふ意味で小作契約の件數に就いて小作人の業態を見たのであり、而も一部の小作人に就いては地主側よりの一方的な聽取りを其儘採用したものであるから、經營様式別戸數の表程正確を期する事は出來ないし、又前に第十四表に加へられた注意が此處でも繰り返されねばならないが、土地所有の小作人と土地無所有の小作人との割合の變化は今言つた通りである事を傍證して居るのである。此表で小作兼雇農として區分されて居る數が第二十三表では主として純小作の數に加へられて考へられてよいのであるから、然うして見ると殆ど同一の割合

に近づいて来るであらう。

第二十四表 小作契約別に見たる小作人の業態別件数

業態別	北 滿		中 滿		南 滿	
	比	實 數	比	實 數	比	實 數
自作兼小作	三七%	九七件	元・九三%	二九八件	五・三三%	一〇八件
純小作	一〇〇%	一〇〇件	五四・四四%	一四三件	一六・三三%	三六件
小作兼雇農	一六・六%	二八件	一〇・六%	七九件	二〇・七七%	七九件
小作兼他業	一・三%	五件			二・四三%	九件
其						
他不	八・九%	二七件	四・九二%	一三件		
明小作人計	〇・三%	三件	〇・二%	一件	四・三%	七件
	三・三%	三〇件	〇・八%	二件	五・三%	一三件
	一〇〇%	三〇件	一〇〇%	三〇件	一〇〇%	三〇件

註：北滿は産調資料(45)の(2)二五頁、中滿南滿は附表第五の(A)(B)より。

茲で小作人といふものを經營様式別に觀た歴史的動向は斯うなる。即ち前掲の二表が強調する所は、土地所有の小作人が土地無所有の純小作人へ發展轉化して行く歩調よりも、寧ろ土地無所有の小作人が耕作者として生活を打樹て、行く事が出来なくなつて行く歩調の方が速くて激しいといふ世智辛さである。此の事は取りも直さず滿洲に於ける小作農の問題の逼迫の現状を正しく物語つて居るに外ならない。

2、小作面積より見たる小作人の經營様式別分布

右は單に農村居住戸數並に關係小作契約件數よりの考察であるが、更に農村の全小作面積に就いて見れば次の如く

である。

第二十五表 小作人の經營様式別小作面積

様式別	北 滿		中 滿		南 滿	
	比	實 數	比	實 數	比	實 數
自作兼小作	二九・七%	一〇九・七响	三二・三%	一三三・三响	五・七%	二二・〇一三响
純小作	六六・八%	二四七・九响	七三・七%	二九三・四五响	三五・五%	一三三・四五响
小作兼雇農	一・三%	五件			二・四三%	九件
小作兼他業	八・九%	二七件	四・九二%	一三件		
其						
他不	〇・三%	三件	〇・二%	一件	四・三%	七件
全小作人計	三・三%	三〇件	〇・八%	二件	五・三%	一三件
	一〇〇%	三〇件	一〇〇%	三〇件	一〇〇%	三〇件

(附表第四のA・B・C参照)

即ち、戸數の割合に於いて見た自作兼小作と純小作との開きは、面積の割合に於いてはすつと接近して来る。而も其接近の仕方は、兼自作の割合が面積に於いては戸數に於いてよりも稍々高くなる事によつてであり、同時に純小作の割合が低くなる事によつてである。就中兼他業と來ては戸數の場合に比べて問題にならぬ程低くなつて了ふ。

此の事は取りも直さず、自作兼小作が自作農としてよりも小作農として重視さるべき事を強調すると同時に、純小作や兼他業の小作が戸數の割合に狭小作地に多數齟齬せねばならぬ事態の逼迫さを物語つて居るに外ならないであらう。

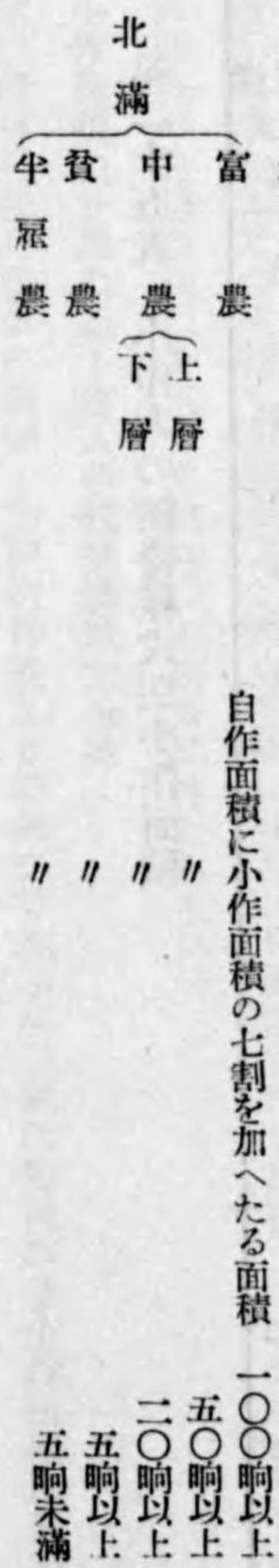
二、自作兼小作の農家群別及び各群別の受くる小作關係の重さ

自作兼小作といふ様式の農家は、尠くとも農村に於ける土地所有者の一翼を構成する者であるといふ限りに於いては、仮令同じく小作人といふ立場に立つにしても全然一塊の土地も自家の物を所有しない純小作農家に比ぶれば、何物にも換へ難い強味をもつものである。従つて同じ小作人側に立つにせよ、小作關係からの重壓に對して或程度の弾力を有つて居るから、時によつては小作關係からの痛痒は左程骨身に應えなくても済むものであるかの様にも考へられる。

然し乍ら夫は最悪の場合小作地を失つても最低限度の生活を保證し得る程度の自作地を所有して居る自作兼小作農に就いての事であつて、斯る自作兼小作農といふ者は最上層の富農に屬する極少數の自作農のみである。中農のうちでも一部の比較的上層に屬する者のみが、稍々相當の弾力を以つて何とか小作の重壓に耐える事が出来るのであつて、中農下層以下貧農極貧農になれば、迎も斯うした暢氣な事は言つて居られないのである。

1、自作兼小作の農家群別の基準

茲に富農中農貧農極貧農に屬する自作農と言ふのは前に地主の場合に述べた様な種々の條件を考慮に入れて主として次の如き土地面積の大きさを標準として區別したものである。



註：農家群別の基準及び群別農家の概況に就いては「農家概況」篇参照

2、自作兼小作農の農家群別戸数の分布
右の如き基準に従つて北満中満南満の自作兼農家の全戸数を區別して見れば第二十六表の如くであつて、富農に属する者は實に寥々たるものであつて、中農貧農に属する者が最も多く、極貧農に属する者は北満中満には比較的僅少で、南満に於いて最も多し。

第二十六表 自作兼小作の農家群別戸数

地方別	富農		中農		貧農		半雇農(北満) 又は極貧農		全小作人計
	比率	實數	比率	實數	比率	實數	比率	實數	
北満	1.3%	1戸	15.6%	18戸	8.4%	9戸	1.8%	2戸	35戸
中満	0.6%	5戸	10.7%	30戸	17.3%	28戸	3.0%	3戸	121戸
南満	3.0%	5戸	14.0%	30戸	16.8%	38戸	13.8%	3戸	100戸

(附表第四のA・B・C参照)

換言すれば、同じく自作兼農と言つても、北満に於いてはその大部分は中農程度に位し(一五・六%)就中中農上層の部に属する者も些くはなく(四・九%—附表第四のA参照)従つて貧農(八・四%)半雇農(一・八%)に属する者は

比較的少數であつて富農に属するものは最も少し(一・三%)。然し乍ら中満の自作兼農は其大部分は貧農であつて(全自作兼農の一七・三%)中農に属する者も尠くはなく(一〇・七%)、極貧農は比較的少數で(三・〇%)、富農に属する者は全然問題にならない(〇・六%)。南満に於いては模様は更に一變し、自作兼農の大部分は中農(全自作兼農の一八・〇%)貧農(一六・八%)極貧農(一三・八%)であつて、唯ほんの少數が富農(三・〇%)に属するに過ぎない。

3、自作兼小作の各群別農家が小作に關與する立場

而して之等の各群別農家が小作に關與する立場を検討して見れば夫々異なるのであつて、北満に於いては中農上層以上中満南満に於いては富農以上に属する自作兼農と、それ以上の各群別に属する者とは全然正反對の立場にある事が判るのである。即ち

(イ) 富農群に属する自作兼農家の立場

富農群に属する自作兼農家は自家の所有耕地丈でも北満では一戸當平均一〇二晌、中満では三六晌、南満では一四・一四畝(附表第四の(A)(B)(C)一戸當平均の欄参照)といふ、其の地方では上層に属する丈の面積を充分に有つて居る。而して資本も豊富にあるから役畜も潤澤に有し、多數の雇傭勞力を入れて耕作面積を積極的に擴張し、より多くの利潤を擧げんが爲に小作するのである。一戸當小作面積も自作兼農家の他の群よりも廣いのであつて、假令小作條件が多少良からうが悪からうが耕作面積全體の大きさにより役畜と勞力とを最も合理的に活用する事によつて相殺して餘りあるから一向痛痒を感じない。而も持てる者程有利な借金も出来る道理で、小作地も有利な場所を充分に選擇出来るし、其他の諸條件にも充分文句が言へるし、地主の方でも斯ういふ農家には頭を下げ小作を頼みに行くのが寧ろ實狀である。

(ロ) 中農群に屬する自小作農家の立場

此の群に屬する者も充分ではないが最悪の場合には自家の所有地丈で何とか出来る。即ち北滿では一戸當上層四七・八响、下層一八・八响、中滿では一四・六五响、南滿では三七・九五畝(附表第四のA・B・C参照)といふ自家の耕地を確保して居る。役畜にも農具にも不足はしない。雇農も常備ひしやうと思へば何とか遣り繰りはつく。といふのである。而も此の群に屬する農家の特長としての強味は自家勞力が豊富な事である。だから役畜さへあれば左程無理はしなくても雇傭勞力に頼らずに耕地の擴張が出来る。だから自家勞力の能率を充分に發揮する事によつて成るべく利益を擧げ度い爲に小作するものである。だが上層と下層とによつて自作面積と小作面積の割合は反對となり、中農上層では自作面積の方が遙かに大きい。中農群下層になれば自作面積の方が小さくなり、(附表第四のA参照)中滿南滿の中農は何れも小作面積の方が遙かに自作面積よりも大である。従つて小作關係の重味に對しては富農程大きな顔は出来ないけれども、まあ、現在より重くなりさへしなければ何とかなるといふ立場にある者である。だが中農群下層農家になれば大ぶ遣り繰りは苦しくなつて居るのであつて、小作地が得られなくなるか、小作條件が悪くなるか、若し現在の小作關係にどうといふ異變でも起れば勿ち生活の脅威を感じねばならないのである。

(ハ) 貧農群に屬する自小作農家の立場

此の群に屬する者になれば、自家の所有地があるにはあるが、所有地丈では最悪の場合に最低の生活を樹てる事すら到底望まれない。北滿に於いても一戸當平均五・三响、中滿では三・五二响、南滿では二・二〇九畝といふ僅かの面積であつて、どうしても小作地を手に入れなければどうにも斯うにもならないといふ立場にある。だから一戸當りの小作面積は常に自作面積よりも遙かに大きい。(附表第四のA・B・C一戸當りの欄参照)而も此の群の農家は資本も

役畜も貧弱なものでしかないから、豊富な自家勞力があるにはあつても夫を充分に發揮出来る程の小作地を得る事すら困難である。況んや雇農を常備ひする如きは夢にも願はれない事であつて、寧ろ自家勞力を節して他に雇つて貰ひ度い方なのである。だから此の群の小作は絶対に必要なのであつて而も小作關係の重味に耐え兼ねて居る立場に在るのであり、現在の貧困を脱するには何とかして小作の重味を軽減せねば芽が出ないといふ立場が實狀である。

(ニ) 半雇農又は極貧農に屬する自小作農家の立場

此の群の小作になると事態は更に深刻である。自家の所有地は残るには残つて居るがそれは全く名許りである。北滿に於いては一戸當平均一・八响、中滿に於いては一・一八响、南滿に於いては一〇・〇一畝の極零細な耕地でしかない(附表第四A・B・C)。而も彼等は役畜も資本も碌に有つても居ないから、小作地で補はうと思つても何程の小作地も得られはしない。だから自家勞力の大部分は常時人に雇はれてその勞賃収入なしには今日一日の生活にも差支へる者である。従つて、彼等は小作關係に對してはそれに兎角の事を考へる餘裕や希望すらもすつかり失つて居る者である。

4、自作兼小作の農家群別小作面積

斯くて小作關係に對して最も弾力を有し、痛痒を感じる事最も薄き農家は少數の富農及び中農上層に屬する自小作農家であり、北滿の中農下層、中滿南滿の中農に屬する多數の自小作農家は小作地無しには自家勞力の消化すら困難なるものであり、貧農殊に中南滿に於ける多數の貧農に屬する自小作農家は常に小作關係の重壓に呻吟する者であり、半雇農極貧農に屬する者は重壓に對して考慮の餘裕すら有つて居ないものである事が判つたのであるが、更に此等各群別自小作農家の小作面積に就いて検討すれば次表の如くである。

第二十七表 自作兼小作の農家群別小作面積

地方別	北 滿		中 滿		南 滿	
	實 率	比 率	實 率	比 率	實 率	比 率
農 富	一四五・五	三・八%	五五・〇	四・三%	四三・五	八・〇〇%
農 中	八三六・〇	二・八%	三二七・六	二四・八%	一七九・六	三三・二%
農 貧	三〇九・五	五・四%	一九〇・六	一四・四%	六四・三	一一・九%
半 農	八・七	〇・二%	一〇・三	〇・八%	三三・五	六・六%
又 極 貧 農 (北滿)	三六四・六	一・〇%	一三〇・六	一・〇%	五三・七	一・〇%
全 小 作 人 計						

(附表第四のA・B・C参照)

農に戸数の分布に就いては第二十六表を示して述べた所であるが、小作面積に就いては若干様子が變つて来る。農村の全小作面積に對して富農に屬する自作兼小作が占むる割合は假令戸数の場合よりは三倍も高くなるとは言へ、極く低率である。而して中農群の割合は戸数の場合よりも高く、自作兼小作では最も高率であるが、問題は、貧農極貧農である。即ち戸数の場合には殊に中南滿に於いては高率であつたものが、面積の場合には最も低率である。之は一戸當面積が小さいから當然と言へば夫迄だが、實はさうではないのであつて、政策の對象として考へる場合は、面積の低率よりも戸数の多い事が重要視されねばならないのである。此處に地主側と小作人側との取扱方の相違がある事を忘れてはならない。

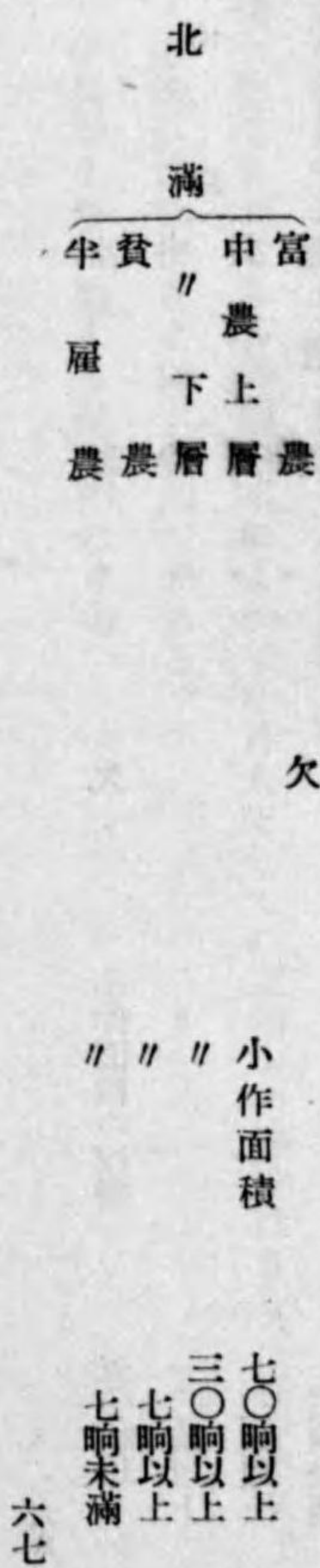
三、純小作の農家群別及び各群別の受くる小作關係の重さ

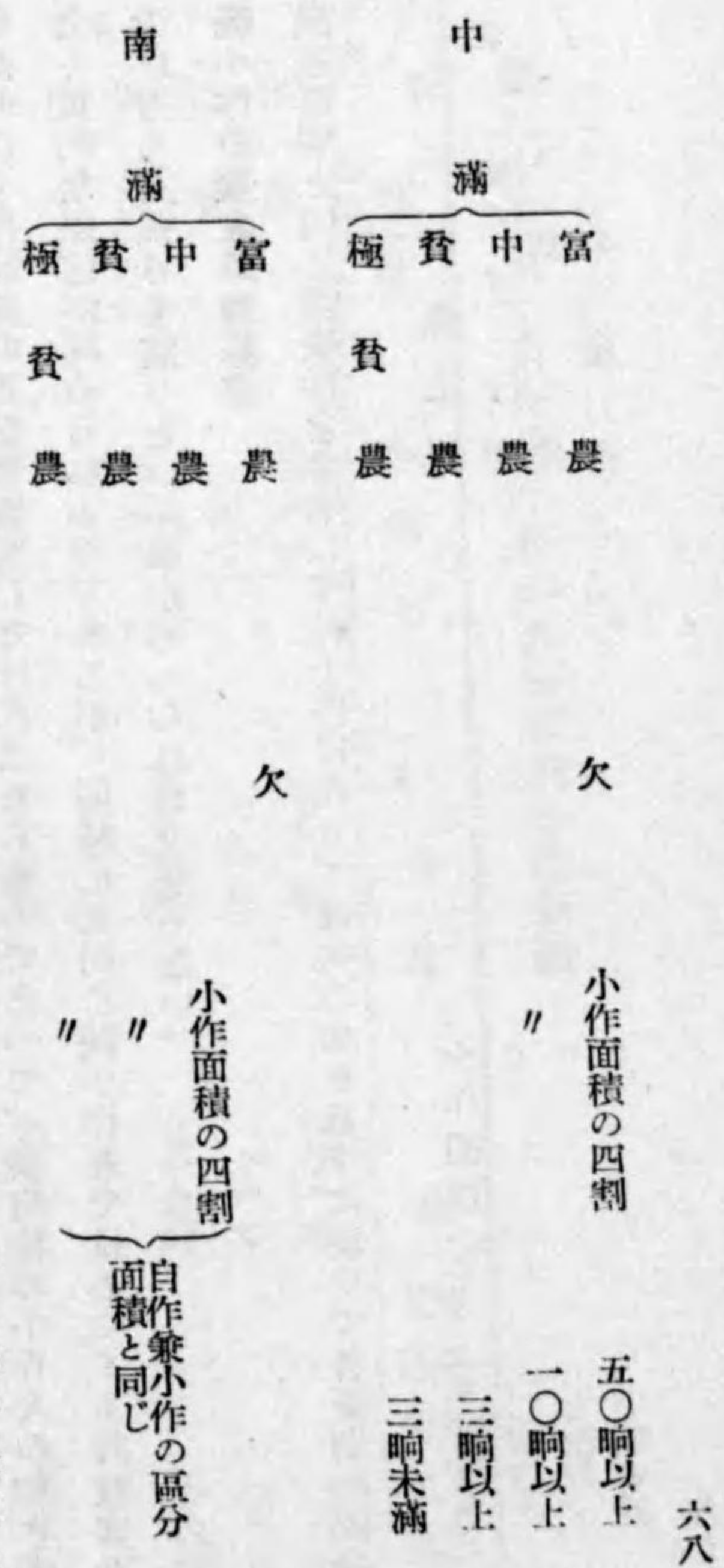
同じ小作人とは言ひ乍ら、夫でも兼自作の小作農家は未だ良かつた。假令尠し許りの物ではあつても自家の土地といふものが残されて居る事が如何程の強味であるかは農村に住む者でなければ判りはしない。然し乍ら純小作農家になれば肝蓋な土地といふものが全然無いのである。彼等に殘されたものは役畜と自家勞力の勤勉さ丈である。役畜でも有つて居ればまだ良い。役畜も有らずに鞭子を自分の身體で牽き、碾子や磨すらも自分の腕で押して廻らねばならぬ様では自家勞力の勤勉さが如何に無比なものであつても耕作農家としての最下層に甘んぜねばならず、雇農と相距る事幾干でもないのである。茲に純小作人の本質的な弱味がある。

元來純小作といふのは耕作地の全部を地主からの貸下げに俟たなければならぬのであるから、兼自作の小作人と違つて全面的に小作關係の重壓を滿喫しなければならぬのであつて、兼自作の小作人の如き差引考慮の餘地はなく、其の點全く質的な差違が認められるのであるが、同時に又同じ純小作人ではあつても其貧富の差に應じて小作關係の重味の受け方も其強さも違ふといふ事が考へられねばならない。

1、純小作の農家群別基準

他の農家群別と同じ諸條件を參酌して純小作に在りては次の如き基準に従つて各層別に區分する事が出来る。





2、純小作の農家群別戸数の分布

右の如き基準に従つて調査部落の純小作全部を区分して見れば第二十八表の通りであつて、自作兼小作の場合よりも更に深刻な状態が展開されて居るのである。即ち純小作で富農に属する様な者は一戸も見られない。中農に属する農家も極めて少数である。就中上層の部に入る様な純小作は北滿の寧ろ例外的な者しか居ない。せめて貧農の部にも属すればいゝが其れも大した数にはならない。而して純小作の壓倒的大多數は半雇農又は極貧農であつて、實に北滿では全小作人戸数の四〇・四%、中滿では五二・三%南滿では二八・〇%に達して居るのである。

第二十八表 純小作の農家群別戸数

地方別	南滿		中滿		北滿		全小作人計
	比	實	比	實	比	實	
富農							
中農	上層		下層		上層		
貧農	上層		下層		上層		
半雇農(北滿)又は極貧農							
全小作人計							

(附表第四のA・B・C参照)

而して半雇農又は極貧農よりも貧農、貧農よりも中農と上層になる程、北滿よりは中滿、中滿よりは南滿と各層別の割合が甚だしく低くなつて來て居り、純小作農家の向上し得る餘地が如何に狭められて居るかを示して居るのである。

3、純小作の各群別農家が受くる小作關係の重さ

同じ純小作であつても各群別農家によつて小作人としての立場も一樣ではなく、従つて又、小作關係の重味の受け方も夫々差違があることは以下の如くである。

(イ) 中農群上層に属する純小作の立場

極少数の者ではあるが彼等は土地こそ有たないけれども豊富な役畜と資本とを擁して居るから、純小作人として最も信用もあり又實力もある。だから彼等は思ひ切つて雇傭勞力も入れる事が出来るし、小作地も充分に選擇出来るし、小作條件にも相當の突つ張りが利く。假令多少の無理はあつても役畜と勞力の合理的な活用や、又は若干企業的な副業に手を出す事も時と場所とによつては可能である。九十响百响といふ様な大面積の耕作をして居ても精々中農上層であつて富農に迄は及びもつかぬといふ本質的悩みはあるが、是丈の大きな小作人になれば先づ大丈夫で尠し宛でも著へが出来る。

(ロ) 中農群下層に屬する純小作

役畜農具等は耕作の全行程に必要な組合せの最低單位丈は有つて居る。資本は不充分ではあるが日工勞賃の支拂には何處からか無理算段して來る見込もある。だが唯一の頼みは、常時勞力は自家勞力で間に合ふといふ事であつて、若しも自家勞力に若干の異變でも來さうものならもう是丈の小作は維持出来ない。自家勞力で精一杯頑張つて辛うじて小作關係の重味にも耐えて居るのであつて、蓄積の餘力は全然なく、水害や虫害などの災難に遭へば全然抵抗力はない。

(ハ) 貧農群に屬する純小作

役畜農具は一耕作單位に足らないから、雇牛具をしたり挿具や搭夥をしたりしてやつと間に合はせるが、何分資本が貧弱であるから雇牛具なども出来る丈切り詰め、日工なども成るべく雇はない様にせねばならない。だから良い地主の小作地などはなかなか作る事は出来ず、夫でも種々思案を廻らして兎み斯うみして居るうちに有利な小作條件は取り逃して了つて、常に貧困に悩まされ來年も小作が出来るかどうかを毎年心配しなければならぬ。一部の自家

勞力は時々賃稼ぎをして生活を補はねばならない。

(ニ) 半雇農又は極貧農に屬する純小作

役畜の如きも一番廉い驢一頭でも有てれば良い方であり、大車も一戸で買ふ事などは思ひも寄らぬから、車體は甲が車輪は乙がといふ具合にしか所有出来ないで極零細な面積しか小作出来ない。だから到底小作丈では生活出来ず、自家の一番の働き手は雇農として賃稼ぎに出て、自家の小作地は老人や女子供で間に合はせ、辛うじて食糧の足しになる程しか残らない。年中飢餓と疲勞の状態で、年によつて小作が出来たり出来なかつたりする。

4、純小作の農家群別小作面積

第二十九表 純小作の農家群別小作面積

地方別	群別		富農	中農		貧農	半雇農又は極貧農	全小作人計
	上層	下層		上層	下層			
北滿	實數	比率	—	—	—	—	—	—
	實數	比率		—	—			
中滿	實數	比率	—	—	—	—	—	—
	實數	比率		—	—			
南滿	實數	比率	—	—	—	—	—	—
	實數	比率		—	—			

(附表第四のA・B・C参照)

斯くて、小作關係の重壓が貧農極貧農になる程強く影響する事が明らかである以上、地主の場合と違つて小作人側の取扱ひに於いては、斯る戸數が多いといふ事が何よりも先づ重要視されねばならない事は前項にも言つた通りであるが、純小作の場合に於いては單に戸數が多い丈でなく、小作面積に於いても下層純小作の合計が大きいといふ事が銘記されねばならない。唯僅かに北滿に於いて中農に屬する純小作の面積が比較的大きい、中滿南滿に於いては、就中南滿に於いては極貧農の面積が斷然大きいのである。

四、小作兼他業の群別及び各群別の受くる小作關係の重さ

經濟機構全般に亘る各種産業部門の發達に従ひ、農業と其他の産業との兼業關係が起らざるを得ないことは前節に於いて既に述べた所である。而して斯る兼他業の關係に於いて、地主側の蓄積資本の活潑なる運用を見るのは上層の離村せる巨大地主、即ち不在地主といふ形態によつてあつて、農村に在住する地主と結び付くのは、極零細化された下積の地主群が、唯目前の生活苦から脱脚せんが爲の全く消極的な形態でしかない事を明らかにしたのである。斯くの如き農業全體又は農村全體としての他産業に對する受身の立場といふものは、小作人側になればもつと極端で露骨となつて居るのである。

1、小作兼他業の群別基準

(イ) 自作兼小作、小作といふ農業に關する限りの群別は前と同様の基準で富農中農貧農極貧農とする事地主の場合と同じ。

(ロ) 農業と兼他業との關係に於ける區分の標準も地主の場合と同様。

(ハ) 他業の中での兼出稼と兼雑業との區別も同様。

今此處で扱つて居る兼他業は、小作人側の關する限りに於ける兼他業であつて、自作兼他業又は純出稼、純雑業等を含んで居ない事は勿論である。(地主、小作人外の兼他業關係については「農家概況篇」参照)

2、小作兼他業の群別戸數の分布

右の如き標準に據つて、殊に兼他業關係の顯著な南滿農村に就いて小作人側の兼他業戸數を區分して見れば次表の如くである。

第三十表 小作兼他業の群別戸數 (南滿)

兼他業計 比率	農業經營樣式別				小作兼他業				全小作人計
	富農	中農	貧農	極貧農	富農	中農	貧農	極貧農	
兼出稼	一戸	二戸	三戸	四戸				七戸	一七戸 100%
兼雑業	一戸	二戸	三戸	四戸				七戸	
實數	一戸	二戸	三戸	四戸				七戸	
比率	一・二%	二・三%	三・四%	三・六%				七八%	

(附表第四のC参照)

地主側の兼他業戸數と比較して、小作人側の場合に特に顯著な事は、兼他業戸數が多いと同時に、夫等の戸數が極端に下層就中極貧農に集中して居る事である。

此數字は家全體の經濟生活の半ば以上を他業收入に依存して居る戸數のみに就いてあるが(地主の場合も同様)、一家内の或る個人が、家計の手助けに出稼や雜業に従事して居るといふ様な戸數はもつと多數であり、更に純出稼、純雜業等の個人全部に就いて農業と他業との接觸交錯する部分を檢討するならば、より廣汎な領域に及んで居る事に驚くであらう。唯此處では家全體として考へて、最早耕作する農民としての資格を漸次喪失し、半ば他業者となりつゝある所の農村の一構成群として、尠くともこれ丈の變更が加へられて居るといふ事實を示すに過ぎないのである。

3、小作兼他業の群別小作面積

第三十一表 小作兼他業の群別小作面積(南滿)

農業様式別 群別	自作兼小作兼他業			小作兼他業			全小作人計
	富農	中農	貧農	富農	中農	貧農	
兼出稼	50.0畝	24.0畝	22.0畝	76.6畝			532.7畝
兼雜業	50.0畝	26.0畝	22.0畝	76.0畝			
兼他業計	1.8%	1.4%	0.4%	2.4%			100%

(附表第四のC参照)

小作兼他業と言つても、小作人側の他業は小店員や労働者又は野菜の行商と言つた様な、全く自分の身體一つをもとでの者が大部分である。地主側の他業に於いては同じ出稼であつても官公吏であるとか又は店員見習で何時かは自



力で商店を經營して見せるといふ希望もあつた。然し乍ら、小作人側、就中全然土地無所有の小作兼他業に於いては斯る希望も全然失はれて、家の主はもう純然たる一生の鑛夫であり職人である。唯農村に住んで居れば家賃も廉いし生活費も節約出来るから村の厄介になつて居る丈であつて、老人や婦女子が一畝でも二畝でも小作すれば食ひ繋ぎの足しにもなるからといふので小作をして居る者が尠くない。だから、仮令彼等の戸數は相當なものであつても、其小作面積を總計した所が農村全體としては如何程でもない事は表が示す通りである。

然し乍ら兼他業の問題は、地主、自作等の兼他業も同様であるが、戸數の多寡や面積の廣狭といふ事よりも、寧ろ斯うした兼他業の關係そのものである。農業が貧農極貧農等の下層の耕作者や小地主極小地主等の零細土地所有者を見離して、他産業の分野に移行せしめざるを得ないといふ實相が眞剣に取り上げられて問題にされねばならない。

五、小作人の在住狀況

地主側に於いては収益を漸次貯蓄して農村から都會に移住し、更に質的飛躍を遂げた不在地主として羽翼を伸ばす者が多いが、小作人側に於いては斯る蓄積などは思ひも寄らぬ事である。土地所有の小作に於いても勿論、況んや土地無所有の小作人に於ては、多少なりとも利潤を追及する爲に小作の出来る者は少數の富農から精々中農上層の者に限られて居る事は既に述べた通りである。而も斯る富農に於いても耕作地を離れて居住する事は夢にも願はれない。

第三十二表 小作人の居住地別件数

地方別	居住地別		屯内	屯外	縣城	縣外	其他	計
	北滿	中滿						
	實比	實比						
北滿	比	實	三九六件 八〇・六%	七件 一九・四%	一件 〇・二%	二件 〇・七%		三九六件 100%
中滿	比	實	一四四件 四三・三%	六四件 二四・四%	四件 〇・九%			二一二件 100%
南滿	比	實	三二五件 八四・七%	五件 一・四・二五%	四件 一・〇八%			三三〇件 100%

註：(北滿は産調資料(45)の(2)小作關係並に慣行篇三五頁、中滿、南滿は附表第六のA・B参照)

表のうち屯内居住件数の割合が殆ど全部に近い程高い事は勿論として、屯外居住者といふのも其全部が農耕地の隣屯である。縣城、縣外の例外的な場合でも村に居住する地主が縣城附近又は縣外に所有する貸付地の小作人を指して居るもので、矢張り耕作地とは離れて居ない者である。

従つて、歴史的意味の不在小作人とも謂へる様な、多くの資本を投じて小作地を借入れ、労働者を雇つて自らは一企業家として小作地と離れた都會等に住むといふ如き小作人は、蓄積の餘地無き滿洲の小作人に於いては存在の可能性が残されて居ないのである。

全屯 (附表)第一の(A) 地主の種類 (北滿之部)

註、戸別調査之部第一農家概況表に據る。

經營様式規模別	戸数			實質的熟地所有面積			貸付面積			自作面積			耕作面積			一戸當平均				
	實數	地主計總計に對する割合		實數	地主計總計に對する割合		實數	地主計總計に對する割合		實數	地主計總計に對する割合		實數	地主計總計に對する割合		實數	貸付面積	自作面積	耕作面積	
		實數	%		%	實數		%	%		實數	%		%	實數					%
純地主	貸付面積90响以上(大地主)	5	5.0	0.7	655.6	11.7	8.0	627.2	16.2	15.4	8.4	0.5	0.2	8.4	0.5	0.1	131.1	125.4	1.7	1.7
	" 40 " (中地主)	8	8.0	1.2	411.1	7.3	5.0	400.6	10.3	9.9	10.5	0.6	0.3	10.5	0.6	0.1	51.4	50.1	1.3	1.3
	" 10 " (小地主)	19	19.0	2.8	400.9	7.1	4.9	390.8	10.1	9.6	10.1	0.6	0.2	10.3	0.6	0.1	31.1	20.6	0.5	0.5
	" 10响未満(極小地主)	14	14.0	2.1	74.6	1.3	0.9	71.8	1.9	1.8	2.8	0.2	0.1	3.6	0.2	—	5.3	5.1	0.2	0.3
小計	46	46.0	6.8	1,542.2	27.4	18.8	1,490.4	38.5	36.7	31.8	1.9	0.8	32.8	1.9	0.3	33.5	32.4	0.7	0.7	
地主兼自作	實質的熟地所有面積20响以上(富農)	6	6.0	0.9	2,216.3	39.5	27.1	1,312.7	33.9	32.5	894.0	52.1	21.7	894.0	49.2	11.1	369.4	218.8	149.0	149.0
	100 " (富農)	6	6.0	0.9	850.7	15.2	10.4	388.4	10.0	9.6	467.6	27.3	11.3	557.6	30.8	6.9	141.8	64.7	77.9	92.9
	40 " (中農)	9	9.0	1.3	457.1	8.2	5.6	321.5	8.3	7.9	133.7	7.8	3.2	133.7	7.4	1.7	50.8	35.7	14.9	14.9
	10 " (貧農)	24	24.0	3.5	490.9	8.8	6.0	335.3	8.7	8.3	160.5	9.4	3.9	167.6	9.3	2.1	20.5	14.0	6.7	7.0
	" 10响未満(半雇農)	9	9.0	1.3	50.5	0.9	0.6	24.9	0.6	0.6	25.5	1.5	0.6	25.5	1.4	0.3	5.6	2.8	2.8	2.8
小計	54	54.0	7.9	4,065.5	72.6	49.7	2,382.8	61.5	58.9	1,681.3	98.1	40.7	1,778.4	98.1	22.1	75.3	44.2	31.1	32.9	
地主計	100	100	14.7	5,607.7	100	68.5	3,873.2	100	95.6	1,713.1	100	41.5	1,811.2	100	22.4	56.1	38.7	17.1	18.1	
全調査農家總計	631	—	100	8,178.6	—	100	4,049.8	—	100	4,120.7	—	100	8,079.2	—	100	12.0	5.9	6.1	11.9	

七七七八

表のうち屯内居住件数の割合が殆ど全部に近い程高い事は勿論として、屯外居住者といふのも其全部が農耕地のある隣屯である。縣城、縣外の例外的な場合でも村に居住する地主が縣城附近又は縣外に所有する貸付地の小作人を指して居るもので、矢張り耕作地とは離れて居ない者である。

従つて、歴史的意味の不在小作人とも謂へる様な、多くの資本を投じて小作地を借入れ、労働者を雇つて自らは一企業家として小作地と離れた都會等に住むといふ如き小作人は、蓄積の餘地無き滿洲の小作人に於いては存在の可能性が残されて居ないのである。

註：(北滿は實地調査資料(45)の(2)小作關係並に慣行篇二五頁、中滿、南滿は附表第六のA・B参照)

南滿	比率	84.7%	14.5%	1.0%	100%
----	----	-------	-------	------	------

全 屯

(附表)第一の(B) 地主の種類 (中満の部)

註、戸別調査之部第一農家概況表に據る。

經營様式規模別	戸 數			實質的熟地所有面積			貸付面積			自作面積			耕作面積			一戸當平均				
	實數	地主計總計に對する割合		實數	地主計總計に對する割合		實數	地主計總計に對する割合		實數	地主計總計に對する割合		實數	地主計總計に對する割合		實質的熟地所有面積	貸付面積	自作面積	耕作面積	
		戸	%		%	戸		%	%		戸	%		%	戸					%
純 地 主	貸付面積50响以上 (大地主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	" 10响以上 (中地主)	18	23.1	4.5	353.94	37.8	20.5	350.84	48.5	42.8	3.40	1.6	0.4	4.10	1.4	0.2	19.66	19.49	.19	0.23
	" 3响以上 (小地主)	18	23.1	4.5	96.03	10.3	5.6	91.53	12.6	11.2	2.45	1.2	0.3	2.55	0.9	0.1	5.33	5.08	0.14	0.14
	" 3响未滿 (極小地主)	8	10.3	2.0	14.92	1.6	0.9	14.02	1.9	1.7	1.90	0.9	0.2	1.90	0.7	0.1	1.87	1.75	0.24	0.24
小 計	44	56.5	11.0	464.89	49.7	27.0	456.39	63.0	55.7	7.75	3.7	0.9	8.55	3.0	0.4	10.57	10.37	0.18	0.19	
地 主 兼 自 作	實質的熟地所有面積 50响以上 (富農)	1	1.3	0.2	55.11	5.9	3.2	11.80	1.6	1.4	43.31	20.7	4.7	43.31	15.3	1.8	55.11	11.80	43.31	43.31
	" 10响以上 (中)	21	26.8	5.2	344.04	36.8	19.9	202.85	28.0	24.7	141.74	67.6	15.5	210.26	74.2	8.9	16.38	9.66	6.75	10.01
	" 3响以上 (貧農)	11	14.1	2.7	68.80	7.4	4.0	52.00	7.2	6.3	16.80	8.0	1.8	20.08	7.1	0.8	6.25	4.73	1.53	1.83
	" 3响未滿 (極貧農)	1	1.3	0.2	1.70	0.2	0.1	1.60	0.2	0.2	0.10	—	—	1.20	0.4	0.1	1.70	1.60	0.10	1.20
小 計	34	43.5	8.3	469.65	50.3	27.2	263.25	37.0	32.6	201.95	96.3	22.0	274.85	97.0	11.6	13.81	7.89	5.94	8.08	
地 主 計	78	100	19.3	934.54	100	54.2	724.64	100	88.3	209.70	100	22.9	283.40	100	12.0	11.98	9.29	2.69	3.63	
全 調 査 農 家 總 計	401	—	100	1,725.34	—	100	819.88	—	100	917.01	—	100	2,375.14	—	100	4.30	2.04	2.29	5.92	

全屯

(附表)第一の(C) 地主の種類 (南滿之部)

註、戸別調査之部第一農家概況表に據る。

經營様式規模別			戸数			實質的熟地所有面積			貸付面積			自作面積			耕作面積			一戸當平均				備考	
			實數	地主計に對する割合	總計に對する割合	實數	地主計に對する割合	總計に對する割合	實數	地主計に對する割合	總計に對する割合	實數	地主計に對する割合	總計に對する割合	實數	地主計に對する割合	總計に對する割合	實數	地主計に對する割合	總計に對する割合	實地的熟地面積		貸付面積
農業者	地主	大地	2	3.0	0.4	432.30	7.7	3.0	※439.00	15.9	15.0	3.30	0.1	0.1	3.30	0.1	0.1	216.15	※219.50	1.65	1.65	※鐵嶺の借入地の又貸面積を含む	
		中地	7	10.6	1.2	489.70	8.7	3.4	483.70	17.3	16.6	6.00	0.2	0.2	6.00	0.2	0.2	69.96	69.10	0.86	0.86		
		小地	7	10.6	1.2	96.87	1.8	0.6	93.37	3.4	3.2	3.50	0.1	—	3.50	0.1	—	13.84	13.34	0.50	0.50		
	計			16	24.2	2.8	1,018.87	18.2	7.0	1,016.07	36.6	34.8	12.80	0.4	0.1	12.80	0.4	0.1	63.68	63.50	0.80		0.80
	地主兼自作	富中貧極小	9	13.6	1.6	2,788.60	49.7	19.3	718.40	25.9	24.6	2,070.20	68.7	14.4	2,071.20	67.5	10.3	309.84	79.82	230.02	230.13		※莊河の借入地の又貸面積を含む
		富中貧極小	14	21.3	2.5	938.61	18.4	8.2	439.90	16.3	15.5	498.71	24.1	5.0	498.71	17.9	3.8	67.04	31.42	35.62	35.62		
富中貧極小		4	6.2	0.7	91.50	1.6	0.6	61.50	2.2	2.1	30.00	1.0	0.2	30.00	1.0	0.1	22.88	15.38	7.50	7.50			
計			35	53.3	6.2	4,091.71	74.6	30.00	1,365.20	49.7	47.2	2,738.51	98.4	20.6	2,750.71	98.3	15.0	116.90	39.00	78.24	78.59		
農業兼出稼	地主	大地	1	1.5	0.2	107.00	1.9	0.8	106.00	3.8	3.7	1.00	—	—	1.00	—	—	107.00	106.00	1.00	1.00		
		中地	2	3.0	0.4	61.00	1.1	0.4	61.00	2.2	2.1	—	—	—	—	—	—	30.50	30.50	—	—		
		小地	3	4.5	0.5	33.70	0.6	0.2	33.70	1.3	1.2	—	—	—	—	—	—	11.24	11.24	—	—		
	計			6	9.0	1.1	201.70	3.6	1.4	230.70	7.3	7.0	1.00	—	—	1.00	—	33.62	33.45	0.17	0.17		
	地主兼自作	富中貧極小	1	1.5	0.2	50.00	0.9	0.3	30.00	1.1	1.0	20.00	0.7	0.1	20.00	0.7	0.1	50.00	30.00	20.00	20.00		
		富中貧極小	1	1.5	0.2	50.00	0.9	0.3	30.00	1.1	1.0	20.00	0.7	0.1	20.00	0.7	0.1	50.00	30.00	20.00	20.00		
富中貧極小		1	1.5	0.2	50.00	0.9	0.3	30.00	1.1	1.0	20.00	0.7	0.1	20.00	0.7	0.1	50.00	30.00	20.00	20.00			
計			66	100	11.8	5,517.09	100	39.7	2,772.78	100	95.1	2,778.31	100	20.9	2,806.51	100	15.3	83.59	42.01	42.09	42.52		
調査戸數總計			569	—	100	17,296.40	—	100	2,917.33	—	100	14,425.11	—	100	20,064.34	—	100	30.39	5.10	25.35	35.26		

(附表)第二の(A) 地主の業態 (中滿) (單位は件數)

註 戶別調査集計表第十小作關係表に據る。

屯別	業態別	純地主	地主兼自作	地主兼雇農	地主兼他業	不明	其他	計
榆	樹	4	18	—	1	—	—	23
德	惠	3	11	—	—	—	—	14
九	台	8	3	2	—	—	—	13
敦	化	18	8	—	1	(縣公署) 1	(入典地主) 1	29
磐	石	5	10	—	7	—	(又貸付) 1	23
海	龍	12	13	1	—	—	—	26
懷	德	24	5	6	5	—	—	40
伊	通	5	7	4	3	—	(又貸付) 1	20
梨	樹	9	5	3	5	—	—	22
西	豐	10	14	—	3	—	(又貸付) 3	30
合	計	98	94	16	25	1	6	240
百	分	40.62	39.17	6.67	10.42	10.42	2.50	100%

(附表)第二の(B) 地主の業態 (南滿) (單位は件數)

註 前同様

屯別	業態別	純地主	地主兼自作	地主兼他業	地主兼雇農	地主兼他業	不明	計	備考
遼	陽	10	26	1	—	17	8	62	* (地主兼他業中兼商業6件他は教員官吏其他) * (地主兼農耕兼他業1件は他業は苦力頭のこと)
蓋	平	2	14	—	1	1	—	18	* (地主兼他業中兼商業1件)
鳳	城	13	12	—	4	12	—	41	* (地主兼他業中兼商業は9件) * (地主兼農耕中只農業のみのもの5件ある)
莊	河	6	36	—	—	4	2	48	* (地主兼他業中兼商業は4件) * (地主兼農耕中に農業のみのもの2件ある)
盤	山	2	5	1	1	1	—	10	* (地主兼他業中兼商業1件) * (地主兼農耕中兼雇農1件あり) * (地主兼農耕兼他業の1件は兼雜業のこと)
黑	山	12	7	—	1	—	6	26	
新	民	35	5	—	—	11	—	51	* (地主兼他業の中兼商業は5件)
遼	中	1	7	—	—	2	—	10	* (地主兼他業の中兼商業は5件) * (地主兼農耕中1件は地主農耕兼雇農)
鐵	嶺	24	9	10	1	4	8	56	* (地主兼他業中教員は4件) * (地主兼農耕兼他業中10件は他業は雜業の事)
法	庫	12	30	1	1	6	—	50	* (地主兼他業中雜業は6件) * (地主兼農耕兼他業中他業は雜業1件)
合	計	117	151	13	9	58	24	372	
百	分	31.46	40.59	3.49	2.42	15.59	6.45	100%	

(附表)第三の(A) 地主の在住状況 (中滿) (單位は件數)

(註) 戶別調査集計表第十小作關係表に據る。

屯別	住所別	屯内	屯外	縣城	縣外	其他	計
榆	樹	10	10	2	1	—	23
德	惠	6	6	—	2	—	14
九	台	4	5	4	—	—	13
敦	化	5	8	14	—	2	29
磐	石	6	1	15	1	—	23
海	龍	12	8	3	3	—	26
懷	德	17	23	—	—	—	40
伊	通	12	3	4	1	—	20
梨	樹	6	7	9	—	—	22
西	豐	15	11	2	2	—	30
合	計	93	82	53	10	2	240
百	分	33.75	34.17	22.08	4.17	0.83	100%

(附表)第三の(B) 地主の在住状況 (南滿) (單位は件數)

(註) 前に同じ

屯別	住所別	屯内	屯外	縣城	縣外	其他	計
遼	陽	15	23	7	1	—	46
蓋	平	4	10	—	1	—	15
鳳	城	8	2	16	6	—	32
莊	河	13	12	5	—	—	30
盤	山	6	2	2	—	—	10
黑	山	8	2	4	—	—	14
新	民	15	10	9	3	1	38
遼	中	3	5	1	—	—	9
鐵	嶺	10	4	5	—	—	19
法	庫	3	22	16	1	—	42
合	計	85	92	65	12	1	255
百	分	33.33	36.08	25.49	4.71	0.39	100%

經營様式規模別	戸 數			實質的熟地所有面積			小 作 面 積			自 作 面 積			耕 作 面 積			一 戸 當 平 均				
	實 數	小作人對割計に對する割合	總計に對する割合	實 數	小作人對割計に對する割合	總計に對する割合	實 數	小作人對割計に對する割合	總計に對する割合	實 數	小作人對割計に對する割合	總計に對する割合	實 數	小作人對割計に對する割合	總計に對する割合	實質的熟地所有面積	小 作 面 積	自 作 面 積	耕 作 面 積	
自作兼小作	自作面積に小作面積の7割を加へたる面積100响以上(富農)	3	1.3	0.4	306.0	22.0	3.7	145.5	3.8	3.6	293.5	22.6	7.1	439.0	8.6	5.4	102.0	48.5	97.8	146.3
	〃 50 〃(中農上)	11	4.9	1.6	525.6	37.8	6.4	330.9	8.6	8.3	486.3	37.5	11.8	795.0	15.7	9.8	47.9	30.1	44.2	72.3
	〃 20 〃(中農下)	24	10.7	3.5	450.3	32.4	5.5	505.1	13.2	12.6	424.8	32.8	10.3	930.0	18.3	11.5	18.8	21.0	17.7	38.8
	〃 5 〃(貧農)	19	8.4	2.8	100.3	7.2	1.2	209.5	5.4	5.2	82.7	6.4	2.0	291.2	5.7	3.6	5.3	11.0	4.4	15.3
	〃 5响未満(半雇農)	4	1.8	0.6	7.0	0.4	0.1	8.7	0.2	0.2	6.9	0.5	0.2	15.6	0.3	0.2	1.8	2.2	1.7	3.9
小 計	61	27.1	8.9	1,389.2	99.8	16.9	1,199.7	31.2	29.9	1,294.9	99.8	31.4	2,470.8	48.6	30.5	22.8	19.7	21.2	40.5	
純小作	小作面積70响以上(中農)	5	2.2	0.7	—	—	—	437.0	11.4	10.9	—	—	—	444.5	8.8	5.5	—	87.4	—	88.9
	〃 30 〃(中農下)	33	14.7	4.8	2.0	0.1	0.1	1,446.4	37.5	36.3	1.4	0.1	—	1,413.1	27.8	17.5	0.1	43.8	—	42.8
	〃 7 〃(貧農)	35	15.6	5.1	0.7	0.1	—	558.5	14.5	13.9	0.7	0.1	—	538.3	10.6	6.7	—	16.0	—	15.0
	〃 3 〃(半雇農)	30	13.3	4.4	—	—	—	127.1	3.3	3.2	—	—	—	130.5	2.6	1.6	—	4.2	—	4.4
	〃 3响未満(半雇農)	61	27.1	9.1	0.2	—	—	78.9	2.1	2.0	0.2	—	—	80.5	1.6	1.0	—	1.3	—	1.3
小 計	164	72.9	24.1	2.9	0.2	0.1	2,647.9	63.8	66.3	2.3	0.2	—	2,206.9	51.4	32.3	—	16.1	—	15.9	
小 作 人 計	225	100	33.0	1,392.1	100	17.0	3,847.6	100	96.2	1,296.5	100	31.5	5,077.7	100	62.8	6.2	17.1	5.8	22.6	
全 調 査 農 家 總 計	681	—	100	8,178.6	—	100	3,999.6	—	100	4,120.7	—	100	8,079.2	—	100	12.0	5.9	6.1	11.9	

(附表)第四の(B) 小 作 人 の 種 類 (中満之部)

註 戸別調査之部第一農家概況表に據る。

經營様式規模別	戸 数			實質的熟地所有面積			小 作 面 積			自 作 面 積			耕 作 面 積			一 戸 當 平 均			
	實 數	小作 人對 割計 する 合	總計 に る 合	實 數	小作 人對 割計 する 合	總計 に る 合	實 數	小作 人對 割計 する 合	總計 に る 合	實 數	小作 人對 割計 する 合	總計 に る 合	實 數	小作 人對 割計 する 合	總計 に る 合	實 質 的 熟 地 所 有 面 積	小 作 面 積	自 作 面 積	耕 作 面 積
自作兼小作	1	0.6	0.2	36.00	8.8	2.3	55.00	4.2	3.8	36.00	9.0	4.0	91.00	5.2	3.8	35.00	55.00	36.00	91.00
" (中農)	18	10.7	4.5	263.74	64.6	16.5	327.66	24.8	22.4	255.54	64.1	28.3	583.20	33.3	24.6	14.65	18.20	14.20	32.40
" (貧農)	29	17.3	7.2	102.11	25.0	6.4	190.63	14.4	13.0	101.96	25.5	11.3	292.59	16.7	12.3	3.52	6.57	3.52	10.09
" (極貧農)	5	3.0	1.2	5.65	1.4	0.4	10.20	0.8	0.7	5.65	1.4	0.6	15.85	0.9	0.7	1.13	2.04	1.13	3.17
小 計	53	31.6	13.1	407.50	99.8	25.6	583.49	44.2	39.9	399.15	100	44.2	982.64	56.1	41.2	7.69	11.01	7.53	18.54
純小作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
" (中農)	6	3.6	1.5	—	—	—	177.34	13.4	12.1	—	—	—	176.14	10.0	7.4	—	29.56	—	29.36
" (貧農)	21	12.5	5.2	0.90	0.2	0.1	267.03	20.2	18.3	—	—	—	267.03	15.2	11.2	0.04	13.94	—	13.94
" (極貧農)	88	52.3	21.9	—	—	—	292.80	22.2	20.0	0.10	—	—	328.37	18.7	13.8	—	3.33	—	3.73
小 計	115	68.4	28.6	0.90	0.2	0.1	737.17	55.8	50.4	0.10	—	—	771.54	43.9	32.4	—	6.41	—	6.71
小 作 人 計	168	100	41.7	408.40	100	25.7	1,320.66	100	90.3	399.25	100	44.2	1,754.18	100	73.6	2.43	7.86	2.38	10.44
全 調 査 農 家 總 計	401	—	100	1,725.34	—	100	1,462.58	—	100	904.40	—	100	2,375.14	—	100	3.98	3.65	2.26	5.92

經營様式規模別				戸数			實質的熟地所有面積			小作面積			自作面積			耕作面積			一戸當平均					
				實數	小作人對割計する合	總計する合	實數	小作人對割計する合	總計する合	實數	小作人對割計する合	總計する合	實數	小作人對割計する合	總計する合	實數	小作人對割計する合	總計する合	實數	小作人對割計する合	總計する合	實質的熟地所有面積	小作面積	自作面積
農業者	自作兼小作	富中貧極小	農農農農	戸	5	3.0	0.9	725.70	24.2	4.2	432.50	8.0	7.7	665.00	23.0	4.4	1,097.50	13.3	5.5	145.14	86.50	133.00	219.50	
				%	30	18.0	5.3	1,138.64	33.1	6.7	1,579.60	31.2	29.8	1,126.94	39.0	7.8	2,815.54	34.2	14.0	37.95	55.99	37.50	93.85	
				實數	28	16.8	4.9	618.51	20.9	3.4	642.52	11.9	11.4	606.61	21.0	4.2	1,252.63	15.1	6.2	22.05	22.95	21.60	44.74	
	總計	86	51.6	15.1	2,713.05	91.0	15.8	3,103.13	57.7	55.2	2,623.75	91.0	18.2	5,749.38	69.6	23.6	31.55	36.14	30.57	66.85				
	小作	中貧極小	農農農農	戸	3	1.8	0.5	—	—	—	447.90	8.3	8.0	—	—	—	441.40	5.3	2.2	—	149.30	—	—	147.13
				%	5	3.0	0.9	6.00	0.2	—	459.00	8.5	8.2	6.00	0.2	—	465.00	5.6	2.3	1.20	92.00	1.20	96.60	
實數				47	28.0	8.3	7.90	0.3	0.1	1,006.55	18.7	17.9	7.90	0.3	0.1	1,011.45	12.2	5.0	0.17	21.42	0.17	21.52		
總計	55	32.8	9.7	13.90	0.5	0.1	1,913.45	35.5	34.1	13.90	0.5	0.1	1,917.85	23.1	9.5	0.25	34.79	0.25	34.87					
農業兼出稼	自作兼小作	富中貧極小	農農農農	戸	1	0.6	0.2	64.00	2.1	0.4	30.00	0.6	0.5	64.00	2.2	0.4	94.00	1.1	0.5	64.00	30.00	64.00	94.00	
				%	2	1.2	0.4	13.50	0.5	0.1	27.00	0.5	0.5	13.50	0.5	0.1	40.50	0.5	0.2	6.75	13.50	6.75	20.25	
				實數	4	2.4	0.7	20.37	0.7	0.1	24.50	0.5	0.4	14.37	0.5	0.1	43.37	0.5	0.2	5.09	6.13	3.59	10.85	
	總計	7	4.2	1.3	97.87	3.3	0.6	81.50	1.6	1.4	91.87	3.2	0.6	177.87	2.1	0.9	13.98	11.64	13.12	25.41				
	小作	中貧極小	農農農農	戸	7	4.2	1.2	6.10	0.2	—	78.65	1.5	1.4	6.10	0.2	—	84.75	1.0	0.4	0.87	11.24	0.87	12.11	
				實數	7	4.2	1.2	6.10	0.2	—	78.65	1.5	1.4	6.10	0.2	—	84.75	1.0	0.4	0.87	11.24	0.87	12.11	
農業兼雜業	自作兼小作	富中貧極小	農農農農	戸	1	0.6	0.2	30.00	1.0	0.2	50.00	0.9	0.9	30.00	1.0	0.2	80.00	1.0	0.4	30.00	50.00	30.00	80.00	
				%	3	1.8	0.5	80.50	2.7	0.5	66.00	1.2	1.2	80.50	2.8	0.6	146.50	1.8	0.7	26.83	22.00	26.83	48.83	
				實數	2	1.2	0.4	36.00	1.2	0.2	26.00	0.5	0.5	36.00	1.2	0.2	62.00	0.7	0.3	18.00	13.00	18.00	31.00	
	總計	6	3.6	1.1	146.50	4.9	0.9	142.00	2.6	2.6	146.50	5.0	1.0	233.50	3.5	1.4	24.42	23.67	24.42	48.06				
	小作	中貧極小	農農農農	戸	6	3.6	1.1	2.30	0.1	—	59.00	1.1	1.0	2.30	0.1	—	61.30	0.7	0.3	0.38	9.83	0.38	10.22	
				實數	6	3.6	1.1	2.30	0.1	—	59.00	1.1	1.0	2.30	0.1	—	61.30	0.7	0.3	0.38	9.83	0.38	10.22	
小作人計				167	100	29.5	2,979.72	100	17.4	5,382.73	100	95.7	2,889.42	100	19.9	8,279.65	100	41.1	17.84	32.23	17.30	49.56		
全調査農家計				569	—	100	17,296.40	—	100	5,630.13	—	100	14,425.11	—	100	20,064.34	—	100	30.39	9.89	25.35	35.26		

(附表)第五の(A) 小作人の業態 (中滿) (單位件數)

註 戶別調査集計第十表小作關係表による。

屯別	業態別	純小作	小作兼自作	小作兼雇農	小作兼他業	不明	其他	計
榆	樹	8	13	5	—	—	(小作兼地主) 2	28
德	惠	4	6	—	—	—	—	10
九	台	3	7	—	—	—	—	10
敦	化	20	—	8	—	—	—	28
磐	石	25	—	6	—	—	(小作兼地主) 1	32
海	龍	20	4	3	—	—	(小作兼地主) 2	29
懷	德	12	28	—	—	—	—	40
伊	通	21	4	—	—	—	(小作兼地主) 2	27
梨	樹	6	11	5	—	—	—	22
西	豐	24	6	1	—	1	(小作兼地主) 6	38
	計	143	79	28	—	1	13	264
	百分比	54.17	29.92	10.61	—	0.38	4.92	100%

(附表)第五の(B) 小作人の業態 (南滿) (單位件數)

註 同 前

屯別	業態別	純小作	小作兼自作	小作兼雇農	小作兼他業	不明	計	備考
遼	陽	4	56	1	1	—	62	*小作兼農耕の中 小作兼地主 2件 小作・地主・農耕 1件
蓋	平	5	11	2	—	—	18	
鳳	城	11	20	2	3	1	41	*小作兼農耕の中 地主兼小作は 3件
莊	河	15	30	—	2	1	48	*小作兼農耕の中 地主・農耕・小作 5件
盤	山	3	7	—	—	—	10	*小作兼農耕の中 { 1.地・農・小 1件 2.地主小作兼雜 1件 3.地主兼小作 1件
黑	山	1	8	6	3	—	26	
新	民	10	28	3	6	4	51	*小作兼農耕の中 { 1.小作地主兼農耕 3件 2.小・農・雜 6件 *小作兼雇農の中 小・農・雇・雜 1件
遼	中	4	4	1	—	1	10	*小作兼農耕の中 { 1.小作農耕兼他業 3件 2.小・農・雇・他 1件
鐵	嶺	2	14	7	16	2	37	56 *小作兼農耕の中 小作農耕兼他業 3件
法	庫	5	20	13	12	—	50	*小作兼農耕の中 小作兼農耕兼他業 14件 *小作兼雇農の中 小・農・雇・他 12件
	合計	60	198	35	43	9	372	
	百分比	16.12	53.23	9.41	11.56	2.42	7.26	100%

(附表)第六の(A) 小作人の在住状況(中滿) (單位件數)

註 戶別調査集計第十表小作關係表による

屯別	住所別	屯内	屯外	縣城	縣外	其他	計
榆	樹	19	9	—	—	—	28
德	惠	9	1	—	—	—	10
九	台	7	3	—	—	—	10
敦	化	27	1	—	—	—	28
磐	石	29	2	1	—	—	32
海	龍	14	15	—	—	—	29
懷	德	35	5	—	—	—	40
伊	通	11	16	—	—	—	27
梨	樹	19	3	—	—	—	22
西	豐	27	9	—	2	—	38
	計	197	64	1	2	—	264
	百分比	74.62	24.24	0.38	0.76	—	100%

(附表)第六の(B) 小作人の在住概況(南滿) (單位件數)

(註) 同 前

屯別	住所別	屯内	屯外	縣城	縣外	其他	計
遼	陽	59	3	—	—	—	62
蓋	平	17	1	—	—	—	18
鳳	城	31	8	2	—	—	41
莊	河	36	11	1	—	—	48
盤	山	6	4	—	—	—	10
黑	山	18	8	—	—	—	26
新	民	51	—	—	—	—	51
遼	中	7	2	1	—	—	10
鐵	嶺	40	16	—	—	—	56
法	庫	50	—	—	—	—	50
	計	315	53	4	—	—	372
	百分比	84.67	14.25	1.08	—	—	100%



揚糞……豫め畑に運搬して、數米位宛の間隔を置いて小積みにしてあ
る肥料を木^{ムシエン}柄で撒布して居る小作農達……

—(農村風景の三)—

第三章 小作地の貸借關係

小作地、即ち、地主側から言へば自家の所有に係る貸付地、小作人側から言へば自家の所有に非ざる借入地が、農村の土地全體に對して如何なる關係をもつて居り、其關係が國土の培養といふ見地から如何なる意味をもつて居るかに就いては既に第一章第二節に於いて觸れた所である。

即ち農村の全實質的熟地所有面積に就いて言へばその大半は貸付地であつて(第五表參照)之等の土地は其所有者が自ら耕作し國土を利用開發して厚生に資するといふ目的よりも、之を他人に貸付けて小作料を收取する目的に役立つて居る。翻つて農村の全耕作面積に就いて言へば、又その大半は借入地であつて自家の所有地ではない。此の土地を耕して國富を生み出す爲には怎うしても何等かの小作關係を経由せねばならない。(第六表參照)。而して其處には土地所有の無耕作者への集注、土地耕作の無所有者への集注、といふ傾向が小作關係の線に沿うて進行しつゝある事が確認される。といふ意味が大略明かにされたのである。

此の章では更に一步進んで、農村の土地全體に對しては斯くの如き貸付地、斯くの如き借入地即ち小作地が、小作地自體としては如何なる状態に於いて貸借されつゝあるかを明らかにし度いのである。

押しなべて一様に小作地と言つても、それが貸借される状況の如何によつて、先づ取り敢へず緊急の處置を必要とする部分と、落付いて根本的な對策の講ぜらるべき部分とがある。小作地の取扱ひに於いて重點の置き所、手心の加へ所を探るのが此の章の目的である。

第一節 地主の土地貸付状況

一、地主の土地貸付面積高別戸数と面積の配分状況

貸付地の極端なる偏在といふ事が先づ注目されなければならない。今調査部落の土地貸付人全部に就いて、一戸當りの貸付面積高別に貸付地の配分状況を概観して見ると次表の如くである。

第三十二表 地主の土地貸付面積高別戸数と面積の配分(單位%)

別方地	別高積面付貸		
	南	中	北
	滿	滿	滿
滿南	積數	積數	積數
	10.0	17.0	11.0
	10.0	17.0	11.0
滿中	積數	積數	積數
	17.0	17.0	11.0
	17.0	17.0	11.0
滿北	積數	積數	積數
	11.0	11.0	11.0
	11.0	11.0	11.0
地主計	100%	100%	100%

(附表第七のA・B・C参照)

此の表で貸付面積高別区分の大きさは、北・中・南滿別に夫々異なるのであるが、而も此の表に一貫して明示された傾向は斯うである。即ち、貸付面積高別区分の刻みが小さくなればなる程戸数の比率は面積の夫よりも大きくなり、刻みが大きくなればなる程戸数の比率は面積の夫よりも小さくなり、而も区分の兩極に近づくに従つて戸数の比率と面積の比率との開きが缺狀に大きくなつて居る。この事は取りも直さず多數の地主には極小部分の貸付地が細分され、少數の地主に大部分の貸付地が偏つて集中されて居る事に外ならない。

此處で問題は少數の地主に大部分の貸付地が偏倚して集中して居ると言ひ、多數の地主に小部分の貸付地が零細化されて分散して居るといふ事は勿論であるけれども然らばそれは如何なる部分に如何なる程度で、如何なる状態で集中し、又分散して居るかと言ふ點に在る。

そこで説明の便宜上、右の表と次葉に掲ぐるグラフとに従つて、全體の貸付地を大・中・小・極小の四段の面積高別に区分して見れば大體次の如き區分が許されるであらう。

- 北滿に於いては百响以上の貸付地を大貸付地
- 百响未滿三十响以上を中貸付地
- 三十响未滿十响以上を小貸付地
- 十响未滿の貸付地を極小貸付地とし
- 中滿に於いては五十响以上の貸付地を大貸付地
- 五十响未滿十响以上を中貸付地
- 十响未滿三十响以上を小貸付地

三响未満の貸付地を極小貸付地とし

南滿に於いては百畝以上の貸付地を大貸付地

百畝未満五十畝以上を中貸付地

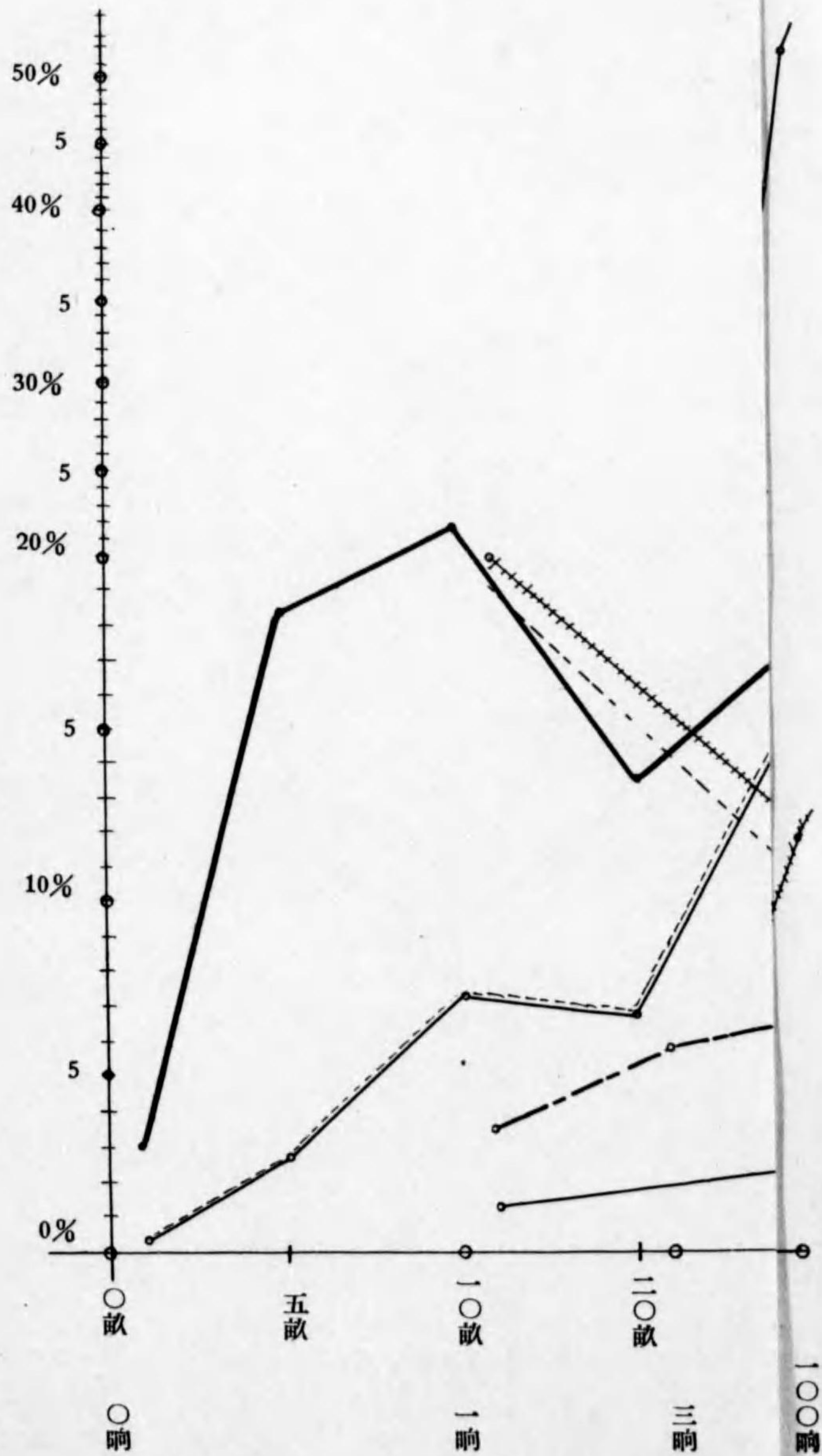
五十畝未満十畝以上を小貸付地

十畝未満の貸付地を極小貸付地とする。

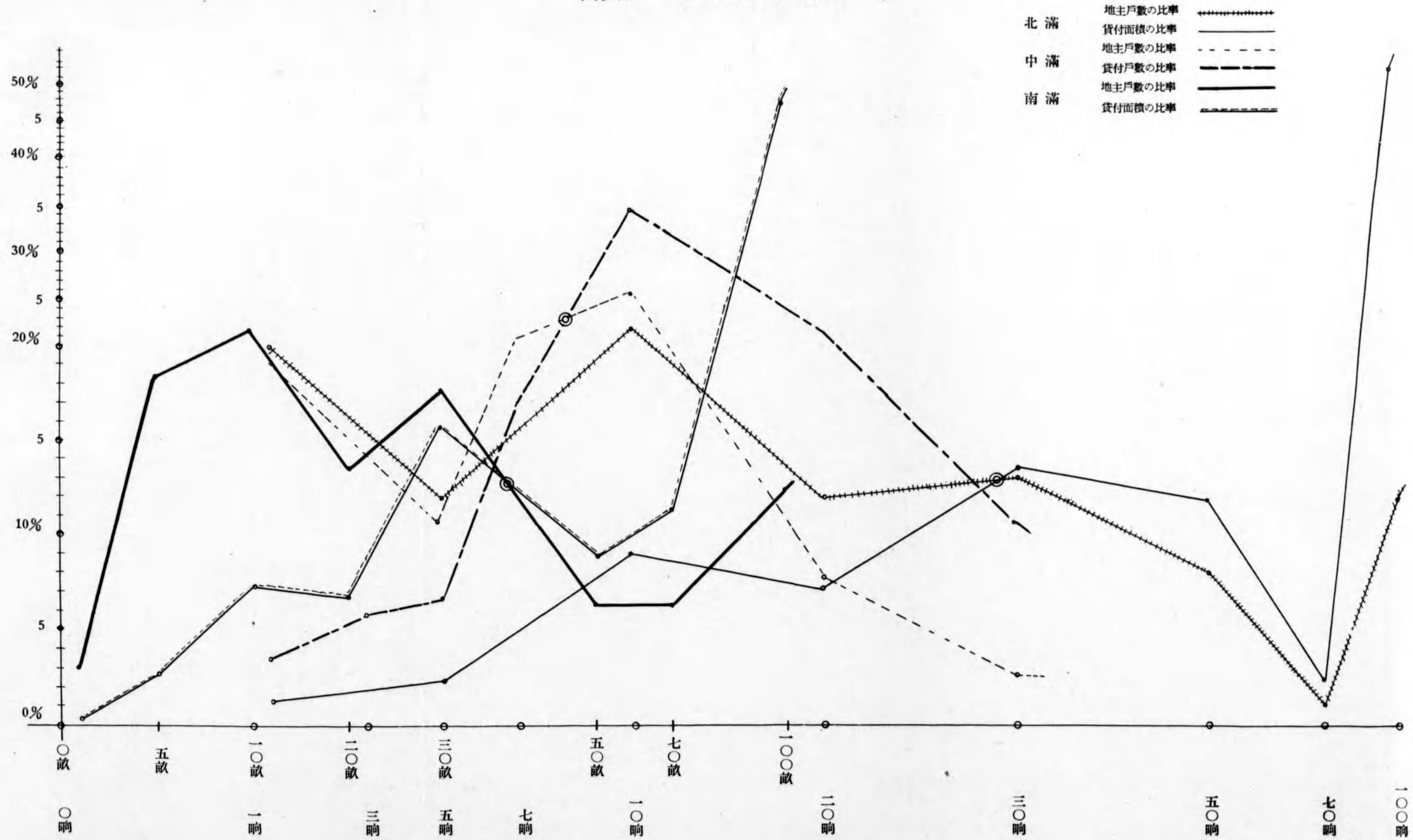
假りに一應右の區分に従つて詳説すれば、北滿に於いては十响未満の極小土地貸付者が戸數全體の三二%を占めて居り乍ら貸付面積全體の僅かに三・七%しか占めず、十响以上三十响未満の小土地貸付者が三四%の戸數を占めて一六・二%の土地を貸付け、三十响近くの所で戸數の比率と面積の比率とが恰度平均し、此處を境として形勢は一變し、三十响以上百响未満の中土地貸付者が二二%の戸數を占めて二・七四%を貸付け、百响以上の大土地貸付者は戸數に於いては僅かに一二%しか占めない者が面積の半分以上の五二・七%を集中して貸付けて居る。

中滿に於いては三响未満の極小土地貸付者は戸數の一九・二%を占めて三・七%の面積のみを貸付け、三响以上十响未満の小土地貸付者は四四・九%の戸數を占めて二九・四%の面積を貸付け、八响を些し越えた所で(グラフ参照)戸數と面積の比率が恰度平均し、其處を境として模様は反對となり、十响以上五十响未満の中土地貸付者が三五・九%の戸數を占めて六六・九%といふ全面積の大部分を貸付けて居る。中滿の調査部落では偶々五十响以上の大貸付は其事例がなかつた。

南滿に於いては、遼陽蓋平の様な土地所有の極度に細分化された地方と、遼中邊りの如く左程でもなく經濟地域的に言へば寧ろ中・北滿に近い様な地方とを一緒にして計算したのだから、表の數字を生の儘で鵜呑みにする事は最も



圖表第一 地主の土地貸付状況



數を占めて六六・九%といふ全面積の大部分を貸付けて居る。中滿の調査部落では偶々五十响以上の大貸付は其事例
 がなかつた。
 南滿に於いては、遼陽蓋平の様な土地所有の極度に細分化された地方と、遼中邊りの如く左程でもなく經濟地域的
 に言へば寧ろ中・北滿に近い様な地方とを一緒にして計算したのだから、表の數字を生の儘で鵜呑みにする事は最も

危険なことであるが、單に傾向文を推定して見れば、十畝未満の極少土地貸付が二・二%の戸数を占めて三・〇%の面積を貸付け、十畝以上五十畝未満の小土地貸付者が戸数の半ば以上の五二・五%を占めて面積の二九・九%を貸付け、四十畝近くの所で戸数と面積の比率が平均して其處を境にして形勢は反對となり五十畝以上百畝未満の中土地貸付者が二二・二%の戸数を占めて一九・七%の面積を貸付け、百畝以上の大土地貸付者が僅か二・一%の戸数を占め乍ら、面積の六七・四%を貸付けて居る。

之を貸付地全體として見れば、唯中滿に於いては中貸付地の面積が最も大きく、面積の曲線を描けば兩端が低くなつて中間が盛り上りつた形になるけれども、北滿及び南滿に於いては大貸付地の面積が極端に大きく、小貸付地極小貸付地の面積が極端に小さく、曲線に圖示しても右上りの極端な急傾斜を描いて居るのである。之を貸付戸数の曲線に就いて見れば恰度今、前に述べた面積との平均點を軸として、面積の曲線と對象の形をなし、軸の右方向に向つては貸付地の集中を、軸の左方向に向つては分散を如實に描いて居る事が首肯されるであらう。

二、貸付面積高別貸付地の内譯とその性質

1. 大貸付地の内譯とその性質

右に所謂貸付地の内譯を表示すれば次の如くである。

第三十三表 大貸付地の内容

地方別及び群別	實		各群別計に對する百分比	
	戸數	面積	戸數	面積
北滿	大地主	五戸	六二七・二响	一〇〇%
	富農(二〇〇响以上)	六戸	一三二・七响	一〇〇%
北滿計	一戸	一〇二・三响	一六・〇%	二六・〇%
中滿	大地主	二戸	四三九・〇畝	一〇〇%
	中地主	一戸	一六〇・〇畝	一四・四%
中滿計	二戸	二〇〇・〇畝	三三・二%	一〇〇%
南滿	富農	三戸	四五二・〇畝	三三・四%
	中農	一戸	一五一・〇畝	七・一%
南滿計	四戸	六〇三・〇畝	四〇・五%	一〇〇%
計	八戸	一三〇八・〇畝	一三・〇%	四七・四%

(附表第七のA・B・C参照)

即ち北滿に於ける大貸付地の全部は大地主と富農の貸付地であり、南滿に於いては中地主中農の貸付地が若干加算されて居るが、之は前にも言つた經濟地域的に異なる諸地方の部落を一緒にした爲であるけれども、中地主全部、中農

全部から言へば僅かの者であり、又大貸付地の中に於ける面積の廣さも大地主富農の夫に比ぶれば些少のものでしかない。従つて大貸付地の殆ど全部は大地主富農の貸付地であると言つて宜しい。

而して大地主の貸付は其地方に於ける地主として最高の寄生的生活の爲であり、富農の貸付は豊富なる役畜と雇傭勞力とを最も合理的に其能率の極限に迄活用して自作し、充分なる利潤を追及して而も尙有り餘る大土地所有の故に行はれて居る事は既に第二章第一節の二・三に述べた通りである。

故に大貸付地の殆ど全部は地主としての最大の寄生的生活の爲と利潤を追及しても尙有り餘る富農の餘剰地の貸付である。と言つてよからう。

斯くの如き大貸付地が貸付面積全體のうち北滿では實に五二%、南滿では四七・四%の大部分を占めて居り、而も之を貸付けて居る戸數は全部の貸付者のうち北滿では僅かに一二・〇%、南滿では一二・二%しか占めて居ないのである。

2. 中貸付地の内譯とその性質

次に所謂中貸付地の内譯を見れば第三十四表の如くである。

即ち、北滿に於ける中貸付地は富農の貸付地の大部分と、中地主の貸付地の全部、中農の貸付地の大部分及び小地主と貧農の貸付地の極小部分とであるが、中貸付地全體として見れば小地主貧農のそれは問題とするに足らない位のものである。中滿に於ける中貸付地は富農の貸付地の全部、中地主の貸付地の全部に中農の貸付地の大部を含み、南滿に於ける中貸付地は富農の貸付地の一部、中地主及び中地主兼出稼の貸付地の大部、と中農の貸付地の一部とを含むものである。従つて中貸付地の一部は富農の貸付地であり、大部分は中地主と中農の貸付地であると言つてよろしい。

第三十四表 中貸付地の内譯

一〇四

地方別及び群別	實		各群別計に對する百分比	
	戸數	面積	戸數	面積
中地地主	八戸	四〇六・六晌	一〇〇%	一〇〇%
小地主	三戸	九五・六晌	一五・八%	二四・五%
北滿 富農	四戸	二五八・一晌	六六・六%	六六・五%
北滿 中農	六戸	二七六・八晌	六六・七%	八六・一%
北滿 貧農	一戸	三〇・〇晌	四・二%	八・九%
北滿 計	一一戸	一〇六一・〇晌	三三・〇%	二七・四%
中滿 地主	一八戸	三五〇・八四晌	一〇〇%	一〇〇%
中滿 中農	一戸	一一・八〇晌	一〇〇%	一〇〇%
中滿 富農	九戸	一一一・七九晌	四二・八%	六〇・一%
中滿 計	二八戸	四八四・四三晌	三五・九%	六六・九%
南滿 地主	三戸	一一三〇・〇〇畝	四二・八%	四七・五%
南滿 富農	二戸	一五九・〇〇畝	二二・二%	一九・三%
南滿 中農	二戸	一一四・〇〇畝	一四・三%	二五・二%
南滿 計	五戸	六四・三一畝	五〇・〇%	六七・一%
計	八戸	五四七・三一畝	二二・二%	一九・七%

(附表第七のA・B・C参照)

而して富農の貸付は前述の通り、中地主の貸付は純地主として中等程度の寄生的生活の爲に、中農の貸付は、相當の役畜農具を有し、自家勞力で一杯の自作經營をした餘分の土地貸付である事は既述の通り(第二章第一節二、三、参照)である。

だから、中貸付地の一部は利潤を追及した餘りの貸付地であり、大部分は中等程度の寄生的生活の爲の貸付地と、自家勞力で一杯の自作の餘分の土地の貸付けられたものである。といつて宜い。

斯くの如き中貸付地は、貸付面積全體として見れば、唯中滿に於いて六六・九%の面積を三五・九%の戸數で占めるのみで、北滿に於いては二二%の戸數で二七・四%の面積を、南滿に於いては僅かに一二・二%の戸數で僅かに一九・七%の面積を貸付けて居るに過ぎない。

3. 小貸付地の内譯とその性質

更に所謂小貸付地の内譯を見れば第三十五表の如くである。

即ち、北滿に於ける小貸付地は小地主の貸付地の殆ど全部、貧農の貸付地の大部、中農の貸付地の一部及び、富農の貸付地の極小部分であるが此場合富農の貸付地は左したる影響はない。中滿に於ける小貸付地は小地主及び貧農の貸付地の殆ど全部と中農の貸付地の大部分である。南滿に於いては何度も言ふ様にいろんな地域の部落を一括して居るので各群の貸付地が小貸付地の中に一括されては居るけれども、仔細に検討して見れば此處に所謂小貸付地の主要部分を形成して居るのは貧農極貧農中農下層を中心とする純地主兼自作、地主兼他業の一群の貸付地であつて、富農の貸付地が入るには入つて居るけれども、小貸付地の全面積に比ぶれば17%の程度でしかない。之を要するに小貸付地は主に小地主及び貧農の貸付くる所であり、一部分が中地主中農の貸付地を含んで居ると言ふべきである。

一〇五

第三十五表 小貸付地の内譯

地方別及び群別	實		各群別計に對する百分比	
	戸數	面積	戸數	面積
小地主	一六戸	二九五・二畝	八四・二%	七五・五%
富農	二戸	二八・〇畝	一六・七%	七・二%
中農	二戸	四〇・六畝	二二・二%	二二・六%
貧農	一五戸	二六一・〇畝	六二・五%	七八・二%
北滿計	三四戸	六二五・八畝	三四・〇%	一六・二%
小地主	一四戸	八四・四八畝	七七・八%	九二・三%
中地主	一戸	七八・五六畝	五二・四%	三八・七%
貧農	一〇戸	五〇・〇〇畝	九〇・九%	九六・二%
中滿計	三五戸	二一三・〇四畝	四四・九%	二九・四%
中地主	三戸	九三・七〇畝	四二・八%	一九・四%
極小地主	四戸	七三・三七畝	五七・二%	七八・六%
富農	四戸	一二七・〇〇畝	四四・四%	一七・六%
中農	八戸	一六九・九〇畝	五七・二%	三七・五%

南滿	實		各群別計に對する百分比	
	戸數	面積	戸數	面積
貧農	八戸	一六九・四〇畝	八八・九%	九六・六%
極貧農	二戸	二二・〇〇畝	六六・七%	六九・八%
中地主兼出稼	一戸	三一・五〇畝	五〇・〇%	三二・九%
中地主兼出稼	一戸	一〇・〇〇畝	一〇〇%	一〇〇%
中農兼出稼	一戸	二四・〇〇畝	一〇〇%	一〇〇%
小地主兼雜業	二戸	六一・〇〇畝	一〇〇%	一〇〇%
極小地主兼雜業	一戸	二〇・〇〇畝	三三・三%	五九・四%
中農兼雜業	一戸	三〇・〇〇畝	一〇〇%	一〇〇%
計	三六戸	八三一・八七畝	五二・五%	二九・九%

(附表第七のA・B・C参照)

而して、小地主の貸付は、地代収入丈では生活が出来ず屢々雇農や他業を兼ねなければならぬ態のものであり、貧農の貸付は、役畜も自家勞力も資本も不充分で一耕作單位を形成するに足りない爲に、本來ならば全部自作してもよいものを致し方なく所有地の一部分を貸付けたものであり、(第二章第一部一、三、参照)、中農の貸付は前述の通りである。

従つて、小貸付地の一部は自家勞力一杯の餘りの土地が貸付けられたものであるが、大部分は自作してもよい土地が仕方なく貸付けられたものであり、純地主の貸付であつても到底それ丈では充分に生活を保障するに足りない程度

の貸付であることが判るであらう。

而して斯くの如き貸付地は、貸付面積全體としては北滿一六・二%中滿二九・四%、南滿二九・九%といふ小面積でしかないが、戸數全體から見れば北滿三四%中滿四四・九%南滿五一・五%といふ多數である。

4. 極小貸付地の内譯とその性質

最後に所謂極小貸付地の内譯を検討すれば次の如くである。

第三十六表 極小貸付地の内譯

地方別及び群別	實數		面積		各群別計に對する百分比	
	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積
北滿 極小地主	一四戸	七・八响	一〇〇%	一〇〇%		
北滿 中地主	一戸	四・一响	一一・一%	一・三%		
北滿 貧半雇	八戸	四五・三响	三三・五%	一二・九%		
北滿 雇	九戸	一五・九响	一〇〇%	一〇〇%		
北滿 計	三三戸	一四四・一响	三三・〇%	三・七%		
中滿 極小地主	四戸	七・五响	三二・二%	七・七%		
中滿 小地主	八戸	一四・〇二响	一〇〇%	一〇〇%		
中滿 中地主	一戸	二・五〇响	四・八%	一・二%		

南滿		北滿		計	
極貧	中地主	極貧	中地主	極貧	中地主
極小地主兼出稼	一戸	一四・〇畝	一〇〇%	一〇〇%	三・八%
極貧農兼出稼	一戸	五・〇畝	一〇〇%	一〇〇%	一・〇%
極小地主兼雜業	二戸	三三・七畝	六六・七%	四〇・六%	三・〇%
計	三戸	八・三畝	三三・三%	三三・三%	三・七%
極貧	一戸	九・五畝	一一・一%	一一・一%	三・七%
中地主	一戸	一七・〇畝	二二・四%	二二・四%	三・四%
極小地主	三戸	二〇・〇畝	四二・八%	四二・八%	三・七%
計	一五戸	二七・七响	一九・二%	一九・二%	二・四%
極貧	一戸	一・六〇响	一〇〇%	一〇〇%	三・七%
中地主	三戸	二〇・〇畝	四二・八%	四二・八%	三・七%
極小地主	三戸	二七・七响	一九・二%	一九・二%	二・四%
計	二戸	八・三畝	三三・三%	三三・三%	三・七%

(附表第七のA・B・C参照)

即ち北滿に於いては極小地主と半雇農の貸付地の全部、貧農の貸付地の一部、及び中農の貸付地の極小部分が所謂極小貸付地の内譯であるが、中農のそれは極小貸付地全部から見れば問題にならない。又、中滿に於いては、極小地主と極貧農の貸付地の全部、小地主と貧農の貸付地の一部、及び中農の貸付地の僅かと極小貸付地の内譯であるが、此處でも中農のそれは極小貸付地全體としては問題にならない。南滿に於いては、極小地主極貧農を中心とする純地主、地主兼自作、地主兼他業の貸付地の全部若くは大部分と、中農及び貧農の貸付地の一部とが極小貸付地の内譯で

あるけれども、此處でも亦中農のそれは極小貸付地全體として見れば小部分をしか占めて居ない。要するに極小貸付地の大部分は極小地主、極貧農・半雇農の貸付地の全部若くは大部分であり、その一部分は小地主・貧農の貸付地の一部とであると言つて宜しい。

而して、小地主貧農の貸付が如何なるものであるかは前にも言つた通りであるが、極小地主の貸付といふのは小地主よりはもつと極端で、地代収入丈では絶対に生活出来ないから、常に誰かが雇農や他業に稼がねばならぬ程のものであるし、半雇農極貧農の貸付といふのも、自作して貸付けても何程の頼りにもならず、常に雇農や他業の収入に頼らねばならぬといふ性質のものである。

而も斯くの如き極小貸付地は全體の貸付面積から見ればほんの猫額大のものでしかなく、北・中滿では同じく三七%南滿では三〇%しか占めないのに、其貸付戸數から見れば、北滿では三二%中滿では一九・二%南滿では二二・二%の割合を占めて居るのである。

三、土地所有と貸付との關係

1. 土地貸付の原因

以上に述べた如き土地貸付は、其根本に於いて土地所有に原因することは申す迄もない。貸付地の偏在と言ひ集中分散と言ふも、全く土地所有の夫と相表裏して居るのであつて、殊に純地主に於いては貸付地の大小は所有地の大小と完全に一致して居ると言つて宜しい。

次に考へなければならぬのは自作經營との關係である。既に屢々述べた様に、其家の自作經營能力の如何によつて

本自作	真	8	273.00	145.40	34.10	18.18	100	53.3
	極貧農	4	91.50	61.50	22.88	15.38	100	67.2
	小計	35	4,091.71	1,365.20	116.90	39.00	100	3.3
	地主兼出稼	6	119.81	119.81	19.97	19.97	100	100.0
地主兼他業	// 兼雜業	6	201.70	200.70	33.62	33.45	100	99.4
	地主兼自作	2	35.00	29.00	17.50	14.50	100	82.8
	兼出稼	1	50.00	30.00	50.00	30.00	100	60.0
	兼雜業	1	50.00	30.00	50.00	30.00	100	60.0
地主計		66	5,517.09	2,772.78	83.59	42.01	100	51.4

第三十七表 地主の土地所有と貸付との関係

北 滿 之 部

(註)戸別調査第一表農家概況表に據る

經營様式別 農 家 別	戸 數	實 數		一 戸 當		百分比
		實熟有 賃地面積 的所積	貸 付 積	實熟有 賃地面積 的所積	貸 付 積	
純 地 主	5	655.6	627.2	131.1	125.4	100%
大 地 主	8	411.1	400.6	51.4	50.1	100%
中 地 主	19	400.9	390.3	31.1	20.6	100%
純 地 主 計	14	74.6	71.8	5.3	5.1	100%
地 主 計	46	1,542.2	1,490.4	33.5	32.4	100%
農 (200响以上)	6	2,216.3	1,312.7	369.4	218.5	100%
農 (100响以上)	6	850.7	388.4	141.8	64.7	100%
農 (200响以下)	9	457.1	321.5	50.8	35.7	100%
中 農 計	24	490.9	335.3	20.5	14.0	100%
農 計	9	50.5	24.9	5.6	2.8	100%
地主兼自作	54	4,065.5	2,382.8	75.3	44.2	100%
地 主 計	100	5,607.7	3,873.2	56.1	38.7	100%
中 滿 之 部						
純 地 主	1	55.11	11.80	55.11	11.80	100%
大 地 主	18	353.94	350.84	19.66	19.49	100%
中 地 主	18	96.03	91.53	5.33	5.08	100%
純 地 主 計	8	14.92	14.02	1.87	1.75	100%
農 計	44	464.89	456.39	10.57	10.37	100%
農 計	1	55.11	11.80	55.11	11.80	100%
農 計	21	44.04	202.85	16.38	9.66	100%
農 計	11	68.80	52.00	6.25	4.73	100%
農 計	1	1.70	1.60	1.70	1.60	100%
地主兼自作	34	469.65	268.25	13.81	7.89	100%
地 主 計	78	984.54	724.64	11.98	9.29	100%
南 滿 之 部						
純 地 主	2	432.30	439.00	216.15	219.50	100%
大 地 主	7	489.70	483.70	69.96	69.10	100%
中 地 主	1	—	—	—	—	—
純 地 主 計	7	96.57	93.37	13.94	13.34	100%
農 計	16	1,018.87	1,016.07	63.68	63.50	100%
農 計	9	2,788.60	718.40	309.84	79.32	100%
農 計	14	938.61	439.40	67.04	31.42	100%
農 計	8	273.00	145.40	34.10	18.18	100%
農 計	4	91.50	61.50	22.38	15.38	100%
地主兼自作	35	4,091.71	1,365.20	116.90	39.00	100%
地主兼出稼	6	119.81	119.81	19.97	19.97	100%
地主兼自作	6	201.70	200.70	33.62	33.45	100%
地主兼出稼	2	35.00	29.00	17.50	14.50	100%
地主兼他業	1	50.00	30.00	50.00	30.00	100%
地 主 計	69	5,517.09	2,772.78	83.59	42.01	100%

※又貸付含
賃積ラ

而も斯くの如き極小貸付地は全體の貸付面積から見れば、北滿では三・〇%しか占めないのに、其貸付戸數から見れば、北滿では三%中滿では一九・二%南滿では二・二%の割合を占めて居るのである。

三、土地所有と貸付との關係

1. 土地貸付の原因

以上に述べた如き土地貸付は、其根本に於いて土地所有に原因することは申す迄もない。貸付地の偏在と言ひ集中分散と言ふも、全く土地所有の夫と相表裏して居るのであつて、殊に純地主に於いては貸付地の大小は所有地の大小と完全に一致して居ると言つて宜しい。

次に考へなければならぬのは自作經營との關係である。既に屢々述べた様に、其家の自作經營能力の如何によつて

郡	村	地帯	耕作地	貸付面積	貸付率	備考
山形	山形	山形	山形	1,200	15%	
			山形	1,500	12%	
			山形	1,800	10%	
	山形	山形	山形	2,000	8%	
			山形	2,500	5%	
			山形	3,000	3%	
	山形	山形	山形	3,500	2%	
			山形	4,000	1%	
			山形	4,500	0.5%	
	山形	山形	山形	5,000	0.2%	
			山形	5,500	0.1%	
			山形	6,000	0.05%	
山形県平均						
山形県平均						
山形県平均						
山形県平均						
山形県平均						
山形県平均						
山形県平均						
山形県平均						
山形県平均						
山形県平均						

富農的貸付、中農的貸付、貧農的貸付、極貧農的貸付等の如く、夫々相異つた立場の貸付が行はれるのである。

同時に重要な原因は地主經營そのもの、優越性如何である。小作料の高低、穀價の高低、治安の良否、收穫率の高低、小作人の多寡等、其地方の状況に應じ、或は又各土地所有者個人の打算の相違に従つて、或は純地主、或は純自作、或は地主兼自作といふ様式が任意に選ばれるであらう。

更に考へねばならぬのは他業との關係である。殊に南滿に於いては、他業の收入率の如何によつて或は全部を貸付け、或は一部を貸付け、或は又全部を自作する。就中零細土地所有者の場合は兼他業に趨る者が多い。

2. 所有面積に對する貸付面積の比率に表はれたる傾向

地主の各經營様式別に此の比率をとつて見ると、純地主に於いては若干宛ではあるが大地主になる程貸付率が高くなり、地主兼自作に於いてはより一層顯著に貸付率が低くなつて居る。此は純地主に於いては菜園や自家食料の一部の爲の小耕地が保留される爲である、地主兼自作に於いては大土地所有者程寛りのある貸付が出来るといふに外ならない。

参考迄に第三十七表を掲げて置いた。附表第一と併せ用ふれば以上の事が更に明瞭となるであらう。

第二節 小作人の土地借入状況

一、小作人の土地借入面積高別戸数と面積の配分

借入地に就いて見ても亦極端なる偏在が認められざるを得ないのであるが、此の場合に於ける偏在の状況は貸付地に就いて見た場合とは若干異つて来て居る事が注意されなければならない。今、小作人側の借入面積全部に就いて戸数と面積の割合を對比すれば、次表の如くである。

第三十八表 小作人の土地借入面積高別戸数と面積の配分(單位%)

別方地	別高積面付賃		
	南	中	北
滿南	面戸積數	面戸積數	面戸積數
滿中	面戸積數	面戸積數	面戸積數
滿北	面戸積數	面戸積數	面戸積數
	五畝未満	五畝以上	五畝以上
	三畝以上	三畝以上	三畝以上
	二畝以上	二畝以上	二畝以上
	一畝以上	一畝以上	一畝以上
	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上
	七〇畝以上	七〇畝以上	七〇畝以上
	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上
	計	計	計
	100%	100%	100%

(附表第八のA、B、C参照)

即ち、戸数の比率では小面積の借入戸数が断然多く、而も夫等の大多數の者が極めて狭い土地を細分して借入れて居る状態は貸付面積の場合に大多數の小面積貸付人が僅かの貸付地を細分して居る状態よりも更に極端であるが、面積の比率では地主側の貸付の極端なる偏倚状態と若干相違して居る。借入面積に於いては小面積中面積程度の借入高が山の頂上を示して、大面積の借入になれば漸次其比率が下つて来る。換言すれば、極小部分の借入地が大多數の小作人に細分されて借入れられ、大部分の借入地が一部の小作人に分割せられ、一部分の借入地が極少數の小作人に大きく分配せられて居るのである。其理由は簡單である。貸付の場合には土地所有の無制限の擴大と共に何處迄も増大し得るが、借入の場合には耕作技術の現段階に應じて自づから限度があり、況んや借入人側の資本の薄弱さは技術の限度よりも遙かに低く面積を制限して居るからである。

斯る偏り方をもつと適確に説明する爲に、貸付面積高別の区分をしたと同様の方法で、唯其区分の刻み丈を若干加減することによつて、借入地の大・中・小・極小の面積高別を区分すれば、次の如き刻み方が可能であらう。

北滿に於いては七〇响以上の借入地を大借入地

七〇响未滿三〇响以上を中借入地

三〇响未滿七响以上を小借入地

七响未滿の借入地を極小借入地とし

中滿に於いては五〇响以上の借入地を大借入地

五〇响未滿一〇响以上を中借入地

一〇响未滿三响以上を小借入地

三响未満の借入地を極小借入地とし
南滿に於いては七〇畝以上の借入地を大借入地

七〇畝未満三〇畝以上を中借入地

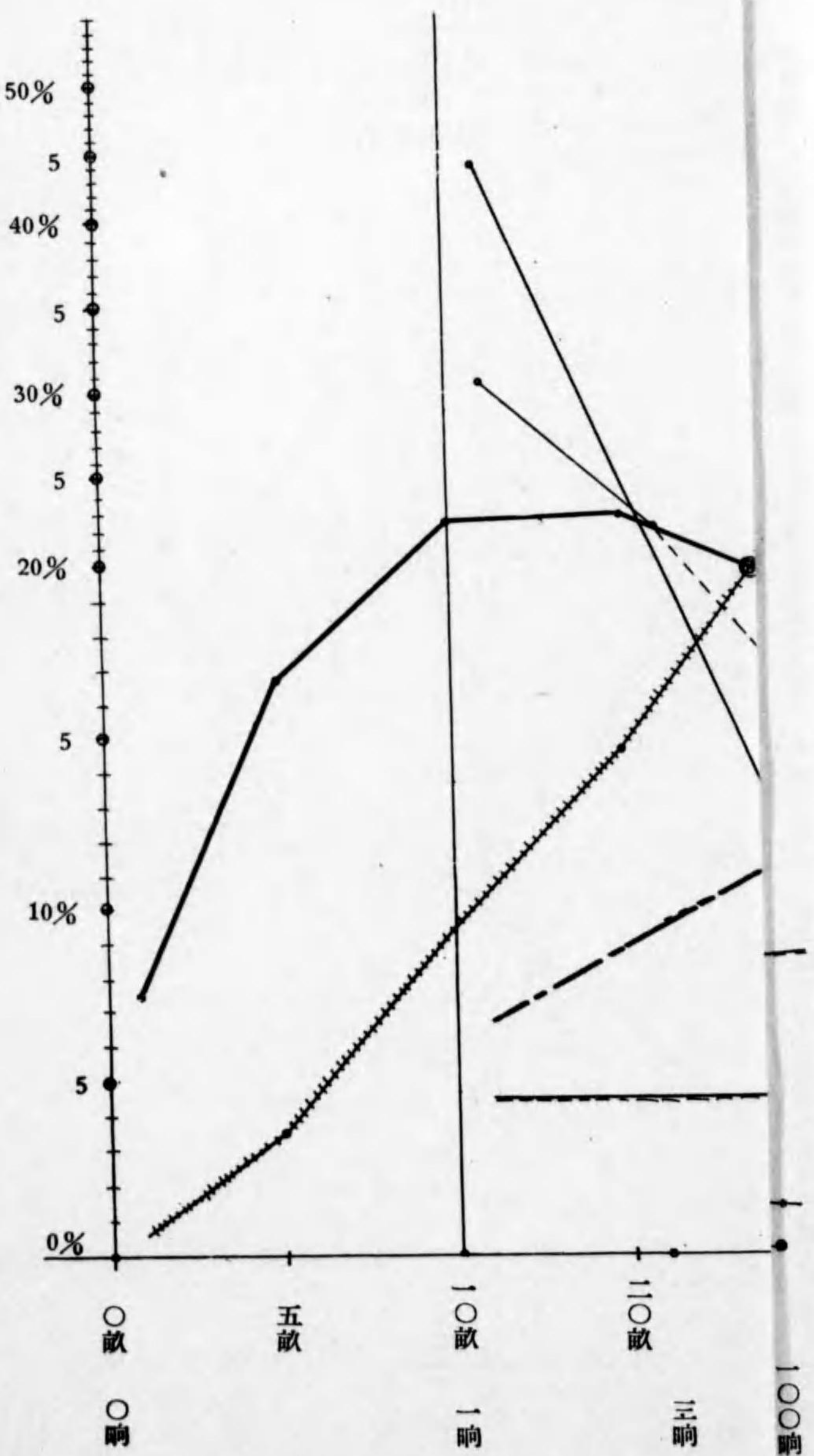
三〇畝未満一〇畝以上を小借入地とし

一〇畝未満の借入地を極小借入地とする事が出来る。尤も南滿に於いては、前にも屢々斷つた様に遼陽蓋平の如く極度に土地所有が細分化されて居る地域の農村と、遼中新民黒山等の如き左程迄も立到つて居ない地域の農村とを一括しての事であるから、其處には多少の無理を残して居るのであるが、夫でも尙全體の傾向を察知する分では許されても差支へない事であらう。

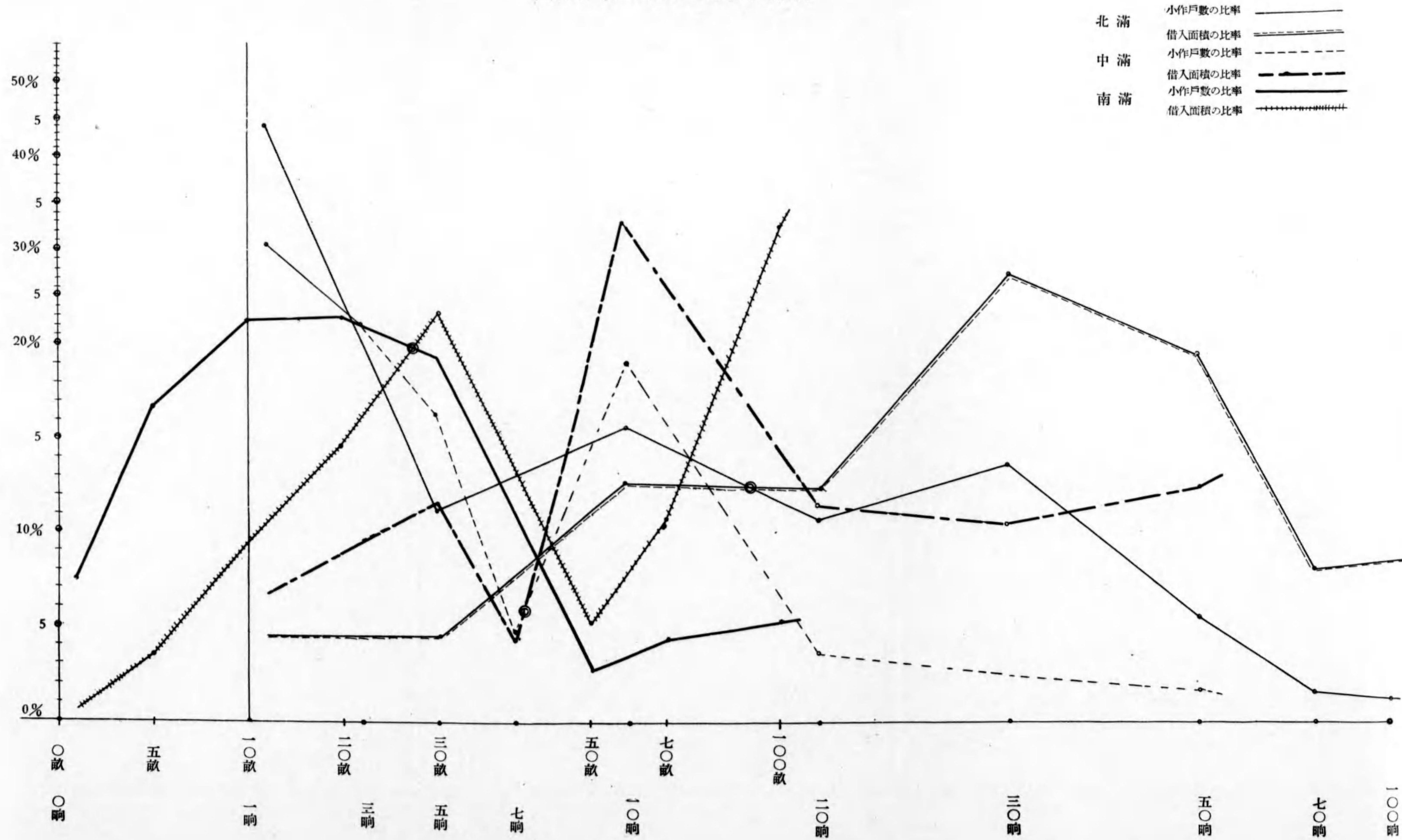
第三十八表を参照しつゝ右の借入面積高別区分に従つて、小作人側に於ける借入地の偏在状態を詳述すれば次の如くである。

北滿に於いては七响未満の極小土地借入者が五七・五%といふ全借入戸数の半分近くを占め乍ら面積に於いては僅かに七・二%を占めて細分し、七响以上三十响未満の小土地借入者が二九・八%の戸数を占めて二八・〇%の面積を借入れ、十六响をすこし越えた所で戸数の比率と面積の比率とが恰度平均し、此處を境として戸数と面積の比率の関係は反對となり、三十响以上七十响未満の中土地借入者が一九・六%の戸数を占めて四八・五%の面積を借り、僅かに全戸数の三・二%しか占めない七十响上の大土地借入者が一六・四%の面積を借入れて居る。

中滿に於いては三响未満の極小土地借入者は戸数の三〇・三%を占めて面積の僅か六・五%を借り、三响以上十响未満の小土地借入者は戸数の四二・九%を占めて面積の二五・九%を借り、七响をすこし越えた所で、戸数と面積の比率



圖表第二 小作人の土地借入状況



戸数の三・一％しか占めない七十响以上の大地借入者が一六・四％の面積を借入れて居る。
 中満に於いては三响未満の極小土地借入者は戸数の三〇・三％を占めて面積の僅か六・五％を借り、三响以上十响未
 満の小土地借入者は戸数の四二・九％を占めて面積の二五・九％を借り、七响をすこし越えた所で、戸数と面積の比率

が平均し、此處を境として戸數と面積の關係は逆になり、十响以上五十响未満の中土地借入者が戸數の二五・〇%を占めて面積の五五・〇%を分配し、全戸數の僅か一・八%にしか過ぎない五十响以上の大土地借入が面積の二二・六%を借入れて居る。

南滿に於いては、十畝未満の極小土地借入者は全體の二三・九六%の戸數を占めて四・四四%の面積を借入れ、十畝以上三十畝未満の小土地借入者は四四・三一%の戸數を占めて二三・九四%の面積を借り、二十八畝近くの線で戸數の比率と面積の比率とが相平均し、其線を境として形勢は一變し三十畝以上七十畝未満の中土地借入者が二二・一五%の戸數を占めて二八・四三%の面積を借り、七十畝以上の大土地借入者が僅かに全戸數の九・五八%を占め乍ら全面積の四三・一九%を借入れて居る。

斯くの如き借入地の偏倚状態を次圖に示された戸數と面積の曲線を辿つて見れば、問題は更に明瞭に答へられるであらう。

先づ戸數の曲線に着目すれば、北滿及中滿に於いては五响未満の起點を、南滿に於いては十畝以上二十畝以上の點を最高とし、北滿中滿に於いては極小土地貸付戸數南滿に於いては小土地貸付戸數が斷然壓倒的に高率である事を示し、此等の最高點から右の方向即ち貸付面積高別の大きくなる方向に於いて曲線は急峻なる傾斜を以つて七响の點に向つて低下し、北滿に於いては十响以上及び三十响以上の二ヶ所を頂點として緩かな傾斜を、中滿に於いては十响以上の線を頂點として再び急傾斜を示す曲線を以つて七十响以上三十响以上の線に行けば全く基底に接近して下ふ。南滿の曲線は三十畝の點迄は極めて緩く、此の點を通過すれば五十畝の點に向つて急降下して殆ど基底に近づき七十畝百畝の點に向つて再び稍々上向ひを示すが、もつと事例を多くとつて百畝以上を刻めば再び北滿中滿と同じく基底に

密接するであらう。基線と交る處が借入面積の限度である。南滿の曲線が十畝の頂點から左に向つて次第に降下して居るのは、既に借入面積は細分化の限度を通り越して居る事を示し、斯様の面積では到底北滿中滿の如き多數の戸數を養ひ切れない事を物語つて居るに外ならない。北・中滿に於いても無限に細分化された面積が無限に多數の戸數を養ひ切れるものではなく、其處には自づから限度のある事を暗示して居るのである。

面積の曲線に着目すれば北・中・南滿ともに起點に於いて最も低く殆ど基線に密接し、右方に向つて緩やかに高くなり、南滿は三十畝を、中滿は十畝を、北滿は三十畝を夫々頂點として此の部分の面積が最高の割合を占むる事を示し、漸次下降して借入面積の限度に近づいて来る。南滿の曲線が五十畝迄下つた後再び百畝の點に向つて上向するのは百畝以上の事例をもつと多くとり、更に細かに刻めば再び北・中滿の如き右縮りの形をとるであらう事は容易に推定されるであらう。

而して兩者の曲線の交る點を軸として左右双方への缺狀の開き方が貸付面積の曲線と相違する事は最初に述べた通りである。

二、借入面積高別借入地の内譯とその性質

そこで右に述べた大・中・小・極小借入地別に夫々の内譯を検討しその性質を考察して見れば以下の如くである。

1. 大借入地の内譯とその性質

第三十九表 大借入地の内譯

地方別及び農家群別	實數		各群別計に對する比率	
	戸數	面積	戸數	面積
北滿				
富農自作兼小作	一戸	一一五・〇畝	三三・四%	九九・一%
中農上層自作	一戸	八一・四畝	九・一%	二四・一%
中農上層純小作	五戸	四三七・〇畝	一〇〇%	一〇〇%
計	七戸	六一三・四畝	三・一%	一六・四%
中滿				
富農の自小作	一戸	五五・〇畝	一〇〇%	一〇〇%
中農の自小作	二戸	一一二・〇畝	一一・一%	三四・二%
計	三戸	一六五・〇畝	一・八%	一二・六%
南滿				
富農の自小作	二戸	三八二・〇畝	四〇・〇%	八八・三二%
中農の自小作	七戸	一〇六九・五畝	二三・三三%	六三・六八%
貧農の自小作	一戸	七〇・〇畝	三・五七%	一〇・八九%
中農の純小作	二戸	四一一・四畝	六六・六七%	九一・八五%
貧農の純小作	四戸	三九二・〇畝	八〇・〇〇%	八五・四〇%
計	一六戸	二三二四・九畝	九・五八%	四三・一九%

(附表第八のA・B・C参照)

此の表に於いて南滿の刻み方の無理を酌量して考察すれば、前項に所謂大借入地なるものは富農の自小作の借入地

殆ど全部、中農上層の純小作の借入地殆ど全部及び中農の自小作の借入地の一部とを主體とするものであり、それに南滿に於いては貧農の借入地も若干含まれて居るが、大借入地全體としては富農のそれを中心として、中農のものが加へられて居るものと見て差支へない。

而して、富農の小作は豊富なる役畜と勞力と資本とを擁して最も合理的な經營を行ひ、積極的に耕地を擴張する爲に小作地の借入を行つて居るのであり、純小作に於いても中農の上層に屬する様な者は假令少々の小作條件の無理があつても役畜と勞力の能率を充分に發揮して埋め合せがつくから尙相當の利潤を追及し得る事は既に述べた通りである。(第二章第二節二・三項参照)。

従つて大借入地はその大部分が積極的に利益を追及する爲の借入地である事は明瞭なのであるが、貸付の場合と借入の場合とは立場が全然反對になるのであつて、同じく利益の追及を積極的に目ざすものであつても土地所有者が貸付によるのと無所有者が借入によるのでは、其利益追及の仕方に於いて本質的に相容れない者である。而して借入地の場合には借入地の面積其儘を以つて直ちに借入人の立場を律する譯に行かないのであつて、中・南滿に於いては夫々借入面積の四割を以つて自作地一に相當するものとされて居るのであつて、大面積の小作人であつても中農下層や貧農に屬する如き場合もあり得るのである。而も斯くの如き大借入地は、全體として見れば實際は極めて低率なのである。

2, 中借入地の内譯とその性質、

第四十表 中借入地の内譯

地方別及び農家群別	實		數		各群別計に對する百分比	
	戸數	面積	戸數	面積		
北滿						
中農(上層)自小作	三戸	一三四・四晌	二七・三%	四〇・七%		
中農(下層)自小作	八戸	二八五・二晌	三三・四%	五六・五%		
中農(下層)純小作	三三戸	一四四六・四晌	一〇〇%	一〇〇%		
計	四四戸	一八六六・〇晌	一九・六%	四八・五%		
中農の自小作	一〇戸	一九五・九六晌	五五・五%	五九・八%		
貧農の自小作	八戸	一〇八・七〇晌	二七・六%	五七・一%		
中農の純小作	六戸	一七七・三四晌	一〇〇%	一〇〇%		
貧農の純小作	一八戸	二四三・一三晌	八五・七%	九一・〇%		
計	四二戸	七二五・一三晌	二五・〇%	五五・〇%		
中農の自小作	八戸	三三〇・〇畝	二六・六六%	一九・四七%		
貧農の自小作	八戸	二八九・五二畝	二八・五八%	四五・〇七%		
極貧農の自小作	三戸	一一五・三一畝	一三・〇五%	三五・四五%		
貧農の純小作	一戸	六七・〇〇畝	二〇・〇〇%	一四・六〇%		
極貧農の純小作	一三戸	五三三・六〇畝	二七・六六%	五二・五一%		
中農自小作兼出稼	一戸	三〇・〇〇畝	一〇〇%	一〇〇%		
南滿						

極貧農純小作兼出稼	一戸	三六・六五畝	一四・二九%	四六・六〇%
中農自小作兼雜業	一戸	五〇・〇〇畝	一〇〇%	一〇〇%
貧農自小作兼雜業	一戸	三六・〇〇畝	三三・三四%	五四・五五%
計	三七戸	一四九・九〇八畝	二二・一五%	二八・四五%

一一三

(附表第八のA・B・C参照)

即ち、所謂中借入地の主體は、中農下層純小作の借入地の全部、中農自小作の借入地の大部分、貧農自小作及び貧農純小作の借入地の大部を加へたものであり、それに極貧農の自小作及び純小作の借入地の一部を含んで居る。而して中農の小作は自作兼小作でも純小作でも、役畜も資本も一通りある丈で左程豊富ではなく、唯自家勞力を中心に手一杯の耕地を得る爲に借入れられて居るのであつて、積極的に利益を追求する如きは逆も期待出来ないものである事は既に述べた通りで(第二章第二節二、三項参照)又、貧農の小作や極貧農の小作が全く切つ端詰つたものである事は次に述べる通りなのである。

従つて、所謂中借入地は自家勞力手一杯の耕作の爲の借入が精々であるが、而も貧農の借入地や極貧農のそれを含んで居る位であるから、中借入地と言つても餘程ゆとりのない性質のものである事が察せられる。單に面積が中位であるからと言つても、借入地の場合には貧農程度の生活、時としては南滿などでは極貧農程度の生活しか支へる事出来ない場合すら考へなければならぬのである。

斯くの如き性質の借入地が實に借入地全體の大半を占めて居り、南滿では全借入地の二八・四五%であるから左程廣い割合とも言へないけれども北滿に於ては全體の四八・五%、中滿に於ては五五%を占めて居るのであるが、戸數

からは全戸數の二割内外しか占めて居ないのである。

3, 小借入地の内譯とその性質

第四十一表 小借入地の内譯

地方別及び農家群別	實		數		各群別計に對する百分比	
	戸數	面積	戸數	面積	戸數	面積
富農自小作	一戸	二四・五畝	三三・三%	一六・八%		
中農上層自小作	七戸	一一五・一畝	六三・六%	三四・七%		
中農下層自小作	一二戸	二〇一・五畝	五〇・〇%	三九・六%		
貧農自小作	一二戸	一七六・八畝	六三・一%	八四・四%		
貧農純小作	三五戸	五五八・五畝	一〇〇%	一〇〇%		
計	五八戸	一〇七六・四畝	二九・八%	二八・〇%		
中農自小作	三戸	一五・〇畝	一六・七%	三・六%		
貧農自小作	一六戸	八一・〇八畝	五五・二%	三八・三%		
極貧農自小作	一戸	三・五〇畝	二〇・〇%	三四・三%		
極貧農純小作	三戸	二二・九〇畝	一四・三%	九・〇%		
中滿	四九戸	二二六・七二畝	五五・六%	七七・四%		
計	七二戸	三四二・二〇畝	四二・九%	二五・九%		

一一三

南滿		戸數	面積	各群別計に對する百分此
富農自小作	三戸	五〇・五畝	六〇・〇%	一一・六八%
中農自小作	一二戸	二六二・一畝	四〇・〇%	一五・六〇%
貧農自小作	一五戸	二六五・〇畝	五三・五七%	四一・二四%
極貧農自小作	一〇戸	一六七・七畝	四三・四八%	四七・四四%
中農純小作	一戸	三六・五畝	三三・三二%	八・五%
極貧農純小作	二四戸	四一〇・一五畝	五一・〇六%	四〇・七五%
貧農自小作兼出稼	一戸	一八・〇畝	五・〇%	六六・六七%
極貧農純小作兼出稼	一戸	一五・〇畝	一四・二九%	一九・〇七%
貧農自小作兼雜業	二戸	三〇・〇畝	六六・六六%	四五・四五%
極貧農自小作兼雜業	二戸	二六・〇畝	一〇・〇%	一〇・〇%
極貧農純小作兼雜業	三戸	四四・〇畝	五〇・〇%	七四・五九%
計	七四戸	一三四・九五畝	四四・三一%	二三・九四%

(附表第八のA・B・C参照)

斯くて、所謂小借入地は貧農自小作貧農純小作の借入地の殆ど全部を中心に、極貧農自小作極貧農純小作の借入地の大部と中農純小作の借入地の一部を加へたものである事が認められるのである。北滿及び南滿に於いて夫々富農自小作の借入地が些し含められて居るがそれは面積の實數から言つても群別計に對する割合から言つても殆ど問題にならない。

而して貧農に於ける小作地は、自作兼小作に於いても純小作に於いても、自家勞力の消化といふ點から言へば、も

つともつと小作地を殖やし度いだけでも、役畜農具資金等の貧弱の故に、殘念乍ら之丈しか借入れる事が出来ないであり、(第二章第二節第一、三項参照)、中農の借入地に就いては前述の通り、極貧農の借入地に就いては後述の通りである。

従つて小借入地の性質は全く小作人の貧困の故に之丈しか借入れる事は出来ないといふのであつて、而も極貧農の借入地が多分に含まれるといふ事は、小借入地の斯くの如き性質をより深刻なものたらしめざるを得ない。

借入面積全體として見れば、斯の様な小借入地は全體の三割にも充たぬものであるけれども、借入戸數から見れば三割乃至四割四分強に及んで居るのである。

4. 極小借入地の内譯とその性質

第四十二表 極小借入地の内譯

地方別及び農家群別	實數		各群別計に對する百分此	
	戸數	面積	戸數	面積
富農自小作	一戸	六・〇畝	三三・三%	四・一%
中農下層自小作	四戸	一八・四畝	一六・六%	三・七%
貧農自小作	七戸	三二・七畝	三六・九%	三三・六%
半雇農自小作	四戸	八・七畝	一〇・〇%	一〇・〇%
半雇農純小作	九一戸	二〇六・〇畝	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%
計	一〇七戸	二七一・八畝	四七・五%	七・一%

		中満					南満						
		中農	貧農	極貧	計	中農	貧農	極貧	計	中農	貧農	極貧	計
		自小作	自小作	自小作	自小作	自小作	自小作	自小作	自小作	自小作	自小作	自小作	自小作
三戸	四・七	一六・七	一・四			三戸	二一・〇	一・二五		一〇戸	六〇・五	一・八	
五戸	八・八五	一七・二	四・六			四戸	一八・〇	一・八		一〇戸	六三・八	一・七・一	
四戸	六・七	八〇・〇	六五・七			一戸	九・〇	三三・三三		四戸	二四・五	六・三四	
三九戸	六六・〇八	四四・四	二二・六			四戸	二七・〇	三四・三三		一戸	九・〇	三三・三三	
計	八・六三三	三〇・三	六・五			五戸	二七・〇	一〇〇		極貧農自小作兼出稼	二七・〇	一〇〇	
三戸	四・七	一六・七	一・四			極貧農純小作	一五・〇	二五・四一		極貧農自小作兼出稼	二七・〇	一〇〇	
計	二二・六	三三・九六	四・四四			極貧農純小作兼雜業	一五・〇	二五・四一		極貧農純小作兼雜業	一五・〇	二五・四一	

(附表第八のA・B・C参照)

斯うして所謂極小借入地の内譯を検討して見れば、それは半雇農の自小作及び純小作の借入地の全部、極貧農自小作及び純小作の借入地の大部を中心に、貧農自小作の借入地の一部を加へたものである。北満に於いては富農自小作と中農自小作の借入地の極小部分、中満及び南満に於いても中農自小作の借入地の極小部分とが夫々含まれては居る

けれども、其借入面積の實數及び各群別計に對する戸數と面積との比率は何れも微々たるものでしかない。而して貧農の小作は前述の通りであり、極貧農の小作は自作兼小作に於いても純小作に於いても、兼他業の小作に於いても役畜農具資金等の極度の貧弱の故に、唯辛うじて自家食糧の食ひ繋ぎでも得度い爲に小作して居るのであつて、彼等は耕作農家としては唯其末尾に名を列するのみで其實に於いては半ば雇農、半ば他業に既に移行を餘儀なくされて居る者である。

だから極小借入地なるものは、利潤を得るとか自家勞力をこなせるかこなせないかといふ様な事は夢にも問題にならず、唯食はんが爲に借入れたものに外ならないと言ふ事が出来る。

斯くの如き借入地は面積全體から言へば北満七・二% 中満六・五% 南満四・四%といふ極めて微々たるものであるが、斯うした僅かの借入地を頼りに食ひ繋ぐ戸數は極めて大多數であり、北満に於いては借入戸數全體の四七・五% 中満に於いては三〇・三% 南満に於いては二三・九六%を占めて居るのである。

三、耕作と借入の關係

1. 土地借入の原因

以上に述べた如き土地借入の原因は耕地の不足又は皆無にある事は勿論の事である。従つて借入地の偏在状況も其根本に於いては耕作地の偏在状況と全く相表裏して居る事は言ふ迄もない。

然し乍ら前にも言つた様に(本節一、参照)土地所有の擴張は無制限であり従つて貸付面積の集中にも限度はないのであるが、耕作面積の場合には先づ生産技術の現在の發展段階によつて制約せられる。況んや現在の耕作者の貧弱な

る資本を以つてしては生産技術の現段階よりは遙かに低く制限づけられざるを得ない。此處に借入面積の集中には自づから其限度を生じ、又其偏倚状態にも貸付面積の場合とは違つた様相を呈せしめる所以のものが潜む譯である。斯る資本の貧弱さを由来せしめる所のは小作經營そのものゝ劣位である。小作するといふその事が非常に不利な封建的な小作關係の下に行はるゝが故に、小作によつて利潤を追及し、小作によつて資本を蓄積し、小作によつて生産を擴張する事は餘程の好運に恵まれなければ出来ない事であつて、現在の小作關係なる者は單純なる再生産力さへも犠牲にして居るものである。従つて斯る關係下にある小作人側が受ける借入面積の制限は、中農より貧農、貧農より極貧農と下層農家になる程幾何級數的に加重されて居る譯である。

而して他業との關係に於いては、土地所有者の場合とは全く異つた深刻な立場に立つのであつて、有利か不利かといふ問題でなくて、食へるか否かの問題が小作するか他業に趨るかを決定する要因となつて居るのである。

2. 耕作面積と借入面積との比率

第四十三表を掲げて説明に代へる。

極貧農	47	1,011.45	1,006.55	21.52	21.42	100	99.5
小計	55	1,917.85	1,913.45	34.87	34.79	100	99.7
自作兼小作	7	177.37	81.50	25.41	11.64	100	45.8
兼出稼	6	283.50	142.00	48.08	23.67	100	49.2
兼雜業	7	84.75	78.65	12.11	11.24	100	92.8
小作兼出稼	6	61.30	59.00	10.22	9.33	100	96.1
兼雜業							
小作人計	167	8,279.65	5,382.73	49.58	32.23	100	60.9

第四十三表 小作人の耕作と借入との關係

北 滿 之 部 (註) 戸別調査第一表農家概況表に據る

經營様式別	農 家 別	戸 數	實 數		一 戸 當		百 分 比		
			耕 作 面 積	借 入 積	耕 作 面 積	借 入 積	耕 作 面 積	借 入 積	
自作兼小作	富中貧半小	3	439.0	145.5	146.3	48.5	100%	38.1%	
	農上層	11	795.0	330.9	72.3	30.1	100%	41.6%	
	農中層	24	930.0	505.1	38.8	21.0	100%	54.1%	
	農下層	19	291.2	209.5	15.3	11.0	100%	71.8%	
	農計	4	15.6	8.7	3.9	2.2	100%	56.4%	
自作兼小作	富中貧半小	61	2,470.8	1,199.7	40.5	19.7	100%	48.6%	
純 小 作	富中貧半小	5	444.5	437.0	88.9	97.4	100%	98.3%	
	農上層	33	1,413.1	※1,446.4	42.8	43.8	100%	102.3%	
	農中層	35	538.3	※558.5	15.0	16.0	100%	106.6%	
	農下層	30	130.5	127.1	4.4	4.2	100%	95.4%	
	農計	61	80.5	78.9	1.3	1.3	100%	100.0%	
小 作 人 計	小 作 人 計	225	5,077.7	3,847.6	22.6	17.1	100%	75.6%	
中 滿 之 部									
自作兼小作	富中貧極小	1	91.00	55.00	91.00	55.00	100%	60.4%	
	農農農計	18	583.20	327.66	32.40	18.20	100%	56.1%	
	農中層	29	292.59	190.63	10.09	6.57	100%	65.1%	
	農下層	5	15.85	10.20	3.17	2.04	100%	64.3%	
	農計	53	982.64	583.49	18.54	11.01	100%	59.4%	
純 小 作	富中貧極小	1	176.14	※177.34	29.36	29.56	100%	100.6%	
	農農農計	6	267.03	267.03	13.94	13.94	100%	100.0%	
	農中層	21	328.37	292.80	3.73	3.33	100%	89.2%	
	農下層	88	771.54	737.17	6.71	6.41	100%	95.5%	
	農計	115	1,754.18	1,320.66	10.44	7.96	100%	75.2%	
小 作 人 計	小 作 人 計	163	1,754.18	1,320.66	10.44	7.96	100%	75.2%	
南 滿 之 部									
自作兼小作	富中貧極小	5	1,097.50	482.50	219.50	86.50	100%	38.9%	
	農農農計	30	2,915.54	1,679.60	93.85	55.99	100%	59.6%	
	農中層	28	1,252.63	642.52	44.74	22.95	100%	51.2%	
	農下層	23	533.71	353.51	25.38	15.37	100%	60.5%	
	農計	86	5,749.38	3,108.13	66.85	36.14	100%	54.0%	
純 小 作	富中貧極小	3	441.40	※447.90	147.13	※149.30	100%	101.4%	
	農農農計	5	465.00	459.00	96.60	92.00	100%	95.2%	
	農中層	47	1,011.45	1,006.55	21.52	21.42	100%	99.5%	
	農下層	4	1,917.85	1,913.45	34.87	34.79	100%	99.7%	
小 作 人 計	小 作 人 計	167	8,279.65	5,382.73	49.58	32.23	100%	60.9%	

※又貸付各面積ヲ含ム

※又貸付各面積ヲ含ム

※又貸付各面積ヲ含ム

2. 耕作面積と借入面積との比率

いふ問題でなく、食へるか否かの問題が小作するか他業に趨るかを決定する要因となつて居るのである。

小作地番号	小作人名	面積	借付額	借付利率	借付期間	借付条件	備考
101	山田太郎	1.5	1000	5%	3年	無条件	
102	田中次郎	2.0	1500	6%	5年	有担保	
103	佐藤三郎	0.8	500	4%	2年	無条件	
104	鈴木四郎	3.0	2000	7%	4年	有担保	
105	高橋五郎	1.2	800	5.5%	3.5年	無条件	
106	渡辺六郎	2.5	1800	6.5%	4.5年	有担保	
107	伊藤七郎	0.5	300	4.5%	2.5年	無条件	
108	山本八郎	1.8	1200	5.8%	3.8年	無条件	
109	中野九郎	2.2	1600	6.2%	4.2年	有担保	
110	松本十郎	0.7	400	4.8%	2.8年	無条件	
111	林十一郎	1.0	700	5.2%	3.2年	無条件	
112	森十二郎	1.5	1000	5.6%	3.6年	無条件	
113	山崎十三郎	2.0	1400	6.0%	4.0年	有担保	
114	田村十四郎	0.9	600	4.9%	2.9年	無条件	
115	佐々木十五郎	1.3	900	5.4%	3.4年	無条件	
116	高木十六郎	1.7	1100	5.9%	3.9年	無条件	
117	橋本十七郎	2.1	1500	6.3%	4.3年	有担保	
118	石川十八郎	0.6	350	4.7%	2.7年	無条件	
119	山口十九郎	1.1	750	5.3%	3.3年	無条件	
120	山田二十郎	1.4	950	5.7%	3.7年	無条件	

第三節 小作契約件数別に見たる小作地の貸借状況

以上に述べた所は總て貸付又は借入の関係當事者を中心とする其戸數及び面積の配分状況と各配分の性質に就いてあつたが、更に個々の小作契約に就いて小作地の貸借状況を概観して見やう。

一、小作契約の件数と面積との關係

申す迄もなく、少數の大地主が大面積の耕地を獨占して多數の小作人に貸付け、多數の小作人は其等の耕地を小刻みに區分して小作して居る事は既に述べた通りであるが、實際問題として其等の小作地が一筆に纏つて貸借される場合と、數筆に小刻みに貸借される場合とは、自づから利害關係の相違が起つて來るのである。一筆に纏めて大きく貸借する方が有利か、數筆に細分して小刻みに貸借する方が有利かは、其地主により又其小作人により又其小作地の状態に應じて違ふのであつて、迎も一概に言ふ事は困難な事であるが、唯全體の大まかな傾向として見れば、小作地は益々小刻みに細分されて、少數の地主に、多數の小作人が個々に細かな契約を結ぶ傾向の方が遙かに強いと言へるであらう。

第四十四表 小作面積高別件数と面積の割合(單位%)

別方地		別高積面	
南	北・中滿	南	北・中滿
五畝未滿	五畝未滿	五畝未滿	五畝未滿
五畝以上	五畝以上	五畝以上	五畝以上
一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上
二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上
三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上
五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上
一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上
合計	合計	合計	合計
100%	100%	100%	100%

(北滿は産調資料(45)の2小作關係篇三三三頁、中・南滿は附表第九参照)

これを前掲第三十二表及び第三十八表と對照して見れば、前二表に於いて大土地中土地の貸借戸数の全體に對する割合は、大土地貸借になる程低く、小土地極小土地の貸借戸数の割合は小土地になる程高かつたのであるが、此の傾向を小作契約件数に就いて見れば更に甚だしく、大土地の小作契約の割合は戸数の割合よりは遙かに低率となり、小土地の小作契約の割合は戸数の割合よりは遙かに高率となつて居る事を知るのである。此の事は面積に就いて見れば更に極端となつて居るのであつて、前二表と比較の結果を表示すれば次の第四十五第四十六表の如くである。

第四十五表 小作地面積高別貸借戸数と小作契約件数との比較(單位%)

別方地		別高積面	
南	北・中滿	南	北・中滿
五畝未滿	五畝未滿	五畝未滿	五畝未滿
五畝以上	五畝以上	五畝以上	五畝以上
一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上	一〇畝以上
二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上	二〇畝以上
三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上	三〇畝以上
五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上	五〇畝以上
一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上
合計	合計	合計	合計
100%	100%	100%	100%

(貸借戸数は第三十二表、借入戸数は第三十八表、契約件数は第四十四表より)

第四十六表 小作地面積高別貸借面積と小作契約面積との比較(單位%)

別方地	別高積面		北滿		中滿		南滿	
	南	北・中滿	貸付面積	借入面積	貸付面積	借入面積	貸付面積	借入面積
	五畝未満	五畝未滿	一・三	四・六	一・二	二・六	〇・七	一・七
	五畝以上	五畝以上	二・四	四・二	三・五	三・三	三・六	八・〇
	一〇畝以上	一〇畝以上	九・〇	二・八	三・九	三・八	二・九	二・五
	二〇畝以上	二〇畝以上	七・二	一・三	二・六	二・八	九・六	一・九
	三〇畝以上	三〇畝以上	一・三	三・〇	一・〇	一・〇	一・五	一・三
	五〇畝以上	五〇畝以上	一・四	二・七	一・二	三・三	一・九	一・〇
	一〇〇畝以上	一〇〇畝以上	五・七	八・五	三・九	三・九	三・四	三・四
	合計	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(貸付面積は第三十二表、借入面積は第三十八表、契約面積は第四十四表より)

右二表に明瞭な通り、大土地の貸借面積の割合に比ぶれば、大土地の契約面積の割合は極端に小さく、小土地の貸借面積の割合に較ぶれば小土地の契約面積は極端に大きくなり、此の傾向は就中貸付面積の割合に比較すれば一目瞭然である。例へば北滿に於いて百畝以上の大土地の貸付面積は實に全體の五・七%を占め南滿に於いても百畝以上の大土地の貸付面積が全體の四・七・四%といふ殆ど全體の半分を占めて居るのであるが、個々の小作契約に就いて見れば

北滿に於いては百畝以上の契約面積は全契約面積の僅かに三・九%、南滿に於いては百畝以上の契約面積は全面積の二〇・七六%といふ割合しか占めて居ないのである。

此の事は取りも直さず、どんな大土地であつても實際に貸借されて小作關係に入る場合には、大土地其儘としてではなくて、幾筆かに分割されて契約されて居るといふ事に外ならない。

而して小作地が數筆に分割されるといふ傾向は、強ちに大土地貸借關係に於いてのみならず、中土地は中土地並みに小土地は小土地並みに益々小刻みになつて居る事は前の二表に據つて察するに難くない所である。即ち、中土地小土地極小土地の各々の契約件數及び契約面積の比率は常に貸借戸數及び貸借面積の比率よりも高くなつて居るのである。

此の事は一面に於いては土地所有の集中及び分散の進行が、一舉に一塊の大土地に就いて行はれるものでなく、數代を経て種々の手順に従つて動いて來たものであつて、集中された大土地そのものが幾十筆の土地の集まりであり、又細分化された小土地そのものも亦例へば土地の分割相續の際に一筆一筆宛を又細かに均分するが如く、數筆の小土地の集合であるといふ事を考へねばならない。

然し乍ら問題は斯うして幾筆にも細分されて小作契約が結ばれるといふ状態が現實に於いて如何なる利害關係を有つかである。此の間に於いて動かし難い事實は大土地貸付者や大土地借入者は數筆に分割する事によつて常に自己に有利なる相手方と條件とを選択することが出来るし、小土地極小土地の小作關係者に常に選り残しの滓丈しか獲得出來ないといふ事であらう。

二、小作地の等級別

小作地の等級別に就いて見れば次の如くである。

第四十七表 小作地の等級別件数と面積の割合(単位%)

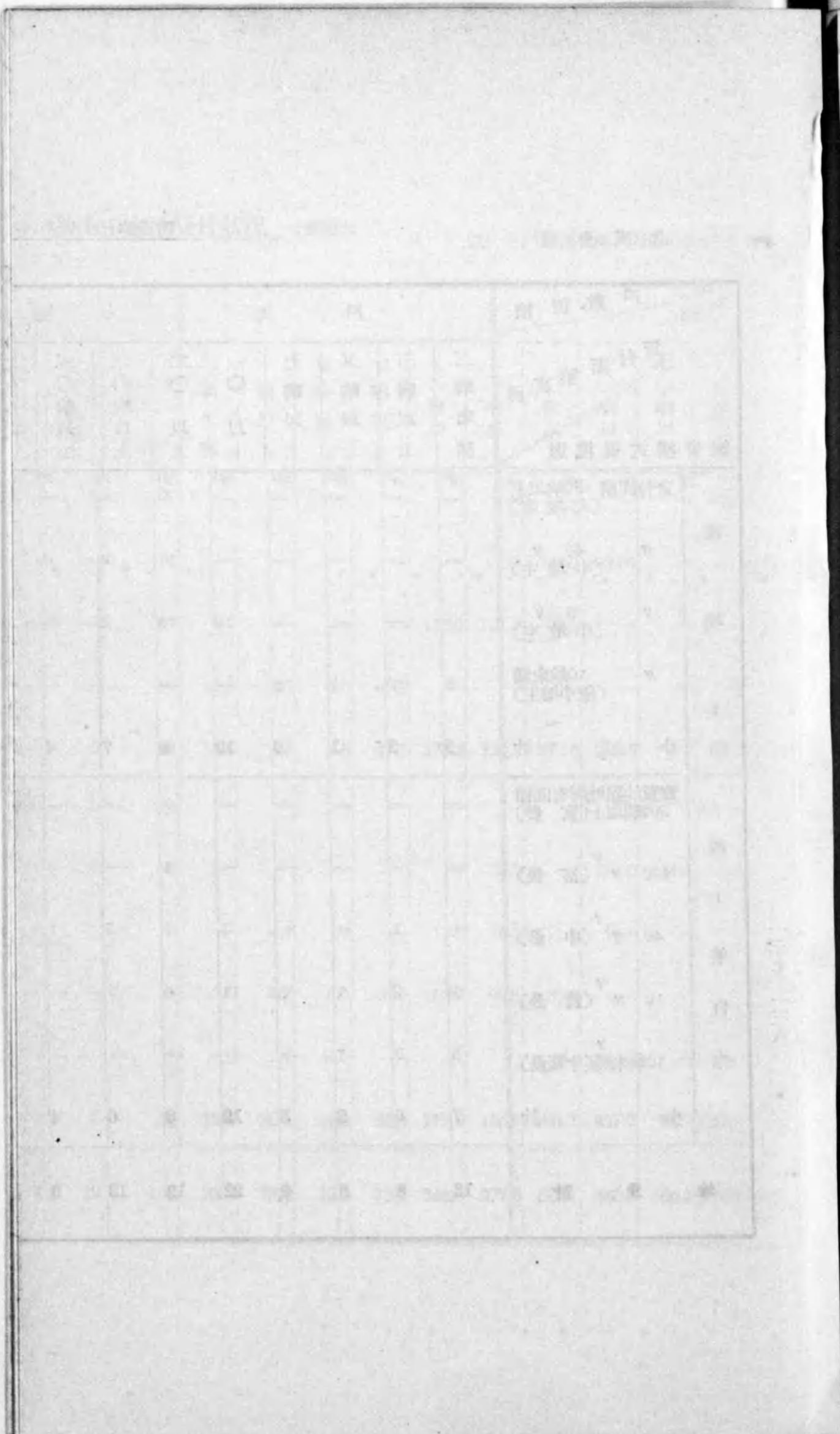
地方別	等級別		上地	中地	下地	其他	計					
	北滿	中滿										
	面	件	積	積	積	積	積					
	五・七三	五・七八	七・五五	七・二三	五・九〇	六九・五二	六九・〇五	二二・九三	二五・〇五	一・六一	一・四二	一〇〇%
	四四・七七	五二・七六	五八・五〇	五七・一一	三二・一九	三八・六九	四八・〇八	二・八二	二・三七	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%

(北滿は産調資料(45)の(2)小作關係篇一三六頁、中・南滿は附表第十のA・B参照)

茲に所謂「等級別」といふのは土地課税の際の「等則別」に拘らず、其地方に於ける收穫高を標準として契約當時者間で定められた等級である。北滿及び南滿に於いては、上地中地に於いては件数の割合が面積の夫よりも若干高く下地に於いては反對であり、中滿に於いてはそれが多少逆になつて居るが、小作地全體として、件数に於いても面積に於いても上地の割合が尠くて中下地の割合の多い事が留意されるれば足るであらう。

三、小作地の所在

小作地の所在に就いては前に述べた小作人の在住地と全く一致するのであるから、此處では唯附表第十一の(A)(B)を掲ぐるに止めて置く。



附表第七のA(その一) 地主の土地貸付状況 (實數%)

註……戸別調査第一表農家概況表に據る

戸數、面積 貸付面積高別 經營様式規模別		戸 數										面 積													
		三响未満	三响以上	五响以上	七响以上	一〇以上	二〇以上	三〇响以上	五〇响以上	七〇响以上	一〇〇响以上	計	三响未満	三响以上	五响以上	七响以上	一〇响以上	二〇响以上	三〇响以上	五〇响以上	七〇响以上	一〇〇响以上	計		
純 地 主	貸付面積 50响以上 (大地主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	627.2	627.2	
	" 40 " (中地主)	—	—	—	—	—	—	4	4	—	—	8	—	—	—	—	—	—	178.0	222.6	—	—	—	400.4	
	" 3 " (小地主)	—	—	—	—	10	6	3	—	—	—	19	—	—	—	—	173.5	121.7	95.5	—	—	—	—	390.8	
	" 10响未満 (極小地主)	5	2	1	6	—	—	—	—	—	—	14	10.8	8.5	5.0	47.5	—	—	—	—	—	—	—	—	390.8
	小 計	5	2	1	6	10	6	7	4	—	5	46	10.8	8.5	5.0	47.5	173.5	121.7	273.6	222.6	—	627.2	—	1,490.4	
地 主 兼 自 作	實質的熟地所有面積 200响以上(富農)	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,312.7	1,312.7		
	100 " (富農)	—	—	—	—	—	1	—	3	1	6	—	—	—	—	—	28.0	—	172.0	86.1	102.3	—	388.4		
	40 " (中農)	—	1	—	—	1	1	5	1	—	9	—	4.1	—	—	12.5	28.1	211.1	65.7	—	—	—	321.5		
	10 " (貧農)	2	2	1	3	11	4	1	—	—	24	3.4	8.3	6.0	25.6	162.5	99.5	30.0	—	—	—	—	—	335.3	
	" 10响未満(半雇農)	5	3	1	—	—	—	—	—	—	9	9.0	7.7	8.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24.5	
小 計	7	6	2	3	12	6	6	4	1	7	54	12.4	20.1	14.2	25.6	175.0	155.6	241.1	237.7	86.1	1,415.0	—	2,382.8		
地 主 計		12	8	3	9	22	12	13	8	1	12	100	23.2	28.6	19.2	73.1	348.5	277.3	514.7	460.3	86.1	2,042.2	—	3,873.2	

三、小作地の所在

小作地の所在に就いては前に述べた小作人の在住地と全く一致するのであるから、此處では唯附表第十一の(A) (B)を掲ぐるに止めて置く。

茲に所謂「等級別」といふのは土地課税の際の「等別別」に拘らず、其地方に於ける收穫高を標準として契約當時者間で定められた等級である。北滿及び南滿に於いては、土地中地に於いては件數の割合が面積の夫よりも若干高く下地に於いては反對であり、中滿に於いてはそれが多少逆になつて居るが、小作地全體として、件數に於いても面積に於いても土地の割合が尠くて中下地の割合の多い事が留意されるれば足るであらう。

(北滿は産調資料(45)の(2)小作關係篇一三六頁、中・南滿は附表第十のA・B参照)

戸 数・面 積 貸 付 面 積 高 別 經 營 樣 式・規 模 別		戸 數										面 積												
		三 响 未 滿	三 响 以 上	五 响 以 上	七 响 以 上	一 〇 响 以 上	二 〇 响 以 上	三 〇 响 以 上	五 〇 响 以 上	七 〇 响 以 上	一 〇 〇 响 以 上	計	三 响 未 滿	三 响 以 上	五 响 以 上	七 响 以 上	一 〇 响 以 上	二 〇 响 以 上	三 〇 响 以 上	五 〇 响 以 上	七 〇 响 以 上	一 〇 〇 响 以 上	計	
純 地 主	貸付面積 90响以上 (大地主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100
	" 40 " (中地主)	—	—	—	—	—	—	50.0	50.0	—	—	100	—	—	—	—	—	—	44.4	55.6	—	—	100	
	" 10 " (小地主)	—	—	—	—	52.6	31.6	15.8	—	—	—	100	—	—	—	—	44.4	31.1	24.5	—	—	—	100	
	" 10响未滿 (極小地主)	35.7	14.3	7.1	42.9	—	—	—	—	—	—	100	15.0	11.8	7.0	66.2	—	—	—	—	—	—	100	
	小 計	10.9	4.3	2.2	13.0	21.8	13.0	15.2	8.7	—	10.9	100	0.7	0.6	0.3	3.2	11.6	8.2	18.4	14.9	—	42.1	100	
地 主 兼 自 作	實質的熟地所有面積 200响以上(富農)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	
	100 " (富農)	—	—	—	—	—	16.7	—	49.9	16.7	16.7	100	—	—	—	—	—	7.2	—	44.3	22.2	26.3	100	
	40 " (中農)	—	11.1	—	—	11.1	11.1	55.6	11.1	—	—	100	—	1.3	—	—	3.9	3.7	65.7	20.4	—	—	100	
	10 " (貧農)	8.3	8.3	4.2	12.5	45.8	16.7	4.2	—	—	—	100	1.0	2.5	1.8	7.6	48.5	29.7	8.9	—	—	—	100	
	10响未滿(半雇農)	55.6	33.3	11.1	—	—	—	—	—	—	—	100	36.2	30.9	32.9	—	—	—	—	—	—	—	100	
小 計	13.0	11.1	3.7	5.6	22.1	11.1	11.1	7.4	1.9	13.0	100	0.5	0.8	0.6	1.1	7.3	6.5	10.1	10.0	3.6	59.5	100		
地 主 計		12.0	8.0	3.0	9.0	22.0	12.0	13.0	8.0	1.0	12.0	100	0.6	0.7	0.5	1.9	9.0	7.2	13.3	11.9	2.2	52.7	100	

中 滿 全 屯

附表第七の(B)その一 地主の土地貸付状況(實 數)

註……戸別調査第一表農家概況表に據る

戸數・面積 貸付面積高別 經營樣式・規模別		戸 數										面 積											
		三响未滿	三响以上	五响以上	七响以上	一〇响以上	二〇响以上	三〇响以上	五〇响以上	七〇响以上	一〇〇响以上	計	三响未滿	三响以上	五响以上	七响以上	一〇响以上	二〇响以上	三〇响以上	五〇响以上	七〇响以上	一〇〇响以上	計
純 地 主	貸付面積 50响以上 (大地主)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	" 10 " (中地主)	—	—	—	—	11	5	2	—	—	—	18	—	—	—	—	143.54	131.30	76.00	—	—	—	350.84
	" 3 " (小地主)	4	4	3	7	—	—	—	—	—	—	18	7.05	14.44	17.93	52.11	—	—	—	—	—	—	91.53
	" 3响未滿 (極小地主)	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	14.02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14.02
	小 計	12	4	3	7	11	5	2	—	—	—	44	21.07	14.44	17.93	52.11	143.54	131.30	76.00	—	—	—	456.39
地 主 兼 自 作	實質的熟地所有面積 50响以上(富農)	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	11.80	—	—	—	—	—	—	11.80
	" 10 " (中農)	1	1	2	8	8	1	—	—	—	21	2.50	4.00	11.41	63.15	96.29	25.50	—	—	—	—	—	202.85
	" 3 " (貧農)	1	6	3	1	—	—	—	—	—	11	2.00	24.30	17.70	8.00	—	—	—	—	—	—	—	52.00
	" 3响未滿(極貧農)	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1.60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.60
	小 計	3	7	5	9	9	1	—	—	—	34	6.10	23.30	29.11	71.15	108.09	25.50	—	—	—	—	—	288.52
地 主 計		15	11	8	16	20	6	2	—	—	78	27.17	42.74	47.04	123.26	251.63	156.80	76.00	—	—	—	724.64	

中 滿 全 屯

附表第七の(B)その二 地主の土地貸付状況 (百分比)

註……上表に同じ

經營樣式・規模別		戸數・面積		戸 數											面 積										
		貸付面積	高別	三响未満	三响以上	五响以上	七响以上	一〇响以上	二〇响以上	三〇响以上	五〇响以上	七〇响以上	一〇〇响以上	計	三响未満	三响以上	五响以上	七响以上	一〇响以上	二〇响以上	三〇响以上	五〇响以上	七〇响以上	一〇〇响以上	計
				%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
純 地 主	貸付面積 50响以上 (大地主)																								
	" 10 " (中地主)						61.1	27.8	11.1				100					40.9	37.4	21.7					100
	" 3 " (小地主)			22.2	22.2	16.7	38.9						100	7.7	15.8	19.6	56.9								100
	" 3响未満 (極小地主)			100									100	100											100
	小 計			27.3	9.1	6.8	15.9	25.0	11.4	4.5			100	4.6	3.2	3.9	11.4	31.4	28.8	16.7					100
地 主 兼 自 作	實質的熟地所有面積 50响以上(富農)						100						100					100							100
	" 10 " (中農)			4.9	4.8	9.5	38.1	38.0	4.8				100	1.2	2.0	5.6	31.1	47.5	12.6						100
	" 3 " (貧農)			9.1	54.5	27.3	9.1						100	3.8	46.8	34.0	15.4								100
	" 3响未満(極貧農)			100									100	100											100
	小 計			8.8	20.6	14.7	26.5	26.5	2.9				100	2.3	10.5	10.9	26.5	40.3	9.5						100
地 主 計				19.2	14.1	10.3	20.5	25.6	7.7	2.6			100	3.7	5.9	6.5	17.0	34.8	21.6	10.5					100

經營様式	面積高別	戸 數											面 積										備 考	
		三畝未滿	三畝以上	五畝以上	一〇畝以上	一五畝以上	二〇畝以上	三〇畝以上	五〇畝以上	七〇畝以上	一〇〇畝以上	計	三畝未滿	三畝以上	五畝以上	一〇畝以上	一五畝以上	二〇畝以上	三〇畝以上	五〇畝以上	七〇畝以上	一〇〇畝以上		計
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝		畝
農業者	地主	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	地主兼自作	1	—	2	2	2	2	2	2	—	3	2.00	—	15.00	20.00	33.90	42.00	85.00	60.00	79.00	452.40	718.40		
農業兼出稼	地主	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	地主兼自作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
農業兼雜業	地主	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	地主兼自作	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地 主 計		2	—	12	7	7	9	13	4	4	8	4.00	—	81.20	74.00	123.02	192.65	442.20	233.31	309.00	1,308.40	2,772.78		

貸付面積高別 經營様式規模別			戸 數										面 積										備 考			
			三 畝 未 滿	三 畝 以 上	五 畝 以 上	一 〇 畝 以 上	一 五 畝 以 上	二 〇 畝 以 上	三 〇 畝 以 上	五 〇 畝 以 上	七 〇 畝 以 上	一 〇〇 畝 以 上	計	三 畝 未 滿	三 畝 以 上	五 畝 以 上	一 〇 畝 以 上	一 五 畝 以 上	二 〇 畝 以 上	三 〇 畝 以 上	五 〇 畝 以 上	七 〇 畝 以 上		一 〇〇 畝 以 上	計	
農 業 者	地 主	大地地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		中地地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小地地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	計	—	—	42.8	14.4	14.4	28.4	—	—	—	—	—	—	21.4	12.9	21.1	44.6	—	—	—	—	—	—	—	100.0	
地主兼自作	富中貧極貧	7.1	—	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	11.1	11.1	33.4	0.4	—	3.3	4.4	7.5	5.8	11.8	8.3	11.0	63.1	100.0	—	—	100.0	
	計	2.9	—	11.4	14.3	17.1	11.4	—	8.6	2.9	11.4	0.1	—	2.2	3.8	7.5	6.0	18.2	12.6	5.7	43.9	100.0	—	—	100.0	
農 業 兼 出 稼	地 主	大地地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		中地地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小地地	33.3	—	66.7	100.0	—	—	—	50.0	50.0	—	14.3	—	85.7	100.0	—	—	32.9	67.1	—	—	—	—	—	100.0	
	計	16.7	—	33.2	16.7	—	—	16.7	16.7	—	—	1.7	—	10.0	8.3	—	—	26.3	53.7	—	—	—	—	—	100.0	
地主兼自作	富中貧極貧	—	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	100.0	
	計	—	—	100.0	—	—	50.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	82.8	—	—	—	—	—	—	—	100.0	
農 業 兼 雜 業	地 主	大地地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		中地地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小地地	—	—	66.7	—	—	—	—	50.0	50.0	—	—	—	40.6	—	—	41.0	59.0	—	—	—	100.0	—	—	100.0	
	計	—	—	33.3	—	—	33.3	16.7	—	—	16.7	—	—	6.8	—	—	22.5	18.0	—	—	—	52.7	—	—	100.0	
地主兼自作	富中貧極貧	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	
地 主 計			3.0	—	18.2	10.6	10.6	13.6	17.7	6.1	6.1	12.1	0.1	—	2.9	2.7	4.4	6.9	15.9	8.6	11.1	47.4	—	—	100.0	

戸 數・面 積 借 入 面 積 高 別 經 營 様 式 規 模 別		戸 數										面 積										備 考	
		三 响 未 滿	三 响 以 上	五 响 以 上	七 响 以 上	一 〇 响 以 上	二 〇 响 以 上	三 〇 响 以 上	五 〇 响 以 上	七 〇 响 以 上	一 〇〇 响 以 上	計	三 响 未 滿	三 响 以 上	五 响 以 上	七 响 以 上	一 〇 响 以 上	二 〇 响 以 上	三 〇 响 以 上	五 〇 响 以 上	七 〇 响 以 上		一 〇〇 响 以 上
自 作 兼 小 作 小	自作面積に小作面積の7割を加へたる面積100响以上(富農)	—	—	1	—	—	1	—	—	—	1	3	—	—	6.0	—	—	24.5	—	—	115.0	145.5	
	〃 〃 50 〃 (中農上)	—	—	—	—	5	2	2	1	1	—	11	—	—	—	—	67.0	48.1	73.0	61.4	81.4	—	330.9
	〃 〃 20 〃 (中農下)	—	2	2	2	4	6	7	1	—	—	24	—	7.4	11.0	15.0	47.5	139.0	233.2	52.0	—	—	505.1
	〃 〃 5 〃 (貧農)	2	1	4	2	7	3	—	—	—	—	19	4.7	4.0	24.0	17.8	89.0	70.0	—	—	—	—	209.5
	〃 〃 5响未滿(半雇農)	3	1	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4.2	4.5	—	—	—	—	—	—	—	—	8.7
	計	5	4	7	4	16	12	9	2	1	1	61	8.9	15.9	41.0	32.8	203.5	281.6	306.2	113.4	81.4	115.0	1,199.7
純 小 作 小	小作面積70响以上(中農上)	—	—	—	—	—	—	—	3	2	5	—	—	—	—	—	—	—	—	225.5	211.5	437.0	
	〃 〃 30 〃 (中農下)	—	—	—	—	—	—	22	11	—	33	—	—	—	—	—	—	810.0	636.4	—	—	1,446.4	
	〃 〃 7 〃 (貧農)	—	—	—	5	19	11	—	—	—	35	—	—	—	34.0	288.2	236.3	—	—	—	—	558.5	
	〃 〃 3 〃 (半雇農)	—	21	9	—	—	—	—	—	—	30	—	73.2	53.9	—	—	—	—	—	—	—	—	127.1
	〃 〃 3响未滿(〃)	61	—	—	—	—	—	—	—	—	61	78.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78.9
計	61	21	9	5	19	11	22	11	3	2	164	78.9	73.2	53.9	34.0	288.2	236.3	810.0	636.4	225.5	211.5	2,647.9	
小 作 人 計		66	25	16	9	35	23	31	13	4	3	225	87.8	89.1	94.9	66.8	491.7	517.9	1,116.2	749.8	306.9	326.5	1,847.6